

福利厚生のおしり

(令和3年4月)

福島県教育委員会
公立学校共済組合福島支部
一般財団法人福島県教職員互助会

目 次

【福利厚生制度】

1 福利厚生制度とは……………	(福利課 総務担当・互助会)	1
2 組合員・会員の資格……………	(福利課 短期給付担当)	3
3 被扶養者の認定を受けるとき ……	(福利課 短期給付担当)	5
4 児童手当 ……	(福利課 長期給付担当)	9
5 財形貯蓄 ……	(福利課 総務担当)	12
6 悩みごとがあるとき ……	(福利課 福祉担当)	16
7 時効 ……		21
8 給付金等の振込 ……		21

【保健福祉事業】

9 健康管理のための事業 ……	(福利課 福祉担当)	22
10 教養・レクリエーションの事業 ……	(福利課 互助会)	24
11 その他の福利厚生事業 ……	(福利課 福祉担当・互助会)	25
12 保養のための施設の利用 ……	(福利課 福祉担当・互助会)	27
13 公立学校共済組合宿泊・保養施設 ……	(福利課 福祉担当)	29
14 地方職員共済組合保養施設 ……	(福利課 福祉担当)	30
15 (一財)福島県教職員互助会指定旅館 ……	(福利課 互助会)	31
16 (一財)福島県教職員互助会会員証割引事業提携施設…	(福利課 互助会)	32

【給付事業】

17 病気になったとき、負傷したとき ……	(福利課 短期給付担当・互助会)	40
18 障がいの状態になったとき ……	(福利課 長期給付担当)	46
19 結婚したとき ……	(福利課 互助会)	51
20 子供が生まれたとき ……	(福利課 短期給付担当・福祉担当・互助会)	51
21 死亡したとき ……	(福利課 福祉担当・短期給付担当・長期給付担当)	53
22 休職・欠勤したとき ……	(福利課 短期給付担当・互助会)	58
23 災害・交通事故にあったとき ……	(福利課 短期給付担当・互助会)	62

【貸付事業】

24 資金を必要とするとき ……	(福利課 福祉担当)	65
------------------	------------	----

【退職後の給付金等】

25 退職するとき(退職後の医療)……………	(福利課 短期給付担当)	73
26 退職するとき(退職手当等)……………	(福利課 長期給付担当)	75
27 退職した後の年金 ……	(福利課 長期給付担当)	79

【公務災害・通勤災害補償制度】……………		87
----------------------	--	----

1 福利厚生制度とは

問い合わせ先: 福利課(総務担当・互助会) TEL 024-521-7804、7798

教職員が安心して職務に専念できるように、地方公務員法には福利厚生制度として厚生制度(同法第42条)と共済制度(同法第43条)が定められています。

福島県教育委員会には、これらの福利厚生事業を計画し、実施するための福利課が置かれ、また、教育委員会の組織とは別に公立学校共済組合福島支部及び一般財団法人福島県教職員互助会が置かれています。

福島県教育委員会

厚生事業として各種の健康診断、教職員相談等の各種の事業を行っています。

公立学校共済組合福島支部

組合員とその家族の病気・負傷・出産・死亡等に対する短期(医療)給付、組合員の退職・障がい・死亡等に対する長期(年金)給付をはじめ、福祉事業として健康増進に資するための人間ドック等の各種事業を実施しています。支部には運営審議会が置かれ、支部長に県教育長が就任しています。

(一財)福島県教職員互助会

教職員の互助制度として「福島県職員の互助団体に関する条例」により設立された団体で、教職員及びその家族の相互共済、福利の増進を目的とし、短期給付、厚生給付・厚生事業等を実施しています。互助会には理事会及び評議員会が置かれ、理事長に県教育庁政策監が就任しています。

掛金率
負担金率

共済組合は組合員の掛金と事業主である県の負担金及びその他の収入によって運営され、互助会は会員の掛金及びその他の収入によって運営されています。

※

被用者年金一元化に伴い、平成27年10月から共済組合の掛金の算定方法が「手当率制」から「標準報酬制」(標準報酬月額×掛金(保険料)率)に移行しました。

なお、介護保険料分は全額、市町村に交付される介護保険給付費の原資となります。

共済組合掛金・負担金率

(単位：千分率)

	組合員の種別	算定基礎	短期		介護 保険	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過的 長 期
			短期給付	福祉事業				
掛 金 率	特別職組合員	標準報酬月額	42.10	1.41	8.90	91.5	7.5	-
		標準期末手当						
	一般組合員	標準報酬月額	42.10	1.41	8.90	91.5	7.5	-
		標準期末手当						
	船員組合員	標準報酬月額	40.06	1.41	8.90	91.5	7.5	-
		標準期末手当						
	職員団体専従	標準報酬月額	42.10	1.41	8.90	91.5	7.5	-
		標準期末手当						
	公益法人等 派遣組合員	標準報酬月額	42.10	1.41	8.90	91.5	7.5	-
標準期末手当								
公立大 特別職組合員	標準報酬月額	42.10	1.41	8.90	91.5	7.5	-	
	標準期末手当							
公立大 一般組合員	標準報酬月額	42.10	1.41	8.90	91.5	7.5	-	
	標準期末手当							
負 担 金 率	特別職組合員	標準報酬月額	42.20	1.41	8.90	131.5	7.5	0.1001
		標準期末手当						
	一般組合員	標準報酬月額	42.20	1.41	8.90	131.5	7.5	0.1001
		標準期末手当						
	船員組合員	標準報酬月額	44.24	1.41	8.90	131.5	7.5	0.1001
		標準期末手当						
	職員団体専従	標準報酬月額	42.20	1.41	8.90	131.5	7.5	-
		標準期末手当						
	公益法人等 派遣組合員	標準報酬月額	42.20	1.41	8.90	131.5	7.5	0.1001
標準期末手当								
公立大 特別職組合員	標準報酬月額	42.20	1.41	8.90	131.5	7.5	0.1001	
	標準期末手当							
公立大 一般組合員	標準報酬月額	42.20	1.41	8.90	131.5	7.5	0.1001	
	標準期末手当							

	短期	長期(注1)
掛金・負担金率の算定基礎となる標準報酬月額の上限額	1,390,000円	650,000円
標準期末手当等の上限額	5,730,000円	1,500,000円

- ※ 短期給付負担金率には、育児・介護的負担金率が上乘せされています。
- ※ 厚生年金保険負担率には、基礎年金公的負担率が上乘せされています。
- ※ 産前産後休暇を取得した場合、組合員の申し出により産前産後休暇(産前6週、産後8週)を開始した日の属する月からその産前産後休暇が終了する日の翌日の属する月の前日までの掛金が免除となります。
- ※ 育児休業を取得した場合、組合員の申し出により育児休業の始まる日の属する月から育児休業を終了する日(その日が当該育児休業に係る子が3歳に達する日後であるときは、当該育児休業に係る子が3歳に達する日)の翌日の属する月の前月分までの掛金が免除となります。
- ※ 短期適用の標準期末手当等に係る掛金・負担金の最高限度額は、年度の累計額により算定します。
- (注1) 長期には、厚生年金保管・退職等年金・経過的長期を含みます。

互助会掛金表

(単位：千分率)

算定の基礎	短期給付事業に要する掛金率	厚生事業に要する掛金率
給料月額 (給料の調整額、教職調整額を含む) ※給料月額の上限額は、共済組合標準報酬等級表の報酬月額(短期)に準ずる	1.5	6.5

※育児休業及び傷病による無給休職となった場合または、産前産後休業の期間中は、その休業及び休職の始まる日の属する月からその休業及び休職の終了する日の翌日の属する月の前月分までの掛金が免除となります。

2 組合員・会員の資格

問い合わせ先: 福利課(短期給付担当) TEL 024-521-7802

採用又は任用替になったときは、その日から公立学校共済組合の組合員資格を取得し同時に一般財団法人福島県教職員互助会の会員資格を取得します。

ただし、公立大学法人福島県立医科大学及び会津大学の職員は一般財団法人福島県職員共助会会員となります。(法39 運用方針第3条関係)

なお、資格要件の見直しにより、令和2年度から常勤講師等も組合員・会員となりました。

提出書類

「組合員・会員の資格取得に伴う提出書類一覧表」参照

組合員証 組合員証は、採用又は任用替により資格を取得したときに交付されます。

組合員被扶養者証 また、組合員の被扶養者として認定されたときに組合員被扶養者証が交付されます。

組合員(会員)及びその被扶養者は、共済組合(互助会)から各種の給付が受けられますが、組合員証及び組合員被扶養者証はこれらを受けるための資格の証明書として組合員に交付されます。したがって、組合員証等を医療機関や共済組合の福利施設等に提示することによって、医療の給付を受けたり、施設等を利用することができます。

(施行規程第93条・100条 運営規則第12条)

組合員・会員の資格取得に伴う提出書類一覧表

提出書類	新規採用	他組合から	他支部から
組合員・会員資格取得届書 様式第13号	○	○	○
年金加入期間等報告書	○	○	○
けやき口座関係(注)	×	○	×
被扶養者認定申告書	△	△	△
国民年金第3号被保険者関係届	△	△	△
組合員転入・異動届書 様式第2号	×	○	○
個人番号記入様式	○	○	○

○……必ず提出 △……該当者のみ提出 ×……提出不要

(注) 新規資格取得者は、東邦銀行県庁支店に特定口座を開設することになります。必要書類を添付の上、東邦銀行本店又は支店の窓口で口座を開設してください。なお、東邦銀行県庁支店に既に普通口座を有している場合は、その口座を特定口座に切り替えることができます。

(この口座に共済組合(互助会)からの給付金等が直接振り込まれます。)

組合員証等の再交付

組合員証・被扶養者証は、誤って紛失したり汚損したりしたときは再交付が受けられますが、紛失や盗難は悪用されることがありますので大切に保管してください。

(施行規程第96条)

提出書類

- ・組合員証等再交付申請書 様式第16号
- ・汚損(傷)による場合は、組合員証等も提出

組合員証等の記載事項の変更

結婚等により組合員証等の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更手続きを行ってください。

なお、改姓したときは「けやき口座」の名義についても変更してください。

[最寄りの東邦銀行本(支)店に組合員証、組合員証等の記載事項の訂正について(通知)の写し及び印鑑を持参]

(施行規程第95条)

提出書類

- ・組合員証等記載事項変更申告書 様式第4号
- ・戸籍抄本など事実を明らかにする書類
- ・組合員証 ・被扶養者証

注)住所が変わったときは、ご本人で組合員証等の裏面の住所を訂正してください。なお、組合員・被扶養者の住所が変わったときは、組合員証等記載事項変更申告書の提出が必要です。(組合員証等の添付は不要です。)

また、配偶者の住所変更の場合、「国民年金被保険者住所変更届」も併せて提出してください。

なお、乳幼児(児童)医療費助成、特定健診受診券や年金記録等は、居住地の住所により、すべて管理しておりますので、速やかに変更の手続きをしてください。

被扶養者の資格認定

共済組合では、各種給付事務の適正な執行を図るため、毎年度1回、被扶養者の認定状況の確認を行います。

3 被扶養者の認定を受けるとき

問い合わせ先: 福利課(短期給付担当) TEL 024-521-7802

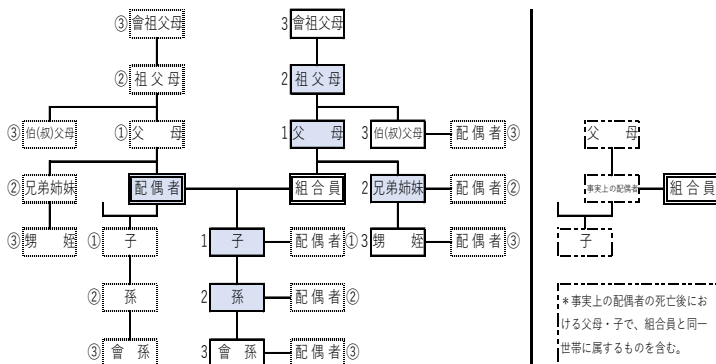
被扶養者とは

被扶養者とは次に掲げる者で、①組合員(会員)と一定の身分関係にあり、②主として組合員(会員)の収入により生計を維持する者をいいます。

- 1 配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 組合員(会員)と同一世帯に属する3親等以内の親族で1に掲げる者以外の者
- 3 組合員(会員)と事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子(その配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む。)で組合員(会員)と同一の世帯に属する者
(法第2条第1項第2号 施行令第3条)

被扶養者の範囲

被扶養者の範囲と、同居を必要とする者



被扶養者に認定されたい場合

- (1) 被扶養者が就職し、健康保険や他の共済組合等に加入しているとき。
- (2) その被扶養者について、組合員以外の方が給与条例上の扶養手当を受けているとき。

- (3) 被扶養者の年金・恩給・事業所得が130万円以上あるとき。
ただし、障害年金の受給者または60歳以上の公的年金受給者にあつては、180万円以上あるとき。
- (4) 被扶養者の給与収入(アルバイト・パート等を含む。)が月額108,334円以上あるとき。(通勤手当等及び超過勤務手当を含む。)
ただし、毎月の給与収入が不安定なときは、3月連続して月額108,334円以上あるとき。
- (5) 被扶養者の雇用保険(失業者の退職手当含む)の受給額が、日額3,612円以上あるとき。
- (6) 被扶養者と別居している場合で、主として組合員の送金等により生計を維持していると認められないとき。
- (7) 75歳以上の方及び65歳以上で、一定の障がいがあり後期高齢者医療制度の被保険者である方。

※「所得」とは

所得税法上の所得をさすものではなく、被扶養者として認定を受けようとする人の年間における恒常的な収入の総額をいいます、

※「年額」とは

その時から将来に向かって1年間に予想される収入をいうものであり、歴年又は年度等によって期間を限定して得た金額ではありません。

なお、退職手当や財産売却代金等の一時的収入は含まれません。

※「組合員の送金等」とは

送金を受ける人の所得が年額130万円(180万円)未満であっても「組合員からの仕送額等 \geq 次のア、イのうち高い額」であることが必要です。

ア 他の扶養義務者の送金額

イ その者の所得額の3分の1の額

(本人の収入並びに組合員及びその他の者の仕送り等の合計額)

※「事業所得等」の取扱い

資産所得、事業所得等については、収入総額から、その収入を得るために社会通念上必要な直接的経費を控除した額により判断します。(差し引く経費は税法上の必要経費とは異なるので、注意が必要です。)

認 定 申 告
手 続 続 け

被扶養者の認定要件を備える者ができたときは、要件を備えた日から起算して、30日以内に所属所長へ申告書を提出してください。

30日以内に申告しますと事実発生の日から認定になりますが、所属所の收受月日がそれを超えると、申告のあった日(所属所の收受月日)から認定になります。

なお、互助会では共済組合の被扶養者として認定されますと、自動的に互助会の被扶養者としての資格を有することになります。

被扶養者の 取消

被扶養者の認定要件を欠いたときは、直ちに所属所長に申告してください。要件を欠いたにもかかわらず取消申告をしない場合には、要件を欠いた日にさかのぼり取消され、給付を受けた医療費等に返納が生じることとなりますので、十分にご注意ください。

(法第55条 施行規程第94条 運営規則第12条・第19条)

提出書類

・別表「被扶養者認定・取消申告書添付書類一覧表」

配偶者を被 扶養者に認 定する場合

20歳以上60歳未満の配偶者が被扶養者に認定されたときは、国民年金第3号被保険者の資格を取得します。

この場合、日本年金機構への届出は共済組合が代行しますので、被扶養者認定申告書を提出するときは、国民年金第3号被保険者関係届を併せて提出してください。

また、被扶養配偶者のある方が人事異動等により共済組合が変わった場合も、国民年金第3号被保険者関係届を提出してください。

被扶養配偶者が住所を変更した(同一市町村内の異動を含む)場合は、記載事項変更申告書に国民年金第3号被保険者住所変更届を併せて提出してください。

なお、国民年金第3号被保険者の資格を有する被扶養配偶者が収入超過又は離婚により被扶養者から外れる場合は、被扶養者取消申告書に国民年金第3号被保険者関係届を併せて提出してください。この場合は、居住する市町村の窓口で直接個人が「被保険者の種別変更手続き」を行ってください。

提出書類

- ・国民年金第3号被保険者関係届(様式コード4300)
- ・国民年金第3号被保険者住所変更届(4301)

被扶養者認定申告書添付書類一覧表

提出書類		扶養手 当 あり	扶養手当なし					
			配 偶 者	子	父 母 ・ 祖 父 母	孫 ・ 兄 弟 姉 妹	そ の 他	
1	被扶養者認定申告書	○	○	○	○	○		
2	個人番号記入様式	○	○	○	○	○		
3	国民年金第3号被保険者関係届（配偶者のみ）※1	○	○					
4	扶養に関する申立書			○	○	○		
5	組合員との続柄を明らかにする戸籍に関する書類（戸籍謄本・抄本等）		○	○				
6	所得 あり に 関 する 証 明 書	給 与 所 得	①市町村長の所得証明書	○	○	○	○	
			②勤務先の給与等支払証明書（被認第1号様式）					
			雇用保険法に基づく所得					①市町村長の所得証明書
			②受給者証の写し又は職安発行の証明書					
			年金・恩給所得					①市町村長の所得証明書
			②証書（改定通知書）の写し					
所得 なし の 証 明 書	上 記 以 外 の 所 得	①市町村長の所得証明書	○	○	○	○		
		②確定申告書の写し等						
		雇用保険受給終了の者（待機中の者を含む）					①市町村長の所得証明書	
		②受給者証の写し又は職安発行の証明書						
学 生 等	上 記 以 外 の 者	①市町村長の所得証明書	○	○	○	○		
		②離職票（原本）、職安発行の証明書又は適用外であった旨明記された退職証明書（被認第2号様式）						
		①在学証明書又は市町村長の所得証明書（義務教育終了前の方を除く）						
7	住民票謄本					○		
8	他の扶養義務者及び組合員との続柄を確認できる戸籍に関する書類（原戸籍謄本等）					○		
9	他の扶養義務者の勤務先からの扶養手当等の無支給証明書（被認第3号様式）			○	○	○		
10	他の扶養義務者の主として扶養していない申立書			※2	※2	※2		
11	他の扶養義務者の所得に関する証明書			○	○	○		
12	扶養親族届（扶養手当の支給に関する運用基準の第1号様式）の写し	○			※3	※3		

※1 20歳以上60歳未満の配偶者の場合は提出（農業者年金の加入者を除く）

※2 以下の条件のいずれかに該当している場合は、省略可。

(ア) 他の扶養義務者が組合員の被扶養者に認定されている場合 (イ) 他の扶養義務者が民間の事業所に勤務している場合

※3 以下の条件のいずれかに該当している場合は、省略可。

(ア) 他の扶養義務者が組合員の被扶養者に認定されている場合

(イ) 他の扶養義務者が被扶養者と別居している場合。ただし、以下のいずれかの条件に該当している場合は、省略不可

(a) 被扶養者と組合員が別居している場合 (b) 他の扶養義務者が被扶養者の配偶者である場合

○ 上記書類により確認できない事項については、必要に応じ書類の提出を求めることとする。

被扶養者取消申告書添付書類一覧表

1	被扶養者取消申告書
2	被扶養者証
3	高齢受給者証・各種認定証（発行を受けていた方のみ）
4	被扶養者としての要件を欠くに至ったことが確認できる書類（健康保険証の写し、雇用通知書の写し、辞令の写し又は確定申告書の写し等）※内定通知書不可
5	国民年金第3号被保険者関係届（第3号被保険者が第1号被保険者へ種別変更する場合のみ提出）

※ 上記添付書類により確認できない事項については、必要に応じ書類の提出を求めることとする。

4 児童手当

問い合わせ先: 福利課(長期給付担当) TEL 024-521-7803

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的とし、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする職員には、児童手当の支給に関する法律の支給要件に該当する場合、県から児童手当が支給されます。

支給要件

- (1) 日本国内に住所を有すること。
- (2) 中学校修了前の児童(15歳に達する日以降、最初の3月31日までの間にある児童)を監護し、かつ、これと生計を同じくするものであること。

所得制限額

手当を受け取る職員の扶養親族等の数に応じて所得制限限度額が設定されています。

○所得制限限度額は、手当を受け取る職員の前年(1月～5月分の手当の場合は前々年。以下同じ。)12月31日時点での税法上の扶養親族等の数(注)に応じて設定され、具体的には以下のとおりとなります。

(単位：万円)

扶養親族の数	所得額	収入額
0 人	6 2 2	8 3 3. 3
1 人	6 6 0	8 7 5. 6
2 人	6 9 8	9 1 7. 8
3 人	7 3 6	9 6 0. 0
4 人	7 7 4	1, 0 0 2. 1
5 人	8 1 2	1, 0 4 2. 1

(注) 扶養親族等の数とは、税法上の同一生計配偶者と扶養親族(施設に児童が入所している場合は当該児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)さらに扶養親族等でない児童で前年の12月31日時点で監護・養育した人の数をいいます。

支給額

(1) 児童手当

3歳未満の子、3歳以上小学生までの子(第3子以降)1人につき月額15,000円

3歳以上小学生までの子(第1子、第2子)、中学生の子1人につき月額10,000円

支 払 い
請 求 手 続

(2) 特別給付

前年の所得が所得制限限度額以上の受給者の子1人につき
特例給付として月額一律**5,000円**

○所得制限限度額以上の場合は、特別給付が支給されます。

児童手当の支払は、原則として毎年2月、6月、10月にそれぞれの
前月までが支払われます。

子供が生まれたとき、任命権者を異にして異動してきたときなど、
受給資格を備えた日の翌日から起算して**15日**以内に所属長へ認
定請求をしてください。なお、請求が遅れた場合は、請求があった
日の属する月の翌月から支給開始となります。

(1) 新たに認定請求するとき

職員の子の出生等により、新たに支給要件を備えたときに行います。

提出書類

- ・児童手当・特例給付認定請求書(様式第1号)
- ・職員及び支給要件児童の属する世帯全員の住民票
- ・職員の所得証明書(児童手当用)
- ・配偶者の所得証明書(児童手当用、ただし同一生計配偶者は除く)
- ・監護・生計同一に関する申立書(様式第3号)
(職員が児童と別居している場合に提出します。)

(2) 支給額の増額を請求するとき

児童手当を受給している職員が、子の出生等により支給要件
の児童の数が増えたときに行います。

提出書類

- ・児童手当・特例給付額改定請求書(様式第1号)
- ・職員及び支給要件児童の属する世帯全員の住民票
- ・監護・生計同一に関する申立書(様式第3号)
(職員が児童と別居している場合に提出します。)

(3) 支給額の減額を届出するとき

児童手当を受給している職員が、児童を養育しなくなった又は
児童が死亡した等により支給要件の児童が減ったときに行い
ます。

提出書類

- ・児童手当・特例給付額改定請求書(様式第1号)
- ・戸籍謄本の写し等事実が確認できる書類

(4) 受給資格がなくなったとき

児童手当を受給している職員が、支給要件の子が全てなくなつたときに行います。主な例は、次のとおりです。

- ①児童を養育しなくなった又は児童が死亡した場合
- ②在外教育施設における長期研修等により市町村へ海外転出届を提出した場合
- ③人事異動により他自治体等へ転出する場合

提出書類

- ・児童手当・特例給付受給事由消滅届(様式第1号)
- ・戸籍謄本、住民票の写し等事実が確認できる書類

(5) 住所を変更したとき(児童の住所の変更も含む)

提出書類

- ・児童手当・特例給付住所変更届(様式第1号)
- ・住所変更に係る者の属する世帯全員の住民票
- ・監護・生計同一に関する申立書(様式第3号)
(職員が児童と別居している場合に提出します。)

(6) 氏名を変更したとき(児童の氏名の変更も含む)

提出書類

- ・児童手当・特例給付氏名変更届(様式第1号)
- ・戸籍謄本の写し等氏名を変更したことを明らかにする書類
- ・監護・生計同一に関する申立書(様式第3号)
(職員が児童と別居している場合に提出します。)

現 況 届

毎年6月1日の状況を把握し、支給要件を満たしているかどうかを確認します。
提出がない場合には、6月以降の手当が受けられなくなりますので注意してください。

認 定 請 求 書 等 の 提 出 先

所属の事務担当者に提出してください。
なお、詳細は、各所属事務担当者に問い合わせ願います。

5 財形貯蓄

問い合わせ先: 福利課(総務担当) TEL 024-521-7804

教職員のみなさんが“豊かで”“安定した”生活を築くため、各人のライフプランに合わせた自助努力による財産づくりのすすめとして財産形成貯蓄を実施しております。

種類と貯蓄要件

種類と貯蓄要件

種類	一般貯蓄	年金貯蓄	住宅貯蓄
加入資格	年齢制限なし	申込日現在55歳未満の教職員 (期限付職員等の臨時的任用職員は加入できません)	
契約件数	一人 2 契約 (注1)	一人 1 契約	一人 1 契約
貯蓄目的	使途目的自由	60歳以降年金として受け取るため	住宅の新築・増改築・中古住宅の購入のため
契約要件	①給与等から控除し積み立てること ②3年以上定期に積み立てること ③1年間は払出しをしないこと	①給与等から控除し積み立てること ②5年以上定期に積み立てること ③据置期間5年以内 ④年金受取は60歳以後で期間は5年以上 ⑤年金以外の払出しはしないこと	①給与等から控除し積み立てること ②5年以上定期に積み立てること (ただし5年未満で住宅取得等のための払出しは可) ③住宅取得・増改築等以外の払出しはしないこと
非課税限度額	課税扱い 利息に対して20.315% 源泉分離課税 ※平成25年1月1日より復興特別所得税が付加されたため、20.315%の源泉分離課税となりました。	年金と住宅合わせて元利合計で550万円 (ただし、生命保険は元本385万円、住宅とあわせて550万円) 限度額超過はその後の利息すべてに課税	年金と住宅合わせて元利合計で550万円 (ただし、生命保険は元本550万円、年金とあわせて550万円) 限度額超過はその後の利息すべてに課税

(注1) 2契約をする場合は、それぞれ異なる取扱金融機関とすること。

申込受付期 毎年10月21日から30日まで受付します。(控除預入は12月からとなります。)

加入後の変更

- ①中断・再開・退職等 ②積立期限日
③積立額の変更……年に一度、毎年10月に額の変更ができます。
④非課税最高限度額 ⑤年金受取開始日 ⑥年金受取期間
⑦金融機関の変更（P14の⑧へつづく）

①～⑦の変更は、変更届（様式第2号）により、所属経由のうえ、毎月20日（③は除く）まで福利課必着をお願いします。

積立中断については、一般貯蓄は期間の定めはありませんが、年金貯蓄、住宅貯蓄については、最後の積立から2年を超えると課税扱いになります。ただし、保険会社の場合、2年を超えると解約となります。（中断の回数は何回でも可。）

育児休業等取得に伴う特例措置

住宅貯蓄及び年金貯蓄において、平成27年4月1日以降に、3歳未満の子に係る育児休業等を取得する場合は、所定の申告書の提出により、中断期間が2年を超えるときも引き続き非課税措置を受けたまま契約を継続できます。

中断する期間が2年以内であることが確実な方は、申告書の提出は不要です。

1 所属を通じた事前の手続が必要です！

育児休業等の開始日までに勤務先を通じて、契約している金融機関に所定の申告書用紙を提出する必要があります。申告書の用紙は、福利課へ請求してください。育児休業等開始後の提出はできませんので、ご注意ください。申告書用紙は、余裕をもって請求し、所属経由のうえ、直接金融機関へ提出してください。

2 職場復帰直後の払込再開が必要です！

職場復帰後、最初に支払を行うべき日（毎月払込であれば原則、職場復帰後最初の給与支払日）に払込を再開しなければなりません。再開されない場合、非課税措置の適用は受けられなくなります。

変更届（様式第2号）により「再開」を届け出てください。

その際、必ず復帰する月の前月の20日まで福利課必着をお願いします。

育児休業等の終了日を変更したときは、当初の育児休業等の終了日又は変更後の終了日のいずれか早い日までに、勤務先を通じて、「育児休業等期間変更申告書」を提出してください。申告書用紙は、福利課へ請求してください。

⑧年金受取口座 ⑨年金受取方式 ⑩氏名 ⑪住所 ⑫勤務先 ⑬届出印(SMBC日興証券へ新たな印で届ける場合は実印で押印し印鑑証明書の添付が必要です)

⑧～⑬のみの変更は、変更届(様式第2号)により、所属経由のうえ、直接金融機関へ送付してください。

なお、年金貯蓄及び住宅貯蓄の場合、④、⑦、⑩～⑫の変更があるときは、「非課税貯蓄申告書」にも必要事項を記入のうえ押印してください。⑦、⑩～⑫の変更のときは、個人番号も必ず記載してください。

また、年金貯蓄の契約内容の変更については、受取開始月の15ヶ月前までに提出してください。
(勤務先の長の印の箇所には、所属長の印を押印してください。)

払 戻 請 求

様式第3号により一部又は全部払出については、所属経由のうえ直接金融機関へ、解約の場合は、所属経由のうえ福利課へ提出してください。(解約の場合は、毎月20日まで福利課必着で、翌月の10日頃振込指定口座に振り込まれます。)

●一般貯蓄

一部又は全部払出し……随時(直接金融機関へ送付)

解 約……毎月20日到着分(福利課へ提出)

●年金貯蓄

一部又は全部払出し……不可

解 約… 目的外となり、5年間遡及課税もしくはすべての利息相当部分に一時所得課税。非課税廃止申告書も記入してください。個人番号の記載は不要です。

●住宅貯蓄

一部払出し… 住宅取得のための払出しの場合は、下記のイの書類の添付により「積立残高の90%以内の額」又は「住宅の取得に要する額」のいずれか低い額の払出しができます。
完了後、下記ア、ウの書類を添付して払出または解約の手続をしてください。

解 約… 住宅取得時の解約は下記の書類を添付してください。目的又は目的外いずれの場合でも非課税廃止申告書を記入してください。個人番号の記載は不要です。

- ア 住宅の登記事項証明書の写し(発行後6か月以内のもの)
- イ 住宅の建設工事の請負契約書の写しまたは売買契約書の写し
- ウ 住民票の謄本(抄本)(発行後3か月以内のもの)
- エ 増改築の場合はア～ウの書類に加えて確認済証、検査済証または建築士の増改築等工事証明書の写し。ただし、工事に要する費用が75万円超100万円以下の場合は、増改築等工事証明書に替えて、施工業者による「増改築工事完了届」でも可
- オ 耐震基準適合証明書の提出があれば、築後年数は問いません。(中古住宅取得の場合は平成17年4月1日以降の取得)

なお、住宅取得等の頭金の支払いのため、積立残高の一部を払い出した場合は、残金について以後2年以内または住宅取得後1年を経過する日のいずれか早い日までに払出または解約をしてください。

目的外の払出しはできませんが、解約の場合は5年間遡及課税もしくはすべての利息相当部分に一時所得課税されます。

6 悩みごとがあるとき

教職員相談 (県)

教職員の職場や家庭での悩み事などについて、専任の相談員が親身になって相談に応じ、その解決を促進するために必要な助言等を行います。

相談は、来室のほか電話・手紙・FAX・メールによる方法があります。(手紙による場合は、相談員宛「親展」としてください。)

来室の際は、できるだけ事前に電話等でご連絡ください。

また、プライバシーには、細心の注意を払い厳守されますので、安心して相談を受けることができます。

1 相談内容

- ・学級経営、人間関係など職場に関すること
- ・家庭事情、子供の教育など家庭に関すること
- ・心と身体の悩み、療養など健康に関すること
- ・その他一身上に関すること
- ・人事、給与、勤務条件等に関すること

2 相談場所

〒960-8065 福島市杉妻町5-75

福島県庁東分庁舎3号館2階「教職員相談室」

電話024-521-7805(FAX共通)

メールアドレス k.counseling@pref.fukushima.lg.jp

3 相談日時

原則として月曜日から金曜日までの

9時30分～12時 13時～16時(週1日不定休あり)

問い合わせ先: 福利課(福祉担当) TEL 024-521-7804

こころとからだの健康 相談事業 (共済組合)

組合員やその家族の健康上の不具合や心身の悩みについて、専門医が対応します。共済組合で指定している相談機関に予約し、指定された日時に訪問してください。

その際、「ふくしま福利だより」に印刷されている利用券を切り取って持参してください。

①こころの健康相談(県内14医療機関)

…憂うつで仕事をするのがつらい、眠れないなど

方 部	相 談 機 関 名	電 話 番 号
県 北	ほりこし心身クリニック	024-525-3151
	あずま通りクリニック	024-523-4440
	文化通やぎうちクリニック	024-522-7733
	鎌田クリニック	024-554-6455
	斎藤 医 院	0243-22-0036
県 中	やぎぬま心療内科	024-936-7755
	あさかストレスクリニック	024-937-6101
	さとう心療内科	0248-63-3673
県 南	ありがクリニック	0248-21-1311
会 津	黒河内内科小児科神経科医院	0242-26-4963
相 双	はらまち心療内科クリニック	0244-23-1134
	おがたメンタルクリニック	0244-26-6363
い わ き	ストレスクリニック	0246-24-1851
	いずみ心療内科クリニック	0246-75-0707

②からだの健康相談(県内3医療機関)

…健康相談の結果について指導を受けたい、生活習慣病の
予防についてアドバイスがほしいなど

方 部	相 談 機 関 名	電 話 番 号
県 北	児玉胃腸科内科	024-533-6622
県 中	うさみ内科	024-961-1114
相 双	しんどうクリニック	0244-22-0600

詳細については、「ふくしま福利だより」または所属所へ通知している実施要項をご覧ください。

メンタルヘルス
サポート事業
(共済組合)

組合員やその家族のこころの健康づくりのために、日常のストレスや生活習慣をインターネットでセルフチェックできる機会を提供しています。平成25年度からはメタボチェックを、平成27年度からは、睡眠障害チェックをはじめました。

パソコンからは

<https://fishbowlindex.jp/psfukushim/>

スマートフォン、携帯電話はこちらからご利用いただけます。



組合員やその家族がカウンセリングルームを訪問し、公認心理師等に気軽に相談できる「カウンセリング利用コース」と、学校等の所属に公認心理師等を招き、こころのケアについての講演等を行う「講師派遣コース」、同じような問題悩みをもつ組合員のグループをつくり、グループでカウンセリングを行う「ピアカウンセリングコース」の3コースを設けました。

①カウンセリング利用コース

カウンセリングは無料です。(年12回まで)

相談機関に事前予約し、「ふくしま福利だより」に掲載されている利用券を切り取って持参してください。

方 部	相 談 機 関	電 話	所 在 地
県 北	福島学院大学大学院附属 心理臨床相談センター	024-515-3511	福島市本町2-10 (JR福島駅東口より徒歩5分 国道13号線本町交差点北側)
	福島大学人間発達文化学類 附属学校臨床支援センター 臨床心理・教育相談室	024-548-5163 受付時間 月・火・木・金の 10:00~12:30	センター相談室 福島市金谷川1番地 (JR金谷川駅徒歩10分) まちなか相談室/福島市舟場町4-10 (福島駅東口より徒歩15分又はバスで5分)
	結カウンセリングルーム	024-521-4228	福島市南向台2丁目25-10 (福島駅東口よりバスで20分)
	マインドヘルスパーソナリティセンター	024-943-1678	郡山市芳賀2丁目11-10 (バス停「芳賀小学校前」より徒歩3分)
県 南	白河・郡山メンタルサポート	024-946-9662	郡山：郡山市久留米2丁目161-26 (バス停「久留米2丁目」下車徒歩10分) 白河：白河市追廻25-2 (JR白河駅徒歩10分)
	会 津	会津かうんせりんぐ「心育。」	080-8202-3724
相 双	心理相談室「グリーンフィールド」	090-4310-0099	相馬市中村字塚ノ町1丁目2-5 かわべ #201 (JR相馬駅徒歩10分)
いわき	医療創生大学心理相談センター	0246-29-7837	いわき市中央台飯野5-5-1 (JRいわき駅前よりバスで約20分)

マインドヘルスパーソナリティセンターと会津かうんせりんぐ「心育。」では、会津地区への訪問カウンセリングも行っています。

②講師派遣コース

講師派遣を希望する場合は、所属所から共済組合福島支部へ申込みしてください。

③ピアカウンセリングコース

同じような問題・悩みをもつ組合員でグループをつくり、グループでのカウンセリングを行います。公認心理師等の指導の下、お互いの思いを受けとめ、意見交換をしていく中で心の問題を解決していくための支援をします。カウンセリングを希望するグループ(2~15人程度)は、共済組合福島支部へ申込みしてください。

相談の場所は、所属所内のほか、相談機関内のカウンセリングルームも可能です。
※いずれのコースも詳細については「ふくしま福利だより」または所属所へ通知している実施要項をご覧ください。

**面談メンタルヘルス相談事業(共済組合)
※本部事業**

組合員とその被扶養者を対象に、臨床心理士が面接カウンセリングを行います。相談者は電話案内に従いご予約ください。
(相談場所は福島・郡山などのカウンセリングルームです)1回の面接時間は約50分、5回まで無料です。

電話番号 0120-783-269 ^{悩み に向く}

予約受付時間 月～土曜日【午前10時～午後8時】(祝日・年末年始除く)

**直営病院によるメンタルヘルス相談(共済組合)
※本部事業**

組合員とその被扶養者を対象に山形市の東北中央病院によるメンタルヘルス相談がご利用できます。(相談料無料)

相談日 毎月第1木曜日 精神科医師

平日/月曜日～金曜日 午前10時～12時

第3木曜日、第1・2・4土曜日 午後1時～午後5時

臨床心理士(いずれも予約制)

※交通費の一部助成あり

電話番号 0120-81-4898(予約専用)

電話予約 平日 午前9時～午後5時

詳細は、東北中央病院ホームページ

(<http://www.tohoku-ctr-hsp.com/>)

**教職員電話健康相談24(共済組合)
※本部事業**

組合員とその被扶養者を対象に健康に関するご相談に、電話による24時間体制でお応えします。

一般的な健康相談の他、治療方法に関するセカンドオピニオンについての相談(要予約)、小児科医が対応する救急相談、夜間救急受診についての病院情報の提供などを行います。1回の相談は約20分となります。

電話番号 0120-24-8349 ^{24時間 やさしく}

**電話メンタル
ヘルス相談
(共済組合)
※本部事業**

組合員とその被扶養者を対象に臨床心理士が電話によりカウンセリングを行います。相談者は電話案内に従ってください。
1回の相談は約20分となります、

電話番号 0120-^{悩み}783-269
(電話案内の途中で面接メンタルヘルス相談に振り分けます。)
受付時間 月～土曜日 午前10時～午後10時(祝日・年末年始除く)

**女性医師
電話相談
(共済組合)
※本部事業**

女性の医師による女性の疾患についての相談を中心とした組合員とその被扶養者で女性のみを対象とした予約制サービスです。
1回の相談は約20分となります。
電話番号 0120-215-579
予約受付時間 月～土曜日 午前10時～午後9時(祝日・年末年始除く)

**介護電話
相談
(共済組合)
※本部事業**

組合員とその被扶養者を対象に介護全般に関するご相談に、ケアマネージャーや社会福祉士がお答えします。
1回の相談は約20分となります。

電話番号 0120-^{介護}515-579
受付時間 月～金曜日 午前10時～午後4時(祝日・年末年始除く)

**Web相談(こ
ころの相談)
(共済組合)
※本部事業**

電話でのメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のためにWeb上で24時間、ご相談を受け付けます。(組合員とその被扶養者対象)
回答は、臨床心理士が3営業日以内に個別にします。
URL <https://www.mh-c.jp/>
ログイン番号 783269

**法律相談
事
(共済組合)**

組合員が抱える悩みのうち、法律的に解決する必要のある民事問題について、弁護士から適時適切な助言を得て早期解決につなげます。
相談回数は原則として月1回、年2回までとし、相談料金は無料です。
申込みは、申請書に必要事項を記入し、公立学校共済組合福島支部へ提出してください。詳細については所属所へ通知している実施要項をご覧ください。

7 時 効

給付金を受ける権利は、その給付事由が生じた日から次に掲げる期間行われなきは、消滅することになりますので、給付事由が発生したら忘れずに請求願います。

共済組合短期給付金…給付事由が生じた日から2年間(法144の23)

共済組合長期給付金…給付事由が生じた日から5年間(法144の23)

互助会給付金……………給付事由が生じた日から3年間(互助会運営規則11)

8 給付金等の振込

振込口座の開設

共済組合(互助会)からの給付金等はすべて組合員(会員)の口座に直接振込みます。組合員(会員)になったときは、共済組合(互助会)指定の東邦銀行県庁支店に預金口座を開設することになります。この口座を特定通帳(普通預金通帳)「けやき」と呼んでいます。

振込日

給付金等の振込日は、毎月共済組合は5日(金融機関休業日の場合は翌営業日)、互助会は25日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。(共済組合は15日、互助会は20日までに請求書の提出があったものを翌月振込)

貸付金の振込日は、毎月25日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。(申し込み等の詳細は「資金を必要とするとき」を参照してください。)

「けやき」通帳を紛失した場合

直ちに最寄りの東邦銀行にその旨を連絡し、そのうえで、組合員証と届出印鑑を持参し再発行の手続きをしてください。再発行の手続きは東邦銀行全支店で取り扱います。


退職や異動により共済組合員の資格を喪失される場合

各種給付金が間違いなく給付されるよう、資格喪失後最低1年間は「けやき」口座を解約されないよう願います。

9 健康管理のための事業

問い合わせ先: 福利課(福祉担当) TEL 024-521-7804
ただし、定年退職予定者人間ドックは、
福利課(互助会) TEL 024-521-7798

- ※各ドック事業・各器官別検診の受診申込は、年1回(4月)のみ行います。
- ※各ドック事業・各器官別検診の対象年齢は、令和3年4月1日現在の実年齢です。
- ※受診期限は、各ドック事業が1月末日、脳ドック・各器官別検診が2月末日までとなっております。
- ※治療中、通院中の方、自覚症状のある方は各器官別検診の対象外です。また、定期健康診断等で要精密検査となった項目の精密検査として各器官別検診を利用することはできません。
- ※各ドック事業・各器官別検診については、任意継続組合員の方は対象となりません。
- ※教職員定期健康診断(県)において、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で、市町村発行の風しん抗体検査クーポン券を持参した場合「風しん抗体検査」を受けることが可能です。抗体がない又は抗体値が低い場合、抗体検査とは別に予防接種が必要です。(詳しくは、お住まいの市町村へ)
- ※各ドック事業においても「風しん抗体検査」への対応を依頼していますが、医療機関によっては実施しない場合があります。(厚生労働省ホームページにて実施医療機関が公表されています。)

リーフレットアドレス [風しん厚生労働省](#) 

脳ドック
(県・共済組合・互助会)

40歳、43歳、45歳、48歳、50歳、53歳、55歳、58歳、61歳以上の教職員を対象に、脳ドックを実施します。
山形市にある東北中央病院で行う人間ドックに脳検診を加えた総合的な健康診断(1泊2日)

自己負担額

- (1)標準コース (男性)16,500円 (女性)17,600円
- (2)メンタルヘルス付加コース (男性)17,600円 (女性)18,700円
- (3)肺がん付加コース (男性)18,700円 (女性)19,800円

人間ドック
(県・市町村・公立大学法人・共済組合・互助会)

教職員の健康の保持増進のために、日帰り人間ドックを実施します。

対象者: 35歳、38歳、40歳、43歳、45歳、48歳、50歳、53歳、55歳、58歳、61歳以上の教職員

自己負担額: 男性7,700円 女性8,800円

配偶者人間ドック
(共済組合・互助会)

教職員の配偶者の健康の保持増進のために、日帰り人間ドックを実施します。

対象者: 35歳以上の被扶養配偶者(過去2年以内に受診した者を除く)

自己負担額: 検診料金から22,000円を控除した額

**定年退職予定者人間ドック
(互助会)**

退職後の健康の保持増進を支援するため定年退職予定者(59歳の者)を対象に日帰り人間ドックを実施します。

自己負担額: 検診料金から22,000円を控除した額

**脳検診
(共済組合・互助会)**

40歳、43歳、45歳、48歳、50歳、53歳、55歳、58歳、61歳以上の教職員を対象に、脳検診を実施します。

頭部MRI検査、頭部・頸部MRA検査

自己負担額: 5,500円

**肺がん検診
(共済組合・互助会)**

40歳以上の教職員を対象に、肺がん検診を実施します。

自己負担額: ヘリカルCT 3,300円

ヘリカルCT・喀痰細胞診セット 3,850円

**胃がん検診
(共済組合・互助会)**

30歳、33歳の教職員を対象に胃がん検診(胃部エックス線検査)を実施します。

自己負担額: 3,300円

**大腸がん検診
(共済組合・互助会)**

人間ドック、定年退職予定者人間ドック及び脳ドック受診者・胃がん検診受診者を除く35歳以上の教職員を対象に、大腸がん検診を実施します。

自己負担額: 4,400円

**乳がん・子宮がん検診
(県・公立大学法人・共済組合・互助会)**

人間ドック、定年退職予定者人間ドック及び脳ドック受診者を除く20歳以上の女性教職員を対象に子宮がん検診を、40歳以上の女性教職員を対象に乳がん及び子宮がん検診を実施します。

自己負担額: 乳がんのみ1,100円 子宮がんのみ1,100円

乳がん・子宮がんセット2,200円

**特定健康診査・特定保健指導
(共済組合)**

年度内に40歳から74歳の誕生日を迎える組合員(任意継続組合員を含む)とその被扶養者を対象にメタボリックシンドロームに着眼した健康診査と保健指導を実施します。

自己負担額: なし

新規採用教職員健康診断(県)

新たに採用された福島県教職員を対象に、雇入時の健康診断を実施します。

教職員定期健康診断(県)

福島県教育委員会職員安全衛生管理規程等に基づき病気の早期発見・健康管理を目的として、新規採用教職員健康診断受診者、人間ドック、定年退職予定者人間ドック及び脳ドック受診者を除いたすべての福島県教職員を対象に、定期健康診断を実施します。

教職員結核健康診断(県)

結核の早期発見を目的として、新規採用教職員健康診断受診者、人間ドック、定年退職予定者人間ドック及び脳ドック受診者を除いたすべての福島県教職員を対象に、結核健康診断を実施します。

ストレスチェック事業(県)

福島県教育委員会の教職員を対象にストレスチェックを実施します。ストレスの程度を把握し、職員自身のストレスへの気付きを促すとともに高ストレスと評価され、申出があった者には医師の面接指導を実施します。また、検査結果を集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、働きやすい職場環境づくりを進め、メンタルヘルス不調を未然に防止します。

情報機器作業従事教職員健康診断(県)

情報機器作業に従事する福島県教職員のうち、一定の条件に該当する者を対象に問診票による健康状況調査及び眼科整形外科検査を実施します。

警戒区域等で業務に従事した職員の健康診断(県)

福島県教育委員会の教職員のうち、警戒区域、帰還困難区域、計画的避難区域、居住制限区域内において業務に従事した者を対象に問診票による健康状況調査及び自覚症状検査・血液検査を年2回実施します。

10 教養・レクリエーションの事業

問い合わせ先: 福利課(互助会) TEL 024-521-7798

ただし、バカンスクーポンは、

福利課(福祉担当) TEL 024-521-7804

国内外旅行助成(互助会)

会員が、福島空港を発着する国内・国外定期便またはチャーター便を往復路、往路又は復路で利用して旅行したとき国内5,000円、海外10,000円を助成します。ただし、助成対象の回数は年度内に、国内・国外それぞれ1回限りとなります。

バカンスクーポン(共済組合)

組合員及び被扶養者が、公立学校共済組合の宿泊施設等を利用する際、乗車区間、購入方法、指定取扱旅行会社等の利用条件によりJR運賃が割引されます。

11 その他の福利厚生事業

問い合わせ先: 福利課(福祉担当) TEL 024-521-7804
ただし、入学祝金以下は、
福利課(互助会) TEL 024-521-7798

**ライフプラン講座
(共済組合・互助会)** 教職員の生涯生活設計の推進のためにライフプラン講座を開催し、ワークライフバランスや退職後の生活を視野に入れた生涯生活設計づくりとその実現を支援します。

**在宅介護講座
(共済組合)** 組合員の家庭において介護が必要になったときの対応や心構えを身に付けるための実技を中心とした在宅介護講座を開催します。

**メンタルヘルス
セミナー
(共済組合)** 組合員の心の健康づくりのために、メンタルヘルスセミナーを開催し、心の健康を保持増進するために必要な基礎知識の習得を支援します。

**リラック
ス
セミナー
(共済組合)** ストレス予防法等を習得するリラクゼーションセミナーを開催します。

**体質改善
セミナー
(共済組合)** カラダを動かすことの重要性、効果的な生活習慣病の予防・改善方法等の習得を支援するため、体質改善セミナーを開催します。

**みんなの健康
応援事業
『QUPiO Plus
(クピオプラス)』
(共済組合)** 平成29年7月から、健康管理事業の一環として、組合員を対象に、生活習慣病を予防し、健康づくりを応援するためのインターネットサービス『QUPiO Plus(クピオプラス)』を提供しています。

- ・特定健康診査結果のわかりやすい情報提供
(Webと紙ベース【冊子】)
- ・Web、パソコンやスマートフォンを利用した健康行動へのきっかけづくり(スマートフォン内蔵の歩数計やWebでのイベント開催【年4回】Web提供の健康レシピや自身の健康記録、健康情報の配信等)
- ・健康行動に対するポイント付与及びインセンティブ提供事業「行動変容」へのきっかけづくりと健康行動が「習慣化」するまでの支援となっています。インターネットに接続可能なパソコンやスマートフォンから御利用いただけます。

福島支部ホームページにログイン方法が掲載されていますので、ぜひログインし、積極的に御活用ください。

アドレス <https://www.kouritu.or.jp/fukushima/>

**管理監督者
メンタルヘルス研修
(県・共済組合)** 管理監督者を対象に教職員のメンタルヘルスケアに関する研修を実施し、職場におけるラインによるケアの充実を図ります。

**福祉保険制度
(共済組合)**

福祉保険制度は、主に「医療費支援制度」と「ファミリー年金」で構成され、それぞれ短期給付と長期給付の補完を目的としています。毎年6月頃に各所属所を通じて募集パンフレットが配布されますので、参照してください。

お問い合わせ 電話番号0120-778-599
(平日午前9時～午後4時)

**アイリス
プラン
(共済組合)**

(一財)教職員生涯福祉財団が事業主体として行っている短期・長期給付の補完制度です。毎年9月頃に各所属所を通じて資料請求案内のリーフレットが配布されますので参照してください。

お問い合わせ 電話番号0120-491-294
(平日午前10時～午後5時)

**入学祝金
(互助会)**

会員の子又は被扶養者が小学校に入学したとき入学祝金を30,000円給付します。

**永年勤続リフレッシュ助成
(互助会)**

永年勤続リフレッシュ助成として、区分表のとおり希望する品目を交付します。

品目(旅行券/施設利用券(あづま荘)/図書カード)いずれか1つ
ただし、死亡退職者については、現金給付となります。

区 分	助成額
永年勤続表彰を受ける会員	7万円相当
永年勤続表彰を受けずに※(勤続30年経過)退職する会員	7万円相当
永年勤続表彰を受けずに※(勤続20年以上30年未満)勤奨及び定年退職する会員	7万円相当
上記以外※(勤続20年以上30年未満)で退職する会員	3万円相当

**リフレッシュ
助成
(互助会)**

リフレッシュ助成として、区分表のとおり希望する品目を交付します。

品目(旅行券/施設利用券(あづま荘))いずれか1つ (令和3年度版)

区 分	助成額
勤続10年会員(令和4年3月31日時点で勤続10年に達するもの) ※平成24年4月1日採用者及び平成23年4月2日以降の中途採用者	3万円相当
勤続20年会員(令和4年3月31日時点で勤続20年に達するもの) ※平成14年4月1日採用者及び平成13年4月2日以降の中途採用者	5万円相当

**へき地等教育
事業助成
(互助会)**

特地以上のへき地の学校及び特別支援教育諸学校に在学する児童生徒等図書の充実を図るため、学校に図書を寄贈します。

**互助会文庫
(互助会)**

県立図書館に図書を寄贈します。なお、この図書は、移動巡回車「あづま号」に積載され、県内の図書館未設置町村を巡回し貸し出されています。

**会員交流
促進事業
(互助会)**

独身会員を対象に異性との出会いと交流の場を提供することを目的に実施します。

12 保養のための施設の利用

問い合わせ先: 福利課(福祉担当) TEL 024-521-7804
福利課(互助会) TEL 024-521-7798
あづま荘 住所: 〒960-0201 福島市飯坂町字中ノ内1-1
TEL 024-542-3381
ホームページ: <http://www.f-adumasou.jp/>

宿泊利用助成 (共済組合)

組合員及びその家族が、支部指定の宿泊施設に宿泊した場合、利用料金の一部が助成されます。

ただし、公務出張の場合は利用助成を受けられません。公務出張であることが確認された場合、返還を求められることがあります。

1 あづま荘利用での助成額

あづま荘備え付けの「宿泊利用助成申請書・承認書」へ必要事項を記入して申請してください。

(1) 組合員(任意継続組合員を含む)、被扶養者親族認定の有無を問わず、組合員の配偶者、子、組合員又はその配偶者の父母及び祖父母

1人1泊2食、1泊夕食の場合 3,000円

1人1泊朝食、1泊食事なしの場合 2,000円

(2) 小学生以下の場合

1人1泊2食、1泊夕食の場合 1,500円

1人1泊朝食、1泊食事なしの場合 1,000円

※ただし、6歳未満の子供で寝具を使用しない場合には、助成対象にはなりません。

2 その他の指定宿泊施設

本人のみ(利用券を利用当日持参)

1人1泊につき 1,500円

会議室 利用助成 (共済組合)

あづま荘で会議室を利用した場合、利用料金の2分1が助成されます。

あづま荘備え付けの「会議室利用助成申請書・承認書」へ必要事項を記入して申請してください。

法要・慶事 利用助成 (共済組合)

あづま荘で組合員又は組合員の直系親族が施主となって、組合員が出席のうえ、組合員又はその組合員の直系尊属に係る法要・慶事を行う場合、飲食及び引き出物(あづま荘幹旋品に限る。)の総額の30%が助成されます。(上限70,000円)

**会食利用助成
(共済組合)**

あづま荘で組合員が会食を行う場合、利用助成があります。組合員5名以上で、1人5,000円以上の会食の場合

1人につき 1,000円

**共済組合の
宿泊・保養
施設
(共済組合)**

組合員及びその家族の保養のため、全国各地に共済組合の宿泊・保養施設を設置していますので、申込みの際に、組合員であることを伝えることで、組合員料金で利用ができます。
(組合員証は当日持参)(P30の2参照)

**指定旅館
利用助成
(互助会)**

会員及びその家族が、互助会指定の宿泊施設に宿泊した場合、利用料金の一部が助成されます。(P31参照)
ただし、公務出張の場合は利用助成を受けられません。公務出張であることが確認された場合、返還を求められることがあります。

1 あづま荘利用での助成額

あづま荘備え付けの「宿泊利用助成申請書・承認書」へ必要事項を記入して申請してください。

(1) 会員、被扶養者親族認定の有無を問わず、会員の配偶者、子、会員又はその配偶者の父母及び祖父母

1人1泊2食、1泊夕食の場合 3,000円

1人1泊朝食、1泊食事なしの場合 2,000円

(2) 小学生以下の場合

1人1泊2食、1泊夕食の場合 1,500円

1人1泊朝食、1泊食事なしの場合 1,000円

※ただし、6歳未満の子供で寝具を使用しない場合には、助成対象にはなりません。

2 その他の指定宿泊施設

本人のみ(利用券を利用当日持参)

1人1泊につき 1,700円

**会食利用助成
(互助会)**

あづま荘で会員が会食を行う場合、利用助成があります。会員5名以上で、1人5,000円以上の会食の場合

1人につき 1,000円

**アクアマリン
ふくしま
利用助成
(互助会)**

会員、会員の配偶者及び子(子の配偶者は除く)がアクアマリンふくしまを利用した場合、入館料の一部が助成されます。

年度につき1人1回限り(夫婦で会員である場合も1人1回限り)

※年間パスポート券、割引入館券で入館した場合は利用助成を受けられません。

助成額 一般(大学生含む) 1,000円

小学生・中学生・高校生 500円

**会 員 証
割 引 事 業 ・
全 教 互 会 員 証
割 引 事 業
(互 助 会)**

本互助会の会員証を提示することにより、本互助会と提携して
施設のほか、全国教職員互助団体協議会と提携している施設(他
県の互助団体が全国教職員互助団体協議会加入団体の会員の利
用を認めている施設を含む)の割引や特典を受けられる事業です。

【利用方法】

提携施設で本互助会の「会員証」を提示して利用してください。
モバイル式会員証を表示する場合は、下記会員サイトにアクセス
してください。

割引適用外の期間、割引対象となる範囲は施設により異なります
ので、トラブル防止のため、会員サイトで事前に確認するか、提携
施設に直接お問い合わせ願います。

URL <http://www.zenkyogo-kaiinsyo-login.com/>
ID: 161 パスワード: fukushima

13 公立学校共済組合宿泊・保養施設

問い合わせ先: 福利課(福祉担当) TEL 024-521-7804

1 宿泊利用助成対象施設

施設名及び略称	郵便番号	所在地	電話番号	利用助成額	
				共済組合	互助会
札幌宿泊所 ホテルライフオーツ札幌	064-0810	札幌市中央区南10条西1丁目1-30	(011)521-5211	1,500	1,700
盛岡宿泊所 サンセール盛岡	020-0883	盛岡市志家町1-10	(019)651-3322	1,500	1,700
仙台宿泊所 ホテル白萩	980-0012	仙台市青葉区錦町2丁目2-19	(022)265-3411	1,500	1,700
鳴子保養所 玉造荘	989-6711	大崎市鳴子温泉字川渡62	(0229)84-7330	1,500	1,700
飯坂保養所 あづま荘	960-0201	福島市飯坂町字中ノ町1-1	(024)542-3381	3,000	3,000
水戸宿泊所 ホテルレイクビュー水戸	310-0015	水戸市宮町1-6-1	(029)224-2727	1,500	1,700
名古屋宿泊所 ホテルルブラ王山	464-0841	名古屋市中種区覚王山通8丁目18	(052)762-3151	1,500	
大阪宿泊所 ホテルアウイーナ大阪	543-0031	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12	(06)6772-1441	1,500	1,700
福岡宿泊所 福岡リーセントホテル	812-0053	福岡市東区箱崎2-52-1	(092)641-7741	1,500	

2 組合員料金で利用可能な施設(料金詳細は各施設へお問い合わせください。)

施設名及び略称	郵便番号	所在地	電話番号
埼玉宿泊所 ホテルプリランテ武蔵野	330-0081	さいたま市中央区新都心2-2	(048)601-5555
千葉宿泊所 ホテルポートブラザちば	260-0026	千葉市中央区千葉港8-5	(043)247-7211
長野宿泊所 ホテル信濃路	380-0936	長野市岡田町131-4	(026)226-5212
浅間温泉保養所 みやま荘	390-0303	松本市浅間温泉3丁目28-6	(0263)46-1547
蒲郡保養所 蒲郡荘	443-0034	蒲郡市港町21-4	(0533)68-2188
岐阜宿泊所 ホテルグランヴェール岐阜	500-8875	岐阜市柳ヶ瀬通6-14	(058)263-7111
富山宿泊所 パレプラン高志会館	930-0018	富山市千歳町1丁目3-1	(076)441-2255
立山保養所 立山高原ホテル	930-1413	富山市中部山岳公園立山天狗平 ※ 郵送による申込は 930-0096 富山市舟橋北町7-1 富山県教育文化会館内へ	(076)465-3001
津宿泊所 ブラザ洞津	514-0042	津市新町1丁目6-28	(059)227-3291
京都宿泊所 ホテルルピノ京都堀川	602-8056	京都市上京区東堀川通り下長者町下ル3-7	(075)432-6161
嵐山保養所 花のいえ	616-8382	京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9	(075)861-1545
奈良宿泊所 ホテルリガーレ春日野	630-8113	奈良市法蓮町757-2	(0742)22-6021
和歌山宿泊所 ホテルアパローム紀の国	640-8262	和歌山市湊通丁北2丁目1-2	(073)436-1200
神戸宿泊所 ホテル北野ブラザ六甲荘	650-0002	神戸市中央区北野町1丁目1-14	(078)241-2451
鳥取保養所 白兎会館	680-0833	鳥取市末広温泉町556	(0857)23-1021
松江宿泊所 サンラポーむらくも	690-0887	松江市殿町369	(0852)21-2670
岡山宿泊所 ピュアリティまきび	700-0907	岡山市北区下石井2丁目6-41	(086)232-0511
山口宿泊所 セントコア山口	753-0056	山口市湯田温泉3丁目2-7	(083)922-0811
道後宿泊所 にぎたつ会館	790-0858	松山市道後姫塚118-2	(089)941-3939
高知宿泊所 高知会館	780-0870	高知市本町5-6-42	(088)823-7123
北九州宿泊所 小倉リーセントホテル	803-0811	北九州市小倉区大門1丁目1-17	(093)581-5673
佐賀宿泊所 グランデはがくれ	840-0815	佐賀市天神2丁目1-36	(0952)25-2212
長崎宿泊所 ホテルセントヒル長崎	850-0052	長崎市筑後町4-10	(095)822-2251
熊本宿泊所 水前寺共済会館グレースシア	862-0950	熊本市水前寺1丁目33-18	(096)383-1281
別府保養所 豊泉荘	874-0902	別府市青山町5-73	(0977)23-4281
鹿児島宿泊所 ホテルウェルビューかごしま	890-0062	鹿児島市与次郎2-4-25	(099)206-3838
共済会館 八汐荘	900-0014	那覇市松尾1-6-1	(098)867-1191

14 地方職員共済組合保養施設(県内所在)

問い合わせ先: 福利課(福祉担当) TEL024-521-7804
共済組合、互助会の利用助成が受けられます。

施設名及び略称	郵便番号	所在地	電話番号	利用助成額	
				共済組合	互助会
福島県職員会館 杉妻会館	960-8065	福島市杉妻町3-45	(024)523-5161	1,500	1,700

15 一般財団法人 福島県教職員互助会指定旅館

問い合わせ先: 福利課(互助会) TEL 024-521-7798

施設名(略称)	郵便番号	所在地	電話番号
(公) あづま荘	960-0201	福島市飯坂町字中ノ町1-1	(024)542-3381
(地) 杉妻会館	960-8065	福島市杉妻町3-45	(024)523-5161
(市) ホテル福島グリーンパレス	960-8068	福島市太田町13-53	(024)533-1171
アットホームおおたま	969-1302	安達郡大玉村玉井字前ヶ岳国有林7班に13小班	(0243)48-2026
三春の里 田園生活館	963-7722	田村郡三春町大字西方字石畑487-1	(0247)62-8010
星の村 ふれあい館	963-3601	田村市滝根町菅谷字馬場168	(0247)78-3100
スカイパレスときわ	963-4601	田村市常葉町山根字殿上160	(0247)77-2070
ルネサンス 棚倉	963-6123	東白川郡棚倉町大字関口字一本松43-1	(0247)33-4111
湯遊ランドはなわ	963-5533	東白川郡埴町大字湯岐字立石21	(0247)43-3000
ほっとびあ新鶴	969-6403	大沼郡会津美里町鶴野辺字上長尾2347-40	(0242)78-2820
いいで荘	969-4101	喜多方市山都町小舟寺字二ノ坂山乙2619-1	(0241)38-3111
休暇村 裏磐梯	969-2701	耶麻郡北塩原村大字檜原字小野川原1092	(0241)32-2431
季の郷 湯らり	968-0442	南会津郡只見町大字長浜字上平50	(0241)84-2888
会津アストリアホテル (会津高原ホテル・会津アストリアロッジを含む)	967-0315	南会津郡南会津町高杖原535	(0241)78-2241
小豆温泉 花木の宿	967-0515	南会津郡南会津町大桃字平沢山1041-1	(0241)76-3115
いこいの村 なみえ	979-1525	双葉郡浪江町大字高瀬字丈六10	(0240)34-6161
檜葉町サイクリングターミナル	979-0604	双葉郡檜葉町大字北田字上ノ原27-29	(0240)25-3113
格式会社 J ビレッジ	979-0513	双葉郡檜葉町大字山田岡字美シ森8	(0240)26-0111
葛尾村みどりの里 せせらぎ荘	979-1602	双葉郡葛尾村大字落合字菅ノ又6-5	(0240)37-4800
飯館村宿泊体験館 きこり	960-1802	相馬郡飯館村深谷字市沢166-6	(0244)42-1012
いわき新舞子ハイッ	970-0221	いわき市平下高久字南谷地16-4	(0246)39-3801
いわき ゆったり館	972-8321	いわき市常磐湯本町上浅貝22-1	(0246)43-0801
(公) ホテルライフオーソ札幌	064-0810	北海道札幌市中央区南10条西1丁目1-30	(011)521-5211
(公) サンセール盛岡	020-0883	岩手県盛岡市志家町1-10	(019)651-3322
A s a h i 自然観	990-1574	山形県西村山郡朝日町大字白倉745-1	(0237)83-7111
(公) 玉造荘	989-6711	宮城県大崎市鳴子温泉字川渡62	(0229)84-7330
(公) ホテル白萩	980-0012	宮城県仙台市青葉区錦町2丁目2-19	(022)265-3411
(公) ホテルレイクビュー水戸	310-0015	茨城県水戸市宮町1-6-1	(029)224-2727
(地) ホテルルポール麴町	102-0093	東京都千代田区平河町2-4-3	(03)3265-5361
(公) ホテルアウィーナ大阪	543-0031	大阪府大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12	(06)6772-1441

【利用方法】

会員及びその家族が、あづま荘を利用するときは、身分を証する書類(組合員証等)を提示して、施設に備えてある申請書に記入して提出する。

その他の施設は会員のみを助成対象とし、互助会指定旅館利用券を宿泊施設に持参し助成を受ける。

16 一般財団法人 福島県教職員互助会会員証割引事業提携施設

問い合わせ先: 福利課(互助会) TEL 024-521-7798

【宿泊】

(令和3年4月1日現在)

施設名・所在地・電話番号	割引・特典等	割引対象外等の特記事項
風望天流太子の湯 山水荘 福島市土湯温泉町油畑55 024-594-2141	宿泊料金 10%割引	年末年始、お盆及び5月連休期間で施設の定める日
陽日の郷 あづま館 二本松市岳温泉1-5 0243-24-2211	宿泊料金 10%割引	年末年始、お盆及び5月連休期間で施設の定める日
ホテルハマツ 郡山市虎丸町3-18 024-935-1111	宿泊料金 10%割引	
ホテル華の湯 郡山市熱海町5丁目80-6 024-984-2222	宿泊料金 10%割引	年末年始、お盆及び5月連休期間で施設の定める日 (入湯税は別料金)
ゆとりろ磐梯熱海 郡山市熱海町5-18 024-984-2811	宿泊料金 10%割引	
ダイワロイネットホテル郡山駅前 郡山市駅前1-6-10 024-927-4855	1名利用 300円引き 2名利用 600円引き	
式部のやかた 井筒屋 石川郡石川町字猫啼22 0247-26-1131	宿泊料金 5%割引	年末年始、お盆及び5月連休期間で施設の定める日 宿泊施設限定の企画商品は除く (入湯税は別料金)
くつろぎの宿 千代滝・新滝 会津若松市東山町湯本寺屋敷43 0242-26-0001 (くつろぎ宿総合予約センター)	スタンダードプランの5%割引	年末年始、お盆及び5月連休期間で施設の定める日
会津若松ワシントンホテル 会津若松市白虎町201 0242-22-6111	宿泊料金 20%割引	お盆及び5月・9月の連休期間又はその他休前日で施設の定める日
相馬ステーションホテル 相馬市中村一丁目8-20 0244-35-1121	シングル 10%割引 ツイン 10%割引	年末年始及び、相馬野馬追いの期間で施設の定める日 割引後の支払は現金払いのみ
いわきプリンスホテル いわき市平字尼子町2-12 0246-21-6111	シングル(朝食付) 39%割引 ツイン(朝食付) 36%割引	
いわきワシントンホテル いわき市平字一丁目1番地 0246-35-3000	(朝食付) シングル 7,600円(1,800円引き) ツイン 16,200円(2,000円引き) (素泊まり) シングル 6,200円(1,800円引き) ツイン 13,400円(2,000円引き) ※上記の金額は、ラックレートより割引いた金額で全て税込み	お盆及び5月連休期間又はその他休前日で施設の定める日
スパリゾートハワイアンズ いわき市常磐藤原町蔵平50 0570-550-550	宿泊料金 10%割引	

【利用方法】

会員及びその家族が、会員証割引事業を利用するときは、互助会の会員であることを告げて、直接施設等へ申し込んでください。また、利用する際は、互助会が発行する会員証を持参し、確認を求められたら提示してください。

【婚礼・レストラン】

施設名・所在地・電話番号	割引・特典等	割引対象外等の特記事項
ザ・セレクトン福島 福島市太田町13-73 024-531-1111	婚礼：料理、飲食代20%割引 宴会：フリーリンクのアップ (8名以上の申込み) レストラン 食事券プレゼント レストラン：利用料金の10%割引 (イベント・企画・バック料金は除く)	家族会員は2親等まで 会員が事前に要予約 レストランは会員1名につき4名まで可 (支払時に会員証を提示)
ホテルハマツ 郡山市虎丸町3-18 婚礼：024-935-1141 レストラン：024-935-1111	婚礼：料理、飲物10%割引 衣装、引出物20%割引 新郎新婦スイートルーム宿泊無料 ゲスト宿泊優待料金 レストラン：飲食代総額から10%割引(会員のみ)	50名以下の結婚式や衣装、引出物等 持込みがある場合、左記の割引を 適用しません
Coeur a Coeur Liente (旧：サンパレス福島) 福島市上町4-30 024-523-3811		
KIOKUNOMORI (記憶の森) 郡山市山崎305-10 024-932-6161	婚礼：衣装、引出物、会場料10%割引 会員の2親等以内利用可 婚礼申込の際に申し出ること	30名未満の挙式、結婚式は左記の割引を適用 しません
KAI KORIYAMA (廻郡山) 郡山市大槻町字牛場6-10 024-954-5087	宴会：20名以上の宴会を実施した場合 1名分の料金無料(会員が事前に要予約)	
アニエス郡山 郡山市富田町字愛宕前73 0120-282-214		
アニエス会津 会津若松市門田町飯寺字村西817 0120-430-214		
いわきワシントンホテル椿山荘 いわき市平字一丁目1 0246-35-3000	婚礼：料理、飲物10%割引 新郎新婦宿泊無料(当日又は前日) ゲスト宿泊優待料金 レストラン：ランチ大人100円引き (会員、同業者全員)	婚礼利用の際、家族会員は2親等まで
会津若松ワシントンホテル 会津若松市白虎町201 0242-22-6111	婚礼：新郎新婦スイートルーム1泊無料 ゲスト宿泊5ルーム無料 70名様以上の婚礼で追加10ルームまで50%割引 ※他プランとの併用は不可 レストラン：利用料金の10%割引 宴会：1人5,000円(税抜き)以上で、20名以上であれば1名無料	他プラン、割引との併用不可
東京第一ホテル新白河 西白河郡西郷村字南道東7 0248-24-0001	婚礼、法事の料理、飲物代5%割引	
リゾートトラスト株式会社 グランドエクシブ那須白河 西白河郡西郷村大字熊倉字雀子山3 0248-25-7033	婚礼料理、飲物5%割引	30名未満の場合、左記の割引を適用しません 申込時、会員である旨を伝えてください

【観光施設】

施設名・所在地・電話番号	割引・特典等	割引対象外等の特記事項
あぶくま洞 田村市滝根町菅谷字東釜山1 0247-78-2125	入洞料金割引(一般コース) 大人 1,200円 → 1,000円 中学生 800円 → 600円 小学生 600円 → 500円 ※小学生未満無料	会員証1枚につき5名まで 探検コースは対象外
スバリゾートハワイアンズ いわき市常磐藤原町蕨平50 0570-550-550	入場料金の10%割引 大人3,220円、小学生2,030円、 幼児1,480円	

【博物館等】

施設名・所在地・電話番号	割引・特典等	割引対象外等の特記事項
諸橋近代美術館 耶麻郡北塩原村大字松原字剣ヶ峰1093-23 0241-37-1088	5名まで一般料金から100円引き	
野口英世記念館 耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字前田81 0242-85-7867	入館料50円引き	会員本人及び同伴者1名まで 他の割引との併用不可
登録博物館会津民俗館 耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字前田33-1 0242-65-2600	入館料割引 一般 500円 → 465円 学生 360円 → 310円 子供 260円 → 205円	会員本人及びその家族のみ
会津藩校日新館 会津若松市河東町南高野字高塚山10番地 0242-75-2525	観覧料割引 一般 620円 → 560円 中・高生 500円 → 450円 小学生 450円 → 400円	会員本人及びその同伴家族 会員証の提示要
東北サファリパーク 二本松市松倉1番地 0243-24-2336	大人(中学生以上) 一般2,900円 → 2,610円 子人(3歳~小学生) 一般1,800円 → 1,620円 シニア(65歳以上) 一般2,100円 → 1,890円	他の割引と併用不可 会員証1枚で5名まで有効 シニアは年齢のわかるものの提示要
リカちゃんキャッスル 田村郡小野町小野新町中通51-3 0247-72-6322	入場料10%割引	会員本人及び同伴者5名まで
霊山こどもの村 伊達市霊山町石田字宝司沢9-1 024-589-2211	子ども(3歳~中学生)への乗り物1回券プレゼント キャンプ場宿泊料10%OFF(1泊) ※利用者証1枚につき1サトまで	左記以外は対象外 会員証の提示要
ふくしま森の科学 体験センター(ムジックワールド) 須賀川市虹の台100 0248-89-1120	入館料2割引 本人 410円 → 330円 高校・大学生 200円 → 160円 小学・中学生 100円 → 80円	会員本人及び同居の家族併せて4名まで 同居の確認は、会員本人の申し立てとする
鶴ヶ城天守閣 会津若松市追手町1-1 0242-27-4005	天守閣、茶室隣閣共通入場券2割引	本人及びその家族 他の割引と併用不可 会員証の提示要 家族会員は申告で可

【スポーツジム】

施設名・所在地・電話番号	割引・特典等	割引対象外等の特記事項
フィットネスジム DNA 福島市栄町1-1 024-534-1414	入会金・事務手数料無料、全営業時間利用可 月会費割引(レギュラー会員) 男性 9,350円 → 7,333円 女性 8,250円 → 6,314円	福島テルサ店も利用可
フィットネスジム DNA (福島テルサ店) 福島市上町4-25 024-597-8063	入会金・事務手数料無料、全営業時間利用可 月会費割引(レギュラー会員) 男性 9,350円 → 7,333円 女性 8,250円 → 6,314円	会員証の提示要 本店も利用可
スポーツクラブライフ 郡山市富久山町八山田字蒔山1-7 024-935-3565	入会登録料無料 初月会費50%割引	
日新館スポーツクラブ 会津若松市米代1-1-7 0242-26-6200	入会金無料 キャンペーン時は、キャンペーン割引適用	

スポーツアカデミー相馬 相馬市中村字塚田57 0244-36-7085	入会金無料、初回月会費50%割引 体組織(BOCA)初回のみ無料測定 キャンペーン時は更に特典追加	体組織 (BOCA) 測定後個人別のプログラム作成は有料
(株) ルネサンス 東京都墨田区両国 2-10-14 03-5600-5399	施設利用 (全国の直営施設) 入会金無料、会員証発行事務手数料1,000円 (税別) Monthlyコーポレート会員 8,580円/月 1Dayコーポレート会員 1,650円/回 1Day Plusコーポレート会員 2,750円/月 (月2回の利用料金。3回目からは利用毎に1,650円) オンラインスタジオ 1 定額プラン※利用回数の制限なし (1)初めて登録の方 マンスリー会員 3,300円/月 (2)すでに会員の方 マンスリー会員 2,750円/月 2 都度チケット 都度会員 1,100円/プログラム1本に付き ※料金は全て税込み	同居家族・被扶養者も利用可 施設の利用対象者は15歳以上 フィットネスクラブの利用に限る
	スクールコーポレート会員 入会金無料、会員証発行事務手数料1,100円 (税込) ※スクールを2つ以上の契約で重複割り有り	15歳未満の同居家族・被扶養者も利用可

【ゴルフ】

施設名・所在地・電話番号	割引・特典等	割引対象外等の特記事項
だてごるふ練習場 伊達市保原町中瀬字日の出50-1 024-575-1188	午後5時以降の2階打席での打ち放題 (400球)：1,000円 (土日祝も可) ※クラブを無料で貸し出します。 (ジュニアも可)	家族会員は1親等まで 福島県教職員互助会サービス利用と お伝えください
郡山熱海カントリークラブ 郡山市熱海町高玉字株原1-1 024-984-3111	1Rセルフプレー昼食付(1,000円(税別)まで) 通常料金から平日400円、土日祝700円引き ※期間：4月上旬から11/30	会員証の提示要 他割引の併用不可 コンベ送迎ありの場合は割引なし ネット予約不可 家族会員は1親等まで
白河高原カントリークラブ 西白河郡西郷村真船字欠入1 0248-36-2211	4月~10月(7月中旬~8月下旬は割引対象外) 平日セルフプレー 10,130円→6,890円(3,240円引き) 土日祝セルフプレー 15,530円→11,750円(3,780円引き) ※税込み料金、昼食は別途 ※3~4名利用時の割引のため、2名の場合は 割増料金	他割引の併用不可 予約時会員の旨伝えてください。 会員証の提示要 割引対象は会員1名に対して同伴者 3名まで(同伴者は友人でもOK)
白河メドウゴルフ倶楽部 岩瀬郡天栄村田良尾字芝草1 0248-85-1000	4月上旬から11月下旬 特別割引料金設定 平日：4,708円から7,954円で設定 土日祝：7,008円から10,954円で設定 1R乗用カートセルフプレー、税込料金、 昼食付2Bの場合、土日祝並びに8月全日限り、 1,080円追加料金	他割引の併用不可 予約時会員の旨伝えてください 会員本人からの予約が条件 会員証の提示要 家族会員は3親等まで (人数制限なし)
棚倉田舎倶楽部 東白川郡棚倉町仁公儀字川原田286 0247-33-3191	昼食時1ドリンクサービス (生ビール中まで) 練習場コイン1枚サービス	ネット予約での割引は適用外 他割引の併用不可 予約時会員の旨伝えてください (家族会員は会員の予約時の申告で可) 会員証の提示要
会津磐梯カントリークラブ 会津若松市河東町八田字大野原62 0242-94-2011	4月~11月：平日のみ(セルフ) 10,200円(税込)→8,370円(税込)(1,830円引き) ※昼食、キャディ付きは別途	他割引の併用不可 予約時会員の旨伝えてください (前日までに電話予約) 会員証の提示要 家族会員は2親等まで 1組4名様まで利用可能 (会員1名いれば同伴者全員割引)
湯本スプリングスカントリークラブ いわき市遠野町滝字山の神24-5 0246-89-2421	通常ピジター料金から500円引き ワンドリンクサービス (ソフトドリンク又は小ビール)	他割引の併用不可 予約時会員の旨伝えてください 会員証の提示要 家族会員は2親等まで 人数制限なし同伴者も全員割引

【葬儀等】

施設名・所在地・電話番号	割引・特典等	割引対象外等の特記事項
<p>たまのや</p> <p>【福島】福島市黒岩字堂ノ後35 0120-45-3311</p> <p>【郡山】郡山市開成2丁目1-54 0120-97-0121</p> <p>【会津】会津若松市昭和町2-7 0120-91-0655</p>	<p>葬儀パッケージプランから5%割引(税込み5万円を上限とする。)</p> <p>一部の地域(注)は花環20%割引</p> <p>一部の地域(注)はスタンド生花・盛籠・仏壇・仏具10%割引</p> <p>(注)一部の地域 福島市、伊達市、伊達郡、二本松市、郡山市、田村郡(一部)、会津若松市、喜多方市、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、南会津郡(一部)</p>	<p>・故人が会員及び2親等以内の親族の場合で葬儀を「たまのやこころ斎苑」において執り行う場合適用</p> <p>・葬儀料値引きについて 「あんしんクラブ」「ハートライン」、 「互助システムサークル」会員は割引特典併用可能。ただし、「たまのや」が別途契約を締結する団体(「アピラス」等)の各プランでの併用はできません。</p>
<p>総合葬祭センター(株)あおき</p> <p>郡山市大槻町山海東6-5 024-962-0311</p>	<p>葬儀費用5万円割引、枕花一对提供</p> <p>花環・仏壇・仏具20%割引、その他特典あり</p> <p>死亡届・火葬場使用届手続無料代行</p> <p>会員の2親等以内利用可</p>	<p>エリアは県中、県南地区 「あおき」の施設利用のみ、家族葬は対象外</p> <p>花環の営業区域外届は割引対象外</p> <p>花環・生花は全国手配可(割引外)</p>
<p>小さなお葬式</p> <p>大阪府西区靱本町1-6-3 0120-968-297 (24時間365日対応)</p>	<p>小さな火葬式 193,000円を168,000円</p> <p>小さな1日葬 343,000円を323,000円</p> <p>小さな家族葬 493,000円を478,000円</p> <p>100名までのお葬式 643,000円を628,000円</p>	<p>全国対応</p> <p>東京都、埼玉県、神奈川県の一部地域は火葬場利用時に別途6万円かかる場合あり。※料金はいずれも税込み</p>
<p>石のカンノ(株)</p> <p>福島市岡部字上条63-1 024-535-3555</p>	<p>墓石価格(税抜き)の5%割引</p> <p>※墓石価格の割引対象には、新規建立の他、修繕、リフォームも含む</p>	<p>特価品並びに他割引の併用は不可</p>

【生活関連用品】

施設名・所在地・電話番号	割引・特典等	割引対象外等の特記事項
<p>小原眼鏡</p> <p>福島市太田町12-29 024-536-1818</p>	<p>定価から25%割引</p>	<p>光學品対象外</p>
<p>斎藤時計店</p> <p>福島市大町8-18 024-522-3241</p>	<p>定価から20%割引</p>	<p>ブランド品対象外</p>
<p>(株)増子時計店</p> <p>郡山市駅前2-6-19 024-922-3456</p>	<p>時計 定価から5~20%割引</p> <p>宝飾品 定価から5~15%割引</p> <p>眼鏡 定価から15~20%割引</p> <p>補聴器 定価から3%割引</p>	<p>貴金属、一部商品(ブランド品他)、電池交換、修理対象外</p>
<p>(有)サトウ時計店</p> <p>会津若松市中町1-1 0242-27-1290</p>	<p>時計・宝飾・メガネの現金購入及び腕時計電池交換 定価から10%割引</p>	<p>特価品、金地金及び喜平商品対象外</p> <p>各種修理対象外</p>
<p>(株)宝石・時計・メガネのネモト</p> <p>いわき市平字三町目24 0246-22-3355</p>	<p>時計・宝石・メガネ(現金支払い)定価から10%割引</p> <p>(クレジット)金利、手数料サービス</p>	<p>金地金、コイン等、特価価格品、その他店舗指定の商品は対象外</p>
<p>(株)オノヤスポーツ</p> <p>福島市菅根田町1-18 MAXふくしま3F 024-573-8607</p>	<p>スポーツ用品通常商品価格から10%割引</p>	<p>特価商品(既に割引されているもの)、学校販売商品等対象外</p>
<p>(有)プロショップ信</p> <p>福島市丸子字中町裏34-8 024-553-4388</p>	<p>スポーツ用品定価から10%割引</p>	<p>ファイティン、限定品対象外</p>
<p>(株)高島書房</p> <p>郡山市安積町荒井字萬海74-4 024-946-0666</p>	<p>定価から5%引き(店頭現金支払いのみ)</p>	<p>図書カード、教科書、文部科学省関係図書対象外</p>

やよい写真館 福島市大町1-24 024-521-2619	記念写真・証明写真10%割引	セット料金対象外
オートパレス太陽 福島市鳥谷野字宮畑44-1 024-546-3322	タイヤ通常販売価格の5%割引	
会津漆器協同組合 会津若松市大町1-7-3 0242-24-5757	カタログ上代から35%割引	電話等で互助会員であることを教えてください。 組合からカタログが届きます。注文は電話、Fax又はメールをお願いします。発送は代金振込後となります。 (送料、代金振込手数料は自己負担)
(株)金美堂 フリーダイヤル 0120-031-233 【金美堂イオン白河西郷店】 西白河郡西郷村大字小田倉字岩下11-1 イオン内1階 0248-24-2233 【金美堂会津本店】 会津若松市天神町22-25 0242-29-2233 【オペラ郡山本店】 郡山市南1-35 024-922-4500 【オペラ福島店】 福島市吉倉字谷地82 024-539-5900 【オペらいわき鹿島SC店】 いわき市鹿島町米田字手倉7-2 鹿島SCノース内 0246-46-1100	宝石、パール (ネックレス、ピアス、リング、ブレスレット)、婚約指輪、結婚指輪 5%割引 リングビューロー、ジュエリークロス等 プレゼント 宝石修理 (店頭対応修理に限る)10%割引 ※会津本店、イオン白河西郷店対象 メガネ式(フレーム+レンズ)5%割引	セール品、特価品、金製品 (喜平・小判) 割引対象外


【カルチャースクール等】

施設名・所在地・電話番号	割引・特典等	割引対象外等の特記事項
NHK学園 024-572-3151	受講料2,000円割引 受講希望者は、電話、又は受講申込書で申込む。	一部割引対象外の講座があります。 問い合わせや申込みの際「福島県教職員互助会会員」と伝えてください。
ECC語学学院 (ヨークタウン野田校) 福島市野田町4-1-2 024-525-1444	入学金、受講料の総額が70,000円 円以上の場合、入学金免除、受講料10%免除	互助会HPから【優待割引制度のご案内】をダウンロードして申込時に持参してください。
ECCジュニア (県内のECCジュニア教室)	入学金無料 ※割引適用外の教室あり (詳しくはフリーダイヤル0120-086-144又は各教室にお問合せください)	

【引越・住宅関連】

施設名・所在地・電話番号	割引・特典等	割引対象外等の特記事項
(株) サカイ引越センター 福島市飯坂町平野字三角田2-15	引越基本料金から20%割引 ハンガーケース無料レンタル(5箱まで) 段ボール最大50枚無料 クラフトテープ、布団袋2枚無料等 訪問見積で ひとめぼれ1Kg	特別優待ダイヤル：0120-71-1412 ※こちらのダイヤルから申込みのみ割引を受けられます。(インターネット等からの申込みは割引を受けられません。)
日本通運(株) 郡山支店 郡山市大町2丁目2-1	引越基本料金から20%割引 ハンガーケース無料レンタル(5箱まで) 段ボール最大30枚無料 クラフトテープ2個、布団袋2枚サービス ※上記サービスは3/15~4/10は適用外	電話の際は、福島県教職員互助会サービス利用とお伝えください。 0120-154022
アート引越センター 仙台市泉区七北田字新田12-6	引越基本料金から20%割引 (3/15~4/15は割引対象外期間) 段ボール最大30枚無料 ガムテープ最大2巻無料	電話の際は、福島県教職員互助会サービス利用とお伝えください。 特別優待ダイヤル：0120-0123-65

【旅行】

施設名・所在地・電話番号	割引・特典等	割引対象外等の特記事項
じゃらんコーポレートサービス	通常の「じゃらん.net」より安価なプランが掲載された法人限定のホテル・宿泊施設の予約専用サイト「じゃらんコーポレートサービス」のログイン画面から専用のIDとパスワードでログインすることで利用可能になります。 URL http://jcs.jalan.net/ ID:fkgojokai パスワード:gojokai28	ログイン画面QRコード 
株式会社エイチ・アイ・エス 東北法人営業所 宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1 トラストタワー18F 050-5808-8420	海外旅行券、パッケージツアー、他社商品(LOOK JTB、ホリデー、ハローツアー、JALパック) 申込旅行代金から(1人あたり) 3万円以上5万円未満:1,000円OFF 5万円以上10万円未満:2,000円OFF 10万円以上:3%OFF	他割引との併用不可 セール・限定商品など一部対象外商品あり 申込方法は、電話、メール、FAX お問合せの際「福島県教職員互助会」と伝えてください 本人及び2親等以内のご家族まで ※こちらの割引は、東北法人営業所のみで受付けております。
東武トップツアーズ株式会社 【福島支店】 福島市大町7-25 アケビ大町5階 024-523-4451 【郡山支店】 郡山市並木1-2-2 ウェスタンビル2階 024-922-5733 【会津若松支店】 会津若松市大町1-9-27 佐藤ビル1階 0242-22-3080	企画商品(FEEL)国内・国外3%割引 ANNスカイデイズ(国内) 2%割引 JAL PAK (国内) 2%割引 JAL PAK (国外) 1%割引	本人またはその家族(2親等以内)

【観劇】

施設名・所在地・電話番号	割引・特典等	割引対象外等の特記事項
(株) ホリプロ 東京都目黒区1-2-5 03-3490-4621	演劇チケット ※割引対象の演劇のみ 平日 20%割引 土日祝 10%割引 【割引対象外の演劇チケットをお求めになる場合は、会員登録が必要になります】	公演内容によって割引率は変動する。 購入枚数は、1公演6枚まで 電話で直接購入するかホリプロオンラインにて購入する。 電話の場合はIDを、インターネットの場合はIDとパスワードを入力する。 ※ID: fukushima パスワード: teacher 1

【映画】

施設名・所在地・電話番号	割引・特典等	割引対象外等の特記事項
フォーラム福島 福島市曽根田7-8及び6-4 024-533-1515	当日料金（通常上映作品）から大人300円、学生（大学生以下）200円割引	シニア対象外 イベント、有料試写会、他団体主催の上映会等対象外
ポレボレいわき いわき市平字白銀町1-15 0246-22-3394	当日料金（当日券）から5名まで一般300円、学生以下200円割引	先行上映、特別興行対象外 割引の併用不可

【クレジットカード】

施設名・所在地・電話番号	割引・特典等	割引対象外等の特記事項
三井住友トラスト・カード(株) 東京都港区芝3-33-1 三井住友信託銀行芝ビル19階 0120-834-928	ゴールドカード ：年間費10,000円→2,500円 ロードサービスゴールドカード（ETC機能付き） ：年間費11,000円→3,000円 （年会費優遇は2年目以降も適用） 家族会員年会費1,000円（いずれも税抜き）海外・国内旅行傷害保険有り（一部カード利用が条件）	家族会員は、生計を共にする父母・配偶者・満18歳以上の子（高校生を除く）に限ります。 ロードサービスゴールドカードは、1年間ETC利用の請求がない場合は、会員、家族会員とも500円（税抜き）を加算（初年度は無料）

【利用方法】

会員及びその家族が、会員証割引事業を利用するときは、互助会の会員であることを告げて、直接施設等へ申し込んでください。

また、利用する際は、互助会が発行する会員証を持参し、確認を求められたら提示してください。

17 病気になったとき、負傷したとき

問い合わせ先:福利課(短期給付担当・互助会)TEL 024-521-7802、7798

組合員証及び組合員被扶養者証を使用したとき

70歳未満の 医療費 (共済組合 ・互助会)

組合員(会員)及び被扶養者が、公務外で病気または負傷したときは、組合員証等を持って保険医療機関等(病院、医院等)へ行き、診療を受けることになります。

医療機関等の窓口で、総医療費の3割(義務教育就学前の乳幼児の場合は2割)を支払います。これはおよそ3か月後に、3,300円と100円未満の端数を除いて自動的に給付されます。

限度額適用 認定証 (共済組合)

※高額療養費

入院・通院等をして高額の自己負担額が発生するときには、共済組合に「限度額適用認定証」の発行を請求してください。

この認定証を医療機関等窓口で提示すると、窓口負担額が少なくて済みます。あくまでも、高額療養費が給付されるような高額な医療費が発生する場合ですので、日常のかぜ、腹痛等で病院に行くような場合は必要ありません。

例えば、100万円の医療費(ひと月かつ一病院)が発生した場合、通常は3割負担ですので30万円の窓口支払が必要ですが、この認定証を提示すると約87,000円の支払で済みます。

(標準報酬月額530,000円未満の場合)

70歳以上の 医療費 (共済組合 ・互助会)

組合員(会員)および被扶養者が70歳になると、後期高齢者医療制度の対象となる75歳までは総医療費の2割(一定以上の所得がある方は3割)負担です。

(ただし、誕生日が昭和19年4月1日以前の方は特例措置により1割負担のままです。)

この場合、共済組合から「高齢受給者証」を交付しますので組合員証と併せて医療機関等の窓口へ提示して受診してください。「高齢受給者証」を提示しない場合は、3割負担となることがあります。

これらについてもおよそ3か月後に、3,300円と100円未満の端数を除いて自動的に給付されます。

後期高齢者医療制度

75歳以上の方及び65歳～74歳で一定の障がい有する方は、後期高齢者医療制度の被保険者になります。

75歳の誕生日前に居住の市町村から被保険者証が送付されますので、共済組合の被扶養者証は所属を通して共済組合に返してください。

なお、65歳以上75歳未満で障がいのある方は申請が必要です。

医療費の負担区分

← 70歳未満 7割 →		← 70歳未満 3割 →		
70歳以上 8割 (又は7割)		70歳以上 2割 (※本則上)		
療養の給付	高額 (A) 療養費	一部負担金払戻金 (B) (家族療養費附加金)	医療給付金 (C) (医療補助金)	3,300円
共済組合法定給付		共済組合附加給付	互助会給付	自己負担

(A)窓口で支払った額が、次の高額療養費に係る自己負担限度額を超えるとき「高額療養費」として、診療月の約3か月後自動的に給付されます。(自己負担限度額は、平成27年1月1日から変更されています。)

70歳未満の組合員と被扶養者

	区分(健康保険) 標準報酬月額 (平成27年10月～)	区分(共済組合)掛金の 基礎となる給料月額 (平成27年9月末まで)	月単位の自己負担限度額(円)
ア	83万円以上	664,000円以上	252,600 + (医療費 - 842,000) × 1%
イ	53万円～79万円	424,000円以上	167,400 + (医療費 - 558,000) × 1%
ウ	28万円～50万円	224,000円以上	80,100 + (医療費 - 267,000) × 1%
エ	26万円以下	224,000円未満	57,600
オ	低所得者(住民税非課税者)		35,400

※70歳以上で一定以上所得がある組合員は「ウ」に該当します。

※70歳以上の被扶養者の自己負担限度額は、入院時57,600円、外来のみの場合18,000円(年間上限は14万4000円)です。

(B)高額療養費に係る自己負担限度額のうち上位所得者(上記表区分の「ア」および「イ」に該当する方)は50,000円、一般所得者(上記表区分の「ウ」から「オ」に該当する方)は25,000円を除いた額が「一部負担金払戻金」又は「家族療養費附加金」として、診療月の約3か月後に自動的に給付されます。

(C) 50,000円または25,000円から3,300円を除いた額が、互助会から「医療給付金」又は「医療補助金」として、診療月の約3か月後に自動的に給付されます。
 ※ただし、3,300円の基礎控除は同一月の同一医療機関ごとに行います。
 ※同一世帯、同一月で窓口支払いが21,000円以上のものが複数ある場合か、高齢受給者に係る医療費がある場合は、それらを合算し高額療養費に係る自己負担限度額を控除した額が、高額療養費(世帯合算)となります。
 ※乳幼児医療費助成など、公費負担医療費を受給している場合は、(B)(C)の給付は原則として受けられません。
 詳しくは44～45ページをご覧ください。

組合員証等を使用しなかったとき

組合員証等を提示しないで医療費の全額を支払った場合、あるいは共済組合がやむを得ないと認めた次の医療費等については、組合員(会員)の請求に基づいて給付されます。

医療費 (共済組合・互助会)

ア 保険医療機関又は非保険医療機関で療養を受けた場合、共済組合がやむを得ないと認めたとき、保険診療を受けたこととして支給されます。

提出書類

- ・(共)療養費等請求書
- ・(互)医療給付金・医療補助金請求書
- ・診療報酬明細書(医療機関発行)
- ・領収書

┌ (様式第1号兼様式第2号)

イ 海外で療養を受けた場合

国外で療養を受けた場合は、国内での保険診療の例によって算定した金額から一部負担金に相当する金額を控除した金額が支給されます。ただし、療養を目的に海外に渡航し、診療を受けた場合は対象外です(保険者がやむを得ないと判断した海外での臓器移植は除く)。

提出書類

- ・(共)療養費等請求書
- ・(互)医療給付金・医療補助金請求書
- ・診療内容明細書(歯科以外:様式A 歯科:様式C)
 ※和訳書添付必須
- ・領収明細書(医科・歯科共通:様式B)※和訳書添付必須

┌ (様式第1号兼様式第2号)

移送費
[医師の指示
による]
(共済組合
・互助会)

- ・領収書(原本)
- ・海外に渡航した事実が確認できる書類(写し)
(例)旅券、航空券、査証(ビザ)の写し等
- ・調査に関わる同意書
(保険者が療養内容について当該療養担当者に照会すること
への同意書)※署名・押印欄添付必須
入院治療するとき、または転送を要するときに歩行することが著しく困難な場合等に給付されます。

提出書類

- ・(共)移送費等請求書
 - ・(互)医療給付金・医療補助金請求書
 - ・移送を必要と認めた医師の意見書
 - ・領収書(移送区間、キロ数が明確なもの)
- (様式第1号兼様式第2号)

治療用装具代
(共済組合
・互助会)

医師が治療上必要と認めた関節用装具、コルセット、サポーター、小児弱視等の治療用眼鏡(9歳未満の小児に限る。)四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣などの治療用装具を装着した場合は、その装具の購入代金を療養に要した費用とみなし給付されます。

提出書類

- ・(共)療養費等請求書
 - ・(互)医療給付金・医療補助金請求書
 - ・医師の証明書
 - ・領収書(処方明細に基づく料金明細によるもの)
- (様式第1号兼様式第2号)

※靴型装具の場合、当該装具の写真

生血代
(共済組合
・互助会)

輸血のため、生血の提供を求めた場合に給付されます。(ただし、親子、夫婦、兄弟等の親族から提供された場合は対象外です。)

提出書類

- ・(共)療養費等請求書
 - ・(互)医療給付金・医療補助金請求書
 - ・生血輸血代金受領書
- (様式第1号兼様式第2号)


あんま師、 柔道整復師 等の施術 (共済組合 ・互助会)

治療上の必要から医師の同意により、あんま師、マッサージ師、はり師、きゅう師の施術を受けたときは、共済組合が必要と認めた範囲内で給付されます。

また、柔道整復師から打撲、捻挫などの施術を受けたときも、同様に給付されます。(この場合、医師の同意書不要)

なお、医療費の適正な支出のために調査が必要となった場合、施術内容について照会する場合があります。照会文書は、委託会社から施術を受けた方の自宅宛に送付されます。

提出書類

- ・(共)療養費等請求書
- ・(互)医療給付金・医療補助金請求書  (様式第1号兼様式第2号)
- ・医師の同意書
- ・領収書(施術の内容が明確なもの)

※ ただし、柔道整復師会加入の会員である整復師から、施術を受けるときは請求不要です。組合員証を提示して施術を受け、一部負担金を窓口払いしてください。後日、この一部負担金についても自動的に還付されます。

入院したとき

入院療養 見舞金 (互助会)

会員又は被扶養者が組合員証を使用し、保険医療機関等に引き続き5日以上入院した場合、1日1,000円(被扶養者は1年度90日を限度)が自動的に給付されます。

ただし、公務・通勤・第三者加害行為等による組合員証を利用しない入院の場合は、会員からの請求に基づいて給付されます。

提出書類

- ・(互)入院療養見舞金請求書(様式第6号)
- ・医師の証明書(請求書様式内)

公費負担医療費

医療費については、共済組合・互助会の給付のほかに国及び地方公共団体が医療費を負担する公費負担制度があります。その受けた限度において共済組合・互助会の給付は行われませんので、受給該当者が直接市町村に請求し受領してください。また、該当者は「公費負担医療報告書」を提出してください。

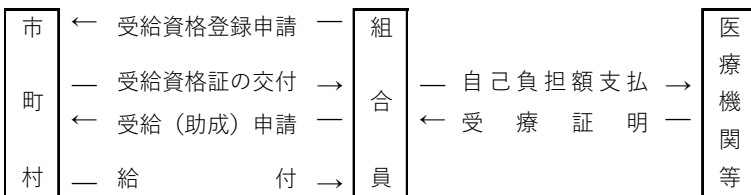
地方公共団
体が行う主
な公費負
担医療費

種 別	公費負担者 (実施主体)	対 象 者
乳（幼）児 医 療 費	県 市町村	対象児が県外在住の場合及び所得制限により助成が受けられない場合のみ報告する。（その他はシステムで居住の市町村により管理するので、報告の必要はありません。）
重 度 心 身 障 が い 者 医 療 費	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳 1 級または 2 級 ●身体障害者手帳 3 級 (心臓、腎臓等内臓機能障がいのみ) ●療育手帳 A ●療育手帳 B かつ身体障害者手帳 ●国見町は 3 級または B も対象
母子(ひとり親) 家 庭 医 療 費	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●住民税所得割非課税の母子家庭の母及び18歳未満の子 ●父母のいない18歳未満の子
施 設 入 所 者 医 療 費	県	●児童福祉施設（児童福祉法第 7 条） (入所者)

報告書：公費負担医療費受給者報告書、乳幼児の場合は、乳幼児（児童）医療助成報告書

公 費 負 担 医 療
費 の 手 続
き に つ い て

<手続きのフローチャート>



- (注1) 居住する市町村が変更になった場合も、手続きが必要となります。
 (注2) 市町村により担当窓口及び手続きが異なる場合もありますので、お問い合わせの上、手続きをして下さい。
 (注3) 「登録申請書」に附加給付の証明欄がある場合は、所属所長名で「附加給付なし」で証明してください。

そ の 他 の 費

厚生労働大臣の定める疾病(血友病、人工透析を伴う慢性腎不全又は後天性免疫不全症候群)で療養を受けることになる場合、共済組合では申請に基づき認定のうえ「特定疾病療養受療証」を交付します。

この受療証を医療機関等に提示することにより、窓口の支払いは、1か月につき一般所得者は1万円、上位所得者は2万円(70歳以上は1万円)の限度となります。

なお、「人工透析を伴う慢性腎不全」の療養者は「重度心身障がい者医療費」にも該当します。

提出書類

・特定疾病療養認定申請書(様式第9号の1の2)

(法第56～59-4、62、62-2条、施行規程100-2、104～110-6条
給付規程第5、9、12条)

18 障がいの状態になったとき

問い合わせ先: 福利課(長期給付担当) TEL 024-521-7803

組合員が在職中の病気やケガによって3級以上の障がいの程度に該当する障がいの状態となったときに、共済組合から障害厚生年金が、日本年金機構から国民年金の障害基礎年金(1、2級の障がいの状態のみ該当)が合わせて支給されます。

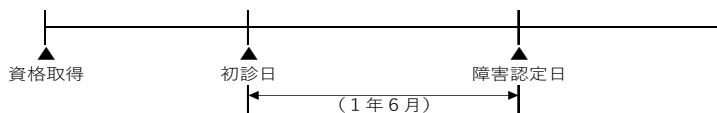
障害厚生年金を請求する場合は、「障害程度の認定」を受ける必要がありますので、障がいの状態に該当すると思われるときは、支部まで相談をしてください。

また、障害程度の認定及び障害厚生年金の請求手続、障害等級については、50ページを参照してください。

障害厚生年金

支給要件

- (1)障がいの状態となった疾病の初診日(初めて医師の診察を受けた日)が、組合員期間中であること。
- (2)障害認定日(初診日から1年6月を経過した日または症状が固定した日)に障害等級の1級から3級に該当する障がいの状態にあること。



「障害認定日」とは、原則として初診日から1年6月を経過した日をいいますが、次の表にある傷病の場合は、1年6月を経過する前であっても、その日が障害認定日となります。

障害認定日の特例(特例症例)

症	例	障害認定日とされる日
上肢・下肢を切断または離断		切断または離断したその日
人工骨頭・人工関節の挿入置換		挿入置換したその日
心臓ペースメーカー、植込み型除細動器(ICD)、人工弁、人工心臓(補助人工心臓を含む)、CRT、CRT-Dを装着		装着したその日
心臓移植		移植したその日
人工血管(ステントグラフトも含む)を挿入置換		挿入置換したその日
人工透析療法施行		開始日から3ヶ月経過した日
新膀胱造設		造設したその日
人工肛門造設・尿路変更術施行		造設・施行から6ヶ月経過した日
咽頭全摘出		摘出したその日
在宅酸素療法を行っている		療法を開始したその日
遷延性植物状態		その状態に至った日から起算して3ヶ月経過した日
脳血管障害による機能障害		初診日から起算して6ヶ月経過した日以降で症状が固定した日

(注) 「障害者手帳」の交付を受けると、障害年金を受けることができるのですが、という問い合わせがありますが、共済年金の障害程度の認定等級は障害者手帳の等級とは異なりますので、障害者手帳の有無にかかわらず「障害程度の認定」が必要となります。

～～支給要件の特例～～

- (特例1) 障害認定日に障害等級の3級以上の障害状態になかった者が、その後、65歳に達する日の前日までに、同一疾病により3級以上の障がいの程度になったとき。(事後重症)
- (特例2) 組合員である間に初診日がある障がいと、その初診日前に初診日があるその他の傷病による障がいとを併合して65歳に達する日の前日までに、2級以上の障がいの状態になったとき。(基準障害)

年 金 額

障害共済年金には、公務・通勤災害(公務等)の場合にあつては、別の算定式がありました。障害厚生年金には公務等の特例はありません。その代わりに、通勤を除く公務災害により障がいになった場合は、公的年金とは別枠の「年金払い退職給付」の給付として公務障害年金を支給します。障害厚生年金と公務障害年金を合算した支給水準は、従前の公務等障害共済年金と同様になるよう設計されています。

なお、それぞれの被保険者期間及び平均標準報酬(月)額の算出の基礎期間は、障害認定日の属する月までとなります。

また、加給年金額は、障害等級が1級または2級の障害厚生年金の受給者で、65歳未満かつ生計を共にしている年収850万円(所得655.5万円)未満の配偶者がいるときに支給されます。

なお、障害等級が3級の場合は、最低保障額は586,300円となります。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{障害厚生年金} \\ \text{(本来支給)} \end{array}} = \boxed{\text{報酬比例部分}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{加給年金} \\ \text{(該当者のみ)} \end{array}}$$

[総報酬制導入前 (平成15年3月以前)]		
平均標準報酬月額	×	$\frac{\text{(給付乗率)}}{7.125/1,000}$
		× 被保険者期間月数
+		
[総報酬制導入後 (平成15年4月以降)]		
平均標準報酬月額	×	$\frac{\text{(給付乗率)}}{5.481/1,000}$
		× 被保険者期間月数
+		
加給年金額 配偶者 (定額) 224,900円		

また、初診日が平成27年9月以前にある場合に限り、平成27年9月までの期間を基礎とする職域年金相当部分を「経過的職域加算額」として支給します。計算式は次のとおりです。

[総報酬制導入前（平成15年3月以前）]

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{\text{(給付乗率)}}{1.425/1,000} \times \text{被保険者期間月数}$$

+

[総報酬制導入後（平成15年4月以降）]

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{\text{(給付乗率)}}{1.096/1,000} \times \text{被保険者期間月数}$$

障害基礎年金

障害等級が1級または2級程度の障がい者に該当する場合には、障害厚生年金にあわせて日本年金機構から障害等級に応じた国民年金の障害基礎年金が支給されます。

年金額は障害等級が1級で977,125円、2級で781,700円です。また、障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子または1級・2級の障害状態にある20歳未満の子がいる場合には2人目まで1人につき224,900円（3人目から1人につき75,000円）を加算します。

障害手当金

組合員である間に初診日があり、公務によらないで病気にかかり、または負傷した方で、障害厚生年金の支給対象とならない程度の軽度の障がいの状態となって症状が固定したとき支給されます。

支給額は公務外の障害等級3級の障害厚生年金の2年分に相当する金額です。

なお、その傷病について何らかの他の公的年金を受けることができるとき、または地方公務員災害補償法の「障害補償」を受けるときは支給されません。

障害程度の認定及び障害厚生年金の請求手続

電話相談

傷病名、初診日、障がいの程度等を公立学校共済組合福島支部（以下「福利課」）へ電話で連絡をしてください。



障害厚生年金の請求

年金の請求書や医師の「診断書」、「障害給付請求事由確認書」等の障害厚生年金の請求に必要な書類を福利課へ提出してください。



障害程度の認定

福利課から共済組合本部へ関係書類を送付し認定の手続をします。

審査の結果、障害等級が1級または2級に認定された場合は、住民票など追加の必要書類を依頼する場合があります。



障害厚生年金の決定

提出された年金請求関係書類を福利課から共済組合本部へ送付します。

年金が決定されると本部から直接、請求者本人に「年金証書」等が送付されます。

障害等級表（公立学校共済組合）

区 分	1 級	2 級	3 級
眼(矯正視力)	両眼の視力の和が0.04以下のもの	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
聴 力	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが40cm以上では通常の話し声を解せないもの
平 衡 機 能	—	平衡機能に著しい障がい を有するもの	神経系統に、労働が著しい 制限を受ける程度の障害を 残すもの
そ しゃく 機 能	—	そしゃくの機能を欠くもの	そしゃくの機能に相当程度 の障がいを残すもの
言 語 機 能	—	音声又は言語機能に著しい 障がいを受けるもの	言語の機能に相当程度の 障がいを残すもの
上 肢	機能・欠損・変形の障がい であって日常生活の用を 弁ずることを不能ならしめる 程度のもの	機能・欠損・変形の障がい であって日常生活が著しい 制限を受ける程度のもの	機能・欠損・変形の障がい であって、労働が著しい 制限を受ける程度のもの
下 肢	機能・欠損・変形・短縮の 障がいであって日常生活の 用を弁ずることを不能ならし める程度のもの	機能・欠損・変形・短縮の 障がいであって、日常生活が 著しい制限を受ける程度 のもの	機能・欠損・変形・短縮の 障がいであって、労働が著 しい制限を受ける程度 のもの
体 幹 柱	体幹の機能に座っている ことができない程度又は 立ち上がることができな い程度の障がいを受ける もの	体幹の機能に歩くことが できない程度の障がい を有するもの	脊柱の機能に著しい障 がいを残すもの
肢 体	身体の機能の障がい又は 長期にわたる安静を必要 とする病状があり、日常 生活の用を弁ずることを 不能ならしめる程度 のもの	身体の機能の障がい又は 長期にわたる安静を必要 とする病状があり、日常 生活が著しい制限を受け る程度のもの	身体の機能に労働が著 しい制限を受ける程度 の障がいを残すもの
精 神	精神の障がいであって、 日常生活の用を弁ずるこ とを不能ならしめる程度 のもの	精神の障がいであって、 日常生活が著しい制限を 受ける程度のもの	精神又は神経系統に、 労働が著しい制限を受け る程度の障がいを残すもの
そ の 他	日常生活の用を弁ずるこ とを不能ならしめる程度 のもの	日常生活が著しい制限を 受ける程度のもの	労働が著しい制限を受け る程度の障がいを受ける もの
疾患者：呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液疾患、代謝疾患、悪 性新生物、高血圧等			

障害見舞金
(互助会)

会員の被扶養者が身体障害者手帳1級、2級又は、療育手帳Aの
交付を受けているときは、1年度につき50,000円が給付されます。

提出書類

- ・(互)障害見舞金請求書(様式第7号)
- ・手帳の写し

※該当者は、毎年度請求手続きが必要です。

19 結婚したとき

問い合わせ先: 福利課(互助会) TEL 024-521-7798

結婚祝金(互助会) 会員が結婚したとき、50,000円が給付されます。
なお、退職後1か月以内に結婚したときにも給付されます。

提出書類

- ・(互)結婚祝金請求書
- ・戸籍抄本

20 子供が生まれたとき

問い合わせ先: 福利課(短期給付担当・互助会) TEL 024-521-7802、7798
保育補助 福利課(福祉担当) TEL 024-521-7804

組員(会員)または被扶養者として認定されている家族が出産したときは、共済組合から出産費または家族出産費と附加金がそれぞれ給付されます。また、互助会から出産見舞金が支給されます。

また、被扶養者でない配偶者が出産したときは、互助会から出産給付金が支給されます。

出産費 出産費附加金 (共済組合)

組員が出産した場合に給付されます。

出産費	出産児1人につき	420,000円
	(加算対象分娩でない場合)	404,000円)
出産費附加金	出産児1人につき	50,000円

※加算対象分娩とは

産科医療補償制度に加入する医療機関において、在胎週数22週以上で分娩した場合(死産等を含む)をいいます。

※直接支払制度を利用した場合の出産費の支給額

出産に要した費用が(出産児1人につき)420,000円(加算対象分娩でない場合は404,000円)未満の場合に、その差額が支給されます。

家族出産費 家族出産費 附加金 (共済組合)

被扶養者として認定されている家族が出産した場合に給付されます。

家族出産費及び家族出産費附加金は、出産費及び出産費附加金に準じて(給付額は同額です)給付されます。

(法第63条、定款第26、26-4～5条)

保育補助 (共済組合)

令和3年度中に出産した組合員本人又は令和3年度中に被扶養配偶者が出産した組合員(令和3年2月及び3月中の出産を含む)に対し、乳幼児の保育に必要な用品(ベビー食器セットほか2セットから選択)を交付しています。

出産費等直接支払制度について

・直接支払制度とは

出産に要した費用を、医療機関等が共済組合に直接請求する制度で、組合員等が医療機関等で支払う額は、420,000円(加算対象分娩でない場合は404,000円)を超えている額となります。

・制度の利用の仕方

出産のために入院した医療機関等で手続きを行います。(制度を利用できない医療機関等があるため、事前の確認が必要です)利用について医療機関等と合意した場合は、出産費等の申請・受領に係る代理契約を締結(書面2通作成)することになります。また、一部の小規模施設等においては、従前の受取代理制度が平成23年度から復活し、出産予定日まで2か月以内の組合員等が対象となります。

出産見舞金 出産給付金 (互助会)

(1) 会員が出産した場合

出産見舞金 出産児1人につき50,000円

(2) 被扶養者である家族又は配偶者が出産した場合

出産見舞金又は出産給付金 出産児1人につき30,000円

提出書類

- ・(共) 出産費(同附加金)請求書
 - ・(共) 家族出産費(同附加金)請求書
 - ・(互) 出産見舞金請求書
 - ・(互) 出産給付金請求書
- } (様式短第5号)

※添付書類

(1) 出産費(同附加金)又は家族出産費(同附加金)の請求

① 直接支払制度を利用する場合

- ・医療機関から発行される出産費用の内訳を記した明細書(写しで可)(加算対象分娩の場合は、同分娩の証明印が必要)
- ・医療機関から交付される代理契約に関する文書(写しで可)

- ②直接支払制度を利用しなかった場合
 - ・出産に係る医師又は助産師の証明書(様式短第5号裏面への医師又は助産師の記入で可)
 - ・出産費用の内訳を記した明細書(写しで可)(直接支払制度を利用していない旨明記されていること)(加算対象分娩の場合は、同分娩の証明印が必要)
- (2)出産見舞金又は出産給付金の請求
 - ・出産に係る医師又は助産師の証明書(様式短第5号裏面への医師又は助産師の記入又は出生証明書の写しで可)(共済組合の請求と同じ請求者が請求する場合は不要)
 - ・出産者が「被扶養者でない配偶者」のときは、配偶者の戸籍抄本

21 死亡したとき

問い合わせ先: 福利課(短期給付担当) TEL 024-521-7802
 福利課(互助会) TEL 024-521-7798
 弔慰供花 福利課(福祉担当) TEL 024-521-7804
 遺族厚生年金以下は、福利課(長期給付担当) TEL 024-521-7803

埋葬料等

埋葬料 埋葬料附加金 (共済組合)	組合員が死亡した場合に給付されます。 埋葬料 埋葬料附加金	 50,000 円 25,000 円
家族埋葬料 家族埋葬料 附加金 (共済組合)	被扶養者が死亡した場合に給付されます。 家族埋葬料 家族埋葬料附加金	 50,000 円 25,000 円

(法第65条、定款第26、26-6～7条)

提出書類

- ・埋葬料(同附加金)請求書
 - ・家族埋葬料(同附加金)請求書
- } (様式第34号)
- ・市町村長が発行する埋火葬許可証の写し
 - ・組合員が死亡した場合で、被扶養者以外の方が請求する場合は、埋葬に要した費用の額に関する証拠書類

**死亡弔慰金
死亡給付金
(互助会)**

会員や被扶養者等が死亡したとき、次の区分により死亡弔慰金・死亡給付金が給付されます。

	死亡者(該当者)	給付の種類	給付金額	添付書類(詳細)	備考
1	会員本人	死亡弔慰金	50,000円	◆戸籍謄本 (確認事項：請求者と故人の続柄/故人の死亡日) ※請求者が被扶養者の場合は不要です。	
		死亡給付金	450,000円		
			500,000円		
2	被扶養配偶者	死亡弔慰金	50,000円	◆市町村の発行する埋火葬許可証(写) (確認事項：故人の死亡日) ※共済組合「埋葬料請求」の添付書類で可	
		死亡給付金	150,000円		
			200,000円		
3	被扶養者家族	死亡弔慰金	30,000円	◆市町村の発行する埋火葬許可証(写) (確認事項：故人の死亡日) ※共済組合「埋葬料請求」の添付書類で可	
4	被扶養でない配偶者	死亡給付金	200,000円	①◆戸籍謄本 ◆死亡診断書(写) (確認事項：請求者と故人の続柄/故人の死亡日) ②◆所属で作成し、関係機関等へ周知したお知らせ (確認事項：請求者と故人の続柄/故人の死亡日)	①・② どちらか
5	被扶養でない子、実父母、養父母	死亡給付金	20,000円	①◆戸籍謄本 ◆死亡診断書(写) (確認事項：請求者と故人の続柄/故人の死亡日) ②◆所属で作成し、関係機関等へ周知したお知らせ (確認事項：請求者と故人の続柄/故人の死亡日)	①・② どちらか
6	※同居※ 被扶養でない配偶者の父母(義父母)	死亡給付金	20,000円	①◆戸籍謄本 ◆住民票(故人(除票)及び請求者) ◆死亡診断書(写) (確認事項：請求者と故人の続柄/同居の証明/ 故人の死亡日) ②◆所属で作成し、関係機関等へ周知したお知らせ (確認事項：請求者と故人の続柄/同居の証明/ 故人の死亡日)	①・② どちらか

注意事項

- 所属で作成したお知らせについて
任意様式で可
※確認事項(請求者と故人の続柄/同居の証明/故人の死亡日)が記載されていること。
- 同居要件について
「同居」には、一時的に別居(単身赴任又は老人福祉施設等へ入所)となった場合も含まれる。
この場合、任意様式の申立書(別居に至った理由/経済的援助状況/生計同一であることを明らかにしたものを)を添付すること。
- その他
同居要件必要なし…表5 被扶養でない子・被扶養でない実父母(義父母)
同居要件必要あり…表6 被扶養でない配偶者の父母(義父母)

提出書類

- ・(互)死亡弔慰金請求書
 - ・(互)死亡給付金請求書
 - ・各種添付書類
- } (様式第3号)

弔慰供花

弔慰供花 (共済組合)

現職の組合員が死亡したとき、霊前に花輪又は生花の供花を行っています。該当する所属所長は、まず電話で福利課に連絡してください。

15,000円(税抜き)以内

遺族厚生年金

支給要件

組合員が在職中(または退職後)に死亡したときは、その遺族に共済組合から遺族厚生年金が支給されます。また、日本年金機構から国民年金の遺族基礎年金が支給されます。

遺族厚生年金が支給される遺族とは、組合員等の死亡当時、その者によって生計を維持されていた①配偶者および子、②父母、③孫、④祖父母です。(○数字は遺族の受給順位を表します。)

その者によって生計を維持されていたとは、組合員であった方と死亡の当時生計を共にしていた方のうち、年収850万円未満の方をいいます。

なお、子および孫とは組合員の死亡当時、①18歳に達する日以後最初の3月31日までにある未婚の方、②20歳未満で障害等級1級・2級の状態にある未婚の方をいいます。夫・父母・祖父母は組合員の死亡当時55歳以上である方が対象となります。

次の(ア)～(エ)のいずれかに該当した場合に支給されます。

(ア)組合員が在職中に死亡したとき

(イ)退職後に在職中に初診日がある傷病により初診日から5年以内に死亡したとき

(ウ)1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき

(エ)老齢厚生年金の受給権者、または組合員期間等が25年以上の方が死亡したとき

年金額

厚生年金と共済組合等の加入期間を有する方の遺族に係る遺族厚生年金(短期要件)の年金額については、2以上の被保険者期間を合算し、1つの期間に係る被保険者期間のみを有する者とみなして計算します。

合算した加入期間が300月に満たない場合は300月とみなして計算します。

$$\text{遺族厚生年金} = \left[\text{報酬比例部分} + \text{旧職域相当部分※} \right] \times \frac{3}{4} + \text{中高齢寡婦加算}$$

※元組合員に一元化前の期間がある場合のみ

一元化前の組合員期間がある場合に限り旧職域年金相当部分が支給されます。

一元化後の組合員期間がある場合は、年金払い退職給付の終身年金部分は終了、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給されます。

厚生年金と共済組合等の加入期間を有する方の遺族に係る遺族厚生年金(長期要件)の年金額については、次の(ア)及び(イ)により計算した額となります。

(ア)それぞれの加入期間に基づいて計算した額を合算し、老齢厚生年金との先あて計算を行ったうえ、遺族厚生年金の総額を計算する。

(イ)その総額をそれぞれの加入期間に基づいて計算した遺族厚生年金の額に応じて按分し、按分した額をそれぞれの遺族厚生年金の額とする。

中高齢寡婦加算

中高齢寡婦加算は、遺族厚生年金の受給権者が40歳以上65歳未満の妻(ただし、遺族厚生年金の権利を取得したときに40歳未満である妻は、40歳になっても中高齢寡婦加算が加算されません)である場合に支給され、遺族基礎年金の額に $3/4$ を乗じて得た金額となります(公務員共済の期間と厚生年金の期間を合算して20年以上必要)。令和3年度の額は585,700円です。

これは、妻が65歳に達して本人の老齢基礎年金を受給できるようになるまでは遺族厚生年金だけしか支給されないこと、また、中高齢の妻は十分な収入を得る機会も制約されるであろうことなどを考慮したものです。よって、遺族厚生年金の受給権者である妻が40歳以上65歳未満であり、かつ、18歳未満の子等がいることによる国民年金法による遺族基礎年金を受けられるときは、中高齢寡婦加算は加算されません。

なお、昭和31年4月1日以前生まれの方は、生年月日(=老齢基礎年金加入可能期間)に応じ「経過的中高年齢寡婦加算」として65歳以後も支給されますが、65歳まで支給されていた金額に比べて減額となります。

支給停止

受給者が、子のいない夫、父母、祖父母の場合は、60歳になるまで支給が停止されます。

また、子に対する遺族厚生年金は配偶者が失権しない限り配偶者に支給され、子には支給されません。

失権

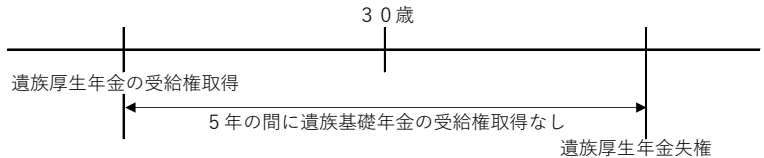
遺族厚生年金の受給者が次の(ア)～(キ)のいずれかに該当したとき失権(受給権が消滅)します。失権したとき【(オ)、(キ)を除く。】は速やかに共済組合本部に連絡してください。

(ア)死亡したとき。

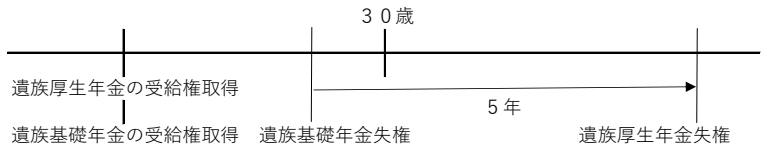
(イ)婚姻したとき。(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。)

- (ウ)直系血族および直系姻族以外の方の養子となったとき。(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者となったときを含む。)
- (エ)死亡した組合員であった方との婚姻関係が離縁によって終了したとき。
- (オ)子または孫である受給権者(障害等級1級または2級に該当する方を除く。)が18歳に達した日の属する年度末に達したとき。
- (カ)障害等級の1級または2級に該当する子または孫である受給権者が18歳に達した日の属する年度末後に、1級または2級の障害等級に該当しなくなったとき、または20歳に到達したとき。
- (キ)子のいない若年期の妻が次のいずれかに該当したとき。

- a 遺族厚生年金の受給権を取得した当時30歳未満である妻が、当該遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を当該遺族厚生年金の受給権を取得した日から5年を経過する日までに取得しないとき。



- b 遺族厚生年金と当該遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻について、30歳に到達する5日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅し、その消滅の日から5年を経過したとき。



遺族基礎年金

遺族厚生年金を受ける遺族のうち、18歳に達する日以後最初の3月31日までにある子(または障害等級1級・2級に該当する20歳未満の子)と生計を同じくしている配偶者または子に対して、日本年金機構から国民年金の遺族基礎年金が支給されます。

遺族基礎年金の額は780,900円で、子(受給権者である子を除いて)2人までは1人につき224,700円、3人目からは1人につき74,900円が加算されます。

子に対する遺族基礎年金は、配偶者が受給している間または同一生計のその子の父あるいは母がいるときには支給停止され、配偶者の遺族基礎年金に加算額が支給されます。

22 休職・欠勤したとき

問い合わせ先: 福利課(短期給付担当・互助会) TEL 024-521-7802、7798

傷病手当金 傷病手当金 附加金 (共済組合)

組合員が公務災害、通勤災害以外の病気や負傷により勤務できず、給料が支給されなくなった場合に傷病手当金が給付されます。給付終了後も引き続き勤務できないときは、そのあと傷病手当金附加金が給付されます。

(法第68条、施行規程第113条、定款第26条)

なお、同一の傷病について、障害厚生年金、障害基礎年金等の支給を受けることができるときは、傷病手当金は調整して(差額が)支給されます。

傷病手当金

支給期間 1年6か月

支給額 標準報酬日額(支給開始日の属する月以前12月の標準報酬額の平均額×1/22)×2/3

傷病手当金附加金

支給期間 6か月

支給額 標準報酬日額(支給開始日の属する月以前12月の標準報酬額の平均額×1/22)×2/3

提出書類

「暦月ごとに請求してください。」

- ・傷病手当金・同附加金請求書
- ・医師の証明及び報酬支給証明(請求書裏面)
- ・申出書
- ・出勤簿の写し(初めて請求する場合のみ)

出産手当金 (共済組合)

出産のため給料が支給されないとき

(法第69条、施行規程第114条)

支給期間 出産日以前42日出産日後56日以内について支給

支給額 標準報酬日額(支給開始日の属する月以前12月の標準報酬額の平均額×1/22)×2/3

提出書類

「暦月ごとに請求してください。」

- ・出産手当金請求書
- ・医師又は助産師の証明及び報酬支給証明(請求書裏面)
- ・出産予定日に関する医師又は助産師の意見書
- ・出勤簿の写し
- ・多胎妊娠の場合は、多胎妊娠に関する医師の証明書

休業手当金 (共済組合)

組合員が次に掲げる理由によって欠勤し、給料が支給されない場合、欠勤した期間について休業手当金が支給されます。

(法第70条、施行規程第115条)

支給要件及び支給期間

- ・被扶養者の病気または負傷(全期間)
- ・組合員の配偶者の出産(14日間)
- ・組合員または被扶養者の不慮の災害(5日間)
- ・組合員の婚姻または被扶養者の婚姻、葬儀等(7日間)
- ・組合員の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は、一親等の親族(子の配偶者を除く。)で被扶養者でないものの病気又は負傷(14日以内)
- ・通信教育の面接授業(通信教育の面接授業に要する期間)

支給額 標準報酬の日額(標準報酬月額×1/22)の50%

提出書類

「暦月ごとに請求してください。」

- ・休業手当金請求書
- ・根拠規定の証明及び報酬支給証明(請求書裏面)
- ・出勤簿の写し
- ・申立書

育児休業 手当金 (共済組合)

組合員が育児休業をした場合には当該育児休業に係る子が1歳(保育所に入所希望し申込みを行っているが、入所できない場合等は、最長2歳)に達する日まで、育児休業手当金として、勤務に服さなかった期間について次のとおり支給されます。

(法第70条の2、施行規定第115条の2)

支給額 (1日につき)標準報酬日額の67/100

(給付上限相当額あり)

〔ただし、育児休業開始から180日(土日祝日を含む)経過後は、給付率が50/100になります。〕

提出書類

- ・育児休業手当金(変更)請求書(初回に一括請求、変更があればその都度請求)
- ・育児休業に関する所属所長の証明及び報酬支払証明書(毎月)
- ・育児休業手当金請求書「1歳超分」
- ・育児休業の辞令の写し

育児休業給付金 (互助会)

会員が育児休業を取得した場合には、育児休業給付金が支給されます。

ただし、公立学校共済組合の育児休業手当金の支給を受けた期間は給付対象外です。

支給額 育児休業1日につき給料日額の5/100
(給付上限相当額あり)

提出書類

- ・育児休業給付金(変更)請求書(初回に一括請求、変更があればその都度請求)
- ・育児休業の辞令の写し
- ・育児休業に関する所属所長の証明及び給料支払証明書(毎月)

介護休業手当金 (共済組合)

組合員が介護休暇を取得し、給料の全額又は一部が支給されないときに支給されます。(時間休暇及び半日休暇等は給付の対象となりません。)

(法第70条の3、施行規程第115条の3)

介護休業給付金 (互助会)

要介護者の範囲

組合員の配偶者、父母、子、配偶者の父母

祖父母、孫、兄弟姉妹

父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者

子の配偶者、配偶者の子

} 同居必要

支給期間及び支給額

共済組合

(期間) 介護休業の日数を通算して66日を超えない期間

(支給額) 介護休暇1日につき標準報酬日額の67/100に相当する額を給付する。(給付上限相当額あり)

互助会

(期 間) 介護休業の日数を通算して66日を超え132日以内の期間

(支給額) 介護休暇1日につき給料日額の67/100に相当する額を給付する。(給付上限相当額あり)

提出書類

「暦月ごとに請求してください。」

- ・介護休業手当金(変更)請求書/介護休暇給付金(変更)請求書
- ・介護休暇願の写し
- ・介護休暇承認(不承認)通知書の写し(変更があった場合は変更分も)
- ・出勤簿の写し
- ・同居が必要な場合は住民票
- ・報酬支払証明書
- ・控除申出書

介護休暇取得の対象となる要介護家族でも、介護休業手当金・介護休暇給付金の支給対象とならない場合があります。

23 災害・交通事故にあったとき

問い合わせ先: 福利課(短期給付担当・互助会) TEL 024-521-7802、7798

災害にあったとき

災害にあったときは災害見舞金等が給付されます。災害現場の写真は忘れずに撮っておいてください。

(法第72条・73条、施行規程第117条)

災害見舞金 (共済組合) 組合員が風水害、地震、火災その他の非常災害によって、組合員の住居または家財に損害を受けたときは、共済組合から次表の程度に応じた災害見舞金が給付されます。

損 害 の 程 度		災 害 見 舞 金
住居および家財全部		標準報酬月額 3月分
住居および家財の1/2以上 住居または家財全部		標準報酬月額 2月分
住居および家財の1/3以上 住居または家財の1/2以上		標準報酬月額 1月分
住居または家財の1/3以上		標準報酬月額 0.5月分
平屋建に浸水し損害の 認定が困難なとき	床上120cm以上	標準報酬月額 1月分
	床上30cm以上	標準報酬月額 0.5月分

(注) 災害見舞金の給付額は、住居、家財それぞれにつき別個に上表を適用して算定した月数を合算して算出しますが、標準報酬月額の3月分を超えることはできません。

弔 慰 金 (共済組合) 天災その他の非常災害のため死亡したときは、共済組合から弔慰金(被扶養者の場合は家族弔慰金)が給付されます。

弔 慰 金 標準報酬月額の1か月分

家族弔慰金 標準報酬月額の0.7か月分

見 舞 金 (共済組合) 災害救助法が適用された地域内で被災(地域外で同一の事由での被災を含む)し、短期給付の災害見舞金の給付該当組合員に見舞金(30,000円)を支給します。

災害見舞金 (互助会)

会員が風水害、地震、火災その他の非常災害(原子力発電所の事故による災害を除く。)によって、住居または家財に損害を受けたときは、共済組合の損害程度の判定給付月数により災害見舞金が給付されます。

給付区分	給付額
損害程度の判定給付月数が2月以上	100,000円
損害程度の判定給付月数が1月以上2月未満	50,000円
損害程度の判定給付月数が0.5月以上1月未満	30,000円

提出書類

- ・災害見舞金請求書
- ・市町村長、消防署長又は警察署長の発行する罹災証明書
(又は被災証明書)
- ・災害状況報告書
- ・被害内訳書(住居)
- ・家財被害内訳書
- ・修繕等の見積書の写し
- ・間取り図(任意様式に被災部分を朱書きすること)
- ・写真(被害状況が分かるもの)
- ・固定資産評価額証明書(家屋に関するもの)
- ・その他、被害状況が判断できるもの

※見舞金(共済組合)は、災害見舞金(共済組合)の支給に該当する場合に併せて支給されますので、改めて提出書類は不要です。

交通事故に あったとき

組合員又は被扶養者の方が交通事故にあった場合は、警察や保険会社に届出や連絡をするとともに

1 必ず共済組合福島支部事務局(福利課短期給付担当)に連絡してください。

電話(024-521-7802)

事故報告書に事故の発生の状況図を添えて、速やかに提出してください。

2 組合員証及び組合員被扶養者証を使用して治療を受けた場合は、さらに次の手続きが必要です。

組合員証等を使用して治療を受けるか受けないかは自由ですが、組合員又は被扶養者の方の治療に要した費用は、原則として事故の相手方に負担していただくこととなりますので、最終的には給付した額の範囲内で、共済組合から事故の相手方に対して医療費を請求することとなります。

このため、事故報告書を提出後、次の書類を提出してください。

提出書類

- ・損害賠償申告書
- ・同意書
- ・事故発生状況報告書
- ・交通事故証明書
- ・診断書
- ・委任状(2部)
- ・念書
- ・誓約書
- ・自賠責保険金支払請求のための手控

- 3 公務中又は通勤途上に発生した事故の場合は、公務災害・通勤災害になりますので、組合員証等を使用することはできません。(事故報告書の提出は必要です。)
- 4 次のような場合は組合員から医療費を返還していただくこととなります。
事故の相手方に対して、組合員又は被扶養者の治療に要した費用の一部又は全部を免除(損害賠償請求権の放棄)するような約束をした場合
- 5 組合員証等を使用して治療を受けている場合は、治療費の支払を免除(損害賠償請求権の放棄)をするような内容の示談を締結することは行わないでください。(法第50・108条)

24 資金を必要とするとき

問い合わせ先: 共済組合貸付 福利課(福祉担当) TEL 024-521-7804

共済組合貸付制度

組合員の臨時の支出(生活費・借金返済の為の借入は不可)を補うため、次のような資金の貸付を行っています。申し込み手続き等の詳細については、各所属に配布している「福利厚生の手引き」をご覧ください。

貸付種別	コード	貸付事由	貸付限度額	貸付利率	償還回数
一般貸付け	1 1	臨時に資金を必要とするとき (例)車・家財の購入、旅行資金等	200万円	1.32%	120回以内
住宅貸付け	3 1	組合員が自己の用に供する住宅の新築・増築・改築・修理・購入および敷地購入等で資金を必要とするとき	次のイ、ロのいずれが高い額(1,800万円が上限) イ組合員期間に応じた額 ロ仮定退職手当の額	1.32%	360回以内
住宅災害貸付け	2 1	自己の用に供している住宅又は敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上の損害を受け新築等をするための資金を必要とするとき	住宅貸付限度額の2倍に相当する金額 (1,900万円が上限)	0.99%	360回以内
教育貸付け	4 1	本人、被扶養者又は子・孫・兄弟姉妹が高校・大学等に入学、又は修学するための資金を必要とするとき	550万円	1.32%	250回以内
災害貸付け	5 1	水震火災その他の非常災害により、資金を必要とするとき	200万円	0.99%	120回以内
医療貸付け	6 1	本人、被扶養者又は配偶者・父母(配偶者の父母を含む)・子・孫・兄弟姉妹が医療を受けるための資金を必要とするとき	120万円	1.32%	110回以内
結婚貸付け	7 1	本人又は子が結婚するために資金を必要とするとき	200万円	1.32%	120回以内
葬祭貸付け	7 2	被扶養者又は配偶者・父母(配偶者の父母を含む)・子・孫・兄弟姉妹の葬祭を行うための資金を必要とするとき	200万円	1.32%	120回以内
介護対応住宅貸付け	8 1	住宅を要介護者に配慮した構造にするための資金を必要とするとき	300万円	1.06%	360回以内
高額医療貸付け	—	本人又は被扶養者が高額医療費の支給対象となる療養に係る支払いのための資金を必要とするとき	高額医療費相当額 (千円未満切捨て)	無利子	高額医療費支給時に一括控除
出産貸付け	—	本人が出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払いのため資金を必要とするとき	出産費等相当額 (千円未満切捨て)	無利子	出産費等支給時に一括控除
東日本大震災に伴う特別住宅災害貸付け	2 6	東日本大震災により、自己の用に供している住宅又は敷地が5分の1以上の損害を受け、新築等をするための資金を必要とするとき	住宅貸付限度額の2倍に相当する金額 (1,900万円が上限)	0.69%	360回以内

貸付種別	貸付事由	貸付限度額	貸付利率	償還回数
特定激甚災害による損害を貸付けの事由とする住宅災害貸付け	特定激甚災害により自己の用に供している住宅又は敷地が5分の1以上の損害を受け、新築等をするための資金を必要とするとき	住宅貸付限度額の2倍に相当する金額 (1,900万円が上限)	0.99%	360回以内
特別貸付け ※	再任用組合員等が臨時に資金を必要とするとき	給料月額×3/10×残任 期月数(最高200万円)	1.32%	残任期月数 以内

※再任用組合員等は、特別、高額医療、出産貸付けの対象となります。

注) 1 申込金額は10万円単位です。

2 申込金額が100万円以上の場合、ボーナス併用償還を行うことができます。ボーナス償還に充てることができる金額は、申込金額の2分の1以内の額で50万円単位です。

また、ボーナス償還の回数は毎月償還の回数の6分の1以内の回数です。

3 現行利率は今後変動することがあります。

※ 平成19年4月以降の貸付(借替を含みます)には、保険料充当金率として、年0.06%が現行利率に上乗せされています。

(例) 一般貸付 1.26% + 0.06% = 1.32% (実際の利率)

4 一般・教育・結婚・葬祭貸付けについては、支払い後の貸付けの申込みも受け付けますが、支払日から概ね1ヶ月以内の申込みに限ります。

5 東日本大震災に伴う住宅貸付け等の利率等の特例については、平成23年6月17日付け23公立福島第92号及び平成23年9月28日付け23公立福島第272号の通知をご確認ください。

6 特定激甚災害による損害を貸付けの事由とする住宅災害貸付けについては、令和元年11月7日付け元公立福島第633号をご確認ください。

既に貸付けを受けている種類で再度貸付けを希望するときは、貸付限度額の範囲内で新たな貸付金から元金残および経過利息を差し引いて送金します。

貸付けの制限

- (1) 貸付け申込み日の属する月まで引き続く組合員期間が6か月未満のとき。
- (2) 支部長が償還の確実性がないと認めるとき。
 - ① 現に給与の差押えを受けているとき。
 - ② 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めないとき等。
- (3) 一般貸付けを既に借り受けている場合、既貸付けから2年を経過しないと新たに一般貸付けを受けることができません。
- (4) 一般、教育、災害、医療、結婚及び葬祭の各貸付けでは、これらの貸付けの未償還元金の合計額が700万円を超えるときは、700万円を超える額の貸付けは行いません。
- (5) 1回当たりの償還額の年間の合計額に民間の金融機関等に返済する1年間の返済額を加算した額が、申込人の給料月額に4.8を乗じて得た額を超えるときは、貸付を受けることはできません。

<p>貸付日等</p>	<p>(6)他の共済組合から貸付けを受けている場合は、貸付けを行いません。</p> <p>貸付けの申込書は毎月21日(当日が休日のときは前日)に受付を締切り、翌月10日(当日が休日のときは翌日)に貸付決定、25日(当日が銀行休業日のときは翌営業日)に送金を行っています。</p> <p>※ 高額医療貸付けについては、前週に受付けた分を金曜日(当日が銀行休業日のときは翌営業日に送金を行っています。)</p>
<p>繰上償還</p>	<p>未償還元利金については、全部または一部を繰り上げて償還することができます。償還を希望する月の21日(当日が休日のときは翌日)までに返済することになります。</p> <p>一部繰上げ償還は、10万円以上(ボーナス併用償還のときは20万円以上)の余裕資金があるときに申出することができます。</p> <p>申出の締切り日は繰上償還を希望する月の前月21日(当日が休日のときは前日)です。</p> <p>※住宅借入金等特別控除制度を受けている方は、繰上げにより償還年数が10年未満になると、適用を受けられなくなりますので、注意してください。</p>
<p>即時償還</p>	<p>借受人が次の事由に該当した場合、未償還元利金の全額を即時に償還しなければなりません。</p> <p>(1)組合員の資格を喪失したとき。</p> <p>(2)退職手当の支給を受けることができるとき。</p> <p>(3)その他貸付規程に違反したとき。</p>
<p>団体信用生命保険制度</p>	<p>共済組合では住宅貸付け・教育貸付け等を借り受ける組合員を対象として、団体信用生命保険制度(以下「だんしん」という。)を実施しています。</p> <p>「だんしん」は、共済組合の住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護対応住宅貸付け、教育貸付けを利用している組合員が返済途中で万一死亡したり、高度障がいにおちいったときに残存債務を保険金で補てんし、退職金やその他の財産を守るための制度です。</p>
<p>債務返済支援保険制度</p>	<p>「だんしん」の特約として実施する制度で、「だんしん」適用者である住宅貸付け等を利用している組合員が、返済途中で病気や障がいまたは精神障がいにより就業できなくなったときに、最長3年間償還金相当額を保険金で補てんし、家計を圧迫することなく返済を確実にに行い、組合員とその家族に安心感を付与する制度です。</p> <p>両制度とも、加入手続きは、原則、貸付け申込み時のみですが、毎年秋の一定期間だけ中途加入できます。</p>

共済組合一般貸付け等償還月額表 (1回の償還額)

年利 1.32% (※保険料充当金率 0.06%含む)

※共済組合貸付け償還額表は、参考までの償還回数と償還額を掲載しています。
貸付額、償還回数やボーナス併用償還の有無により異なりますので、おおよその目安としてお使いください。

※公立学校共済組合のホームページに掲載されている「貸付金・償還金シミュレーション」画面で、1回あたりの償還額を算出することができます。

(単位：円)

償還回数 貸付金額	50回	100回	120回	150回	200回	250回
50万	10,283	5,283	4,450	3,618	2,786	2,289
100万	20,566	10,566	8,900	7,235	5,573	4,577
150万	30,849	15,848	13,350	10,853	8,359	6,866
200万	41,132	21,131	17,800	14,471	11,146	9,155
250万	51,415	26,414	22,250	18,089	13,932	11,443
300万	61,698	31,697	26,700	21,706	16,719	13,732
350万	71,981	36,980	31,150	25,324	19,505	16,021
400万	82,264	42,262	35,600	28,942	22,292	18,309
450万	92,547	47,545	40,050	32,559	25,078	20,598
500万	102,830	52,828	44,500	36,177	27,864	22,887
550万	113,113	58,111	48,950	39,795	30,651	25,175

共済組合一般貸付け等ボーナス時償還額表 (1回の償還額)

年利 1.32% (※保険料充当金率 0.06%含む)

(単位：円)

貸付金額	償還回数	5月・11月 貸 付	4月・10月 貸 付	3月・9月 貸 付	2月・8月 貸 付	1月・7月 貸 付	12月・6月 貸 付
50万	10	51,550	51,606	51,663	51,720	51,776	51,833
	20	26,622	26,652	26,681	26,710	26,739	26,769
100万	10	103,099	103,213	103,326	103,439	103,553	103,666
	20	53,245	53,303	53,362	53,420	53,479	53,537
150万	20	79,867	79,955	80,042	80,130	80,218	80,306
	40	42,557	42,603	42,650	42,697	42,744	42,790
200万	20	106,489	106,606	106,723	106,840	106,957	107,074
	40	56,742	56,805	56,867	56,929	56,992	57,054
250万	20	133,112	133,258	133,404	133,550	133,697	133,843
	40	70,928	71,006	71,084	71,162	71,239	71,317

共済組合住宅貸付け等償還月額表 (1回の償還額)

年利 1.32% (※保険料充当金率 0.06%含む)

(単位：円)

償還回数 貸付金額	1 0 0 回	1 5 0 回	2 0 0 回	2 5 0 回	3 0 0 回	3 6 0 回
6 0 0 万	63,393	43,413	33,437	27,464	23,492	20,193
7 0 0 万	73,959	50,648	39,010	32,042	27,407	23,558
8 0 0 万	84,525	57,884	44,583	36,619	31,323	26,924
9 0 0 万	95,090	65,119	50,156	41,196	35,238	30,289
1 0 0 0 万	105,656	72,354	55,729	45,774	39,153	33,655
1 1 0 0 万	116,221	79,590	61,302	50,351	43,069	37,020
1 2 0 0 万	126,787	86,825	66,875	54,928	46,984	40,386
1 3 0 0 万	137,352	94,061	72,448	59,506	50,899	43,751
1 4 0 0 万	147,918	101,296	78,020	64,083	54,815	47,117
1 5 0 0 万	158,484	108,532	83,593	68,660	58,730	50,482
1 6 0 0 万	169,049	115,767	89,166	73,238	62,646	53,848
1 7 0 0 万	179,615	123,003	94,739	77,815	66,561	57,213
1 8 0 0 万	190,180	130,238	100,312	82,393	70,476	60,579

共済組合住宅貸付け等ボーナス時償還額表 (1回の償還額)

年利 1.32% (※保険料充当金率 0.06% 含む)

(単位：円)

貸付金額	償還回数	5月・11月 貸 付	4月・10月 貸 付	3月・9月 貸 付	2月・8月 貸 付	1月・7月 貸 付	12月・6月 貸 付
300万	30	109,951	110,072	110,193	110,313	110,434	110,555
	60	60,383	60,449	60,515	60,582	60,648	60,714
400万	30	146,601	146,762	146,923	147,085	147,246	147,407
	60	80,510	80,599	80,687	80,776	80,864	80,953
500万	30	183,252	183,453	183,654	183,856	184,057	184,258
	60	100,638	100,748	100,859	100,969	101,080	101,191
600万	30	219,902	220,144	220,385	220,627	220,868	221,110
	60	120,765	120,898	121,031	121,163	121,296	121,429
700万	30	256,552	256,834	257,116	257,398	257,680	257,962
	60	140,893	141,048	141,202	141,357	141,512	141,667
800万	30	293,203	293,525	293,847	294,169	294,491	294,813
	60	161,020	161,197	161,374	161,551	161,728	161,905
900万	30	329,853	330,215	330,578	330,940	331,303	331,665
	60	181,148	181,347	181,546	181,745	181,944	182,143

在宅介護対応住宅貸付け償還月額表(1回の償還額)

年利 1.06% (※保険料充当金率 0.06%含む)

(単位：円)

償還回数 貸付金額	100回	150回	200回	250回	300回	360回
50万	5,226	3,560	2,728	2,230	1,898	1,622
100万	10,452	7,121	5,457	4,459	3,796	3,244
150万	15,679	10,681	8,185	6,689	5,694	4,866
200万	20,905	14,242	10,913	8,919	7,592	6,488
250万	26,131	17,802	13,642	11,149	9,489	8,110
300万	31,357	21,363	16,370	13,378	11,387	9,732

在宅介護対応住宅貸付けボーナス時償還額表(1回の償還額)

年利 1.06% (※保険料充当金率 0.06%含む)

(単位：円)

貸付金額	償還回数	5月・11月 貸付	4月・10月 貸付	3月・9月 貸付	2月・8月 貸付	1月・7月 貸付	12月・6月 貸付
50万	30	17,991	18,007	18,023	18,039	18,054	18,070
	60	9,707	9,716	9,724	9,733	9,741	9,750
100万	30	35,982	36,014	36,045	36,077	36,109	36,141
	60	19,414	19,431	19,448	19,465	19,482	19,500
150万	30	53,973	54,020	54,068	54,116	54,163	54,211
	60	29,121	29,147	29,172	29,198	29,224	29,249

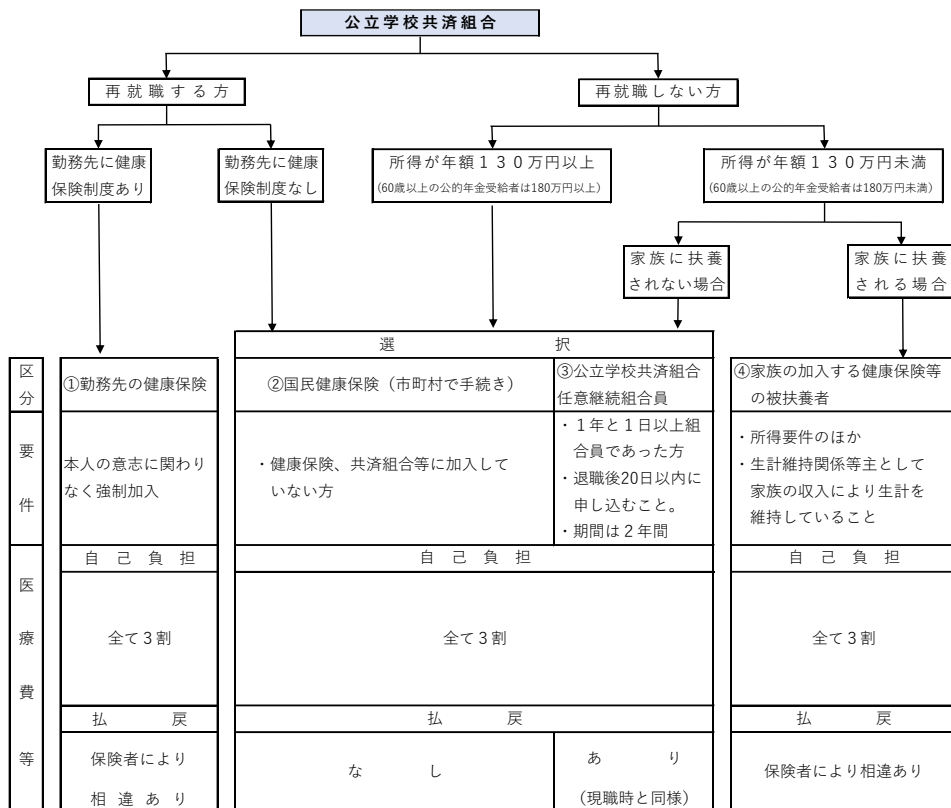
25 退職するとき（退職後の医療）

問い合わせ先: 福利課(短期給付担当) TEL 024-521-7802

退職後の医療保険制度

公立学校共済組合員であった方が退職すると、その翌日から組合員の資格を喪失します。現職中の組合員証、被扶養者証は使用できなくなりますので、退職時の所属所にお返しください。

退職後の医療保険は下記のとおりですが、保険料負担(掛金)や給付内容等が違いますので、選択にあたっては十分注意してください。



※ ①～③は保険料負担(掛金)が必要です。金額は制度によって異なります。

任意継続組合員制度

加入資格	退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方。
加入手続	退職の日から起算して20日以内に「任意継続組合員申出書」(様式第24号(共))を退職時の所属所を經由して公立学校共済組合福島支部(福利課)に提出してください。 また、退職時被扶養者として認定されていた方は、引き続き被扶養者として認定されます。
組合員期間	2年間
掛金の月額	次の各号に掲げるいずれか少ない額に短期給付に関する分は84.20/1,000を、介護保険に関する分は17.80/1,000を乗じた額になります。(令和3年4月1日～) ア 退職時の標準報酬の月額 イ 公立学校共済組合員の平均標準報酬の額 (令和3年度は410,000円)
掛金の払込	「任意継続組合員申出書」の提出により、「任意継続掛金等振込依頼書」を送付しますので、その振込依頼書の納入期限までに最寄りの東邦銀行本・支店に払い込んでください。(任意継続短期掛金、介護掛金に分けて振り込むことになります。) その際、金融機関から受け取る振込金受取書は、翌年に行う確定申告の際に必要なとなりますので、大切に保管してください。 なお、掛金を納入期限までに納入しない場合、資格を有しなかったこととなりますので、納入期限については注意してください。
給付内容	各種休業給付を除く短期給付を受けることができます。 受給要件が発生したときは、共済組合支部へご連絡ください。
資格の喪失	次の要件に該当するとき任意継続組合員の資格を喪失しますので、「任意継続組合員資格喪失申出書」(様式第25号(共))に任意継続組合員証(被保険者証)を添付して共済組合支部に提出してください。 ア 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。 (この場合のみ「任意継続組合員資格喪失申出書」の提出は不要ですが、任意継続組合員証等の返却は忘れないよう注意願います。) イ 任意継続組合員が死亡したとき(死亡年月日を確認できる書類を添付)。 ウ 掛金を納入期限まで納入しなかったとき。 エ 他の社会保険の被保険者になったとき(被保険者証の写しを添付)。

オ 任意継続組合員でなくなることを希望したとき。

(退職後2年目に国民健康保険に加入を希望する場合等が該当しますが、申出があった月の翌月から資格を喪失することとなりますので、任意継続組合員証等は翌月になってから返却してください。)

また、認定されていた被扶養者が認定要件を欠くにいたりまたは新たに被扶養者として要件を備える者が生じたときは、共済組合支部へ申し出てください。

26 退職するとき（退職手当等）

問い合わせ先：福利課（長期給付担当）TEL 024-521-7803

退職手当（県）

適用範囲

退職手当は、県費負担の常勤職員で、勤続期間が6月以上（死亡・傷病退職の場合は1日以上）ある方（以下「職員」という。）が退職したとき、本人又は遺族に支給します。

ただし、再任用職員は除きます。

また、退職した職員が、引き続いて国又は他の地方公共団体の職員となった場合で勤続期間が通算される場合は支給されません。

退職手当の式

退職手当＝基本額（退職時の給料月額×支給率）＋調整額

退職手当の基

退職時の給料月額には教職調整額、加算額、給料の調整額を含みます。

支給率は、77ページの別表のとおり、退職事由及び勤続期間に応じた支給割合となります。

また、定年年齢から10年を減じた年齢以上でかつ勤続期間25年以上である職員が、定年退職日から1年前までにその者の事情によらないで退職する場合には、退職手当の算定の基礎となる給料月額について、次の特例措置があります。

$$\text{退職時の給料月額} \times \{1 + (0.02 \times \text{定年までの残年数})\}$$

退職手当の調整額

職制上の段階、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して定める区分に応じて調整額（月額）を設定し、職員在職期間のうちその月額の高い方から60月分の合計額を基本額に加算します。

調整額及びそれに対応する職員の区分は、78ページの別表のとおりです。

**勤続期間の
計 算**

勤続期間は、職員として引き続いた在職期間について、職員となった日の属する月から職員が退職した日の属する月までの月数によって計算します。

- ① 月単位で計算した在職期間に、1年未満の端数が生じた場合には、その端数は切り捨てます。
- ② 職員がその在職期間において、休職、停職など現実に職務に従事しなかった期間（現実に職務に従事した日のあった月を除く。）があったときは、その期間の2分の1に相当する期間を除算します。

また、職員団体の専従休職の期間（ただし昭和43年12月14日以降の期間）など全期間除算となるものがあります。

なお、育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達する日の属する月までの期間に限ります。）については、該当期間の3分の1を除算します。また、育児短時間勤務の期間は3分の1除算です。

経 過 措 置

新制度で算定した額（新制度算定額）が、仮に新制度切替日の前日に同じ退職理由で退職したと仮定して算定した場合の額（新制度切替日前日額）より低くなる場合には、新制度切替日前日額を保障します。

**退職手当に
対する課税**

退職所得として他の所得と分離して所得税、市町村民税及び県民税が課税され、退職手当から源泉徴収されます。

**失 業 者 の
退 職 手 当**

勤続期間（常勤）12月以上の職員が、退職後一定期間失業状態で、かつ、支給された退職手当額が雇用保険の例による失業給付相当額を下回るとき、請求によりその差額相当額を「失業者の退職手当」として、失業の認定を受けた日数分について支給する制度があります。

退職手当支給区分・支給率一覧表

※1 改正前：平成18年3月31日以前

※2 改正後：平成18年4月1日以降

勤続期間	自己都合	
	改正前(※1)	改正後(※2)
	1	0.502200
2	1.004400	1.004400
3	1.506600	1.506600
4	2.008800	2.008800
5	2.511000	2.511000
6	3.766500	3.013200
7	4.394250	3.515400
8	5.022000	4.017600
9	5.649750	4.519800
10	6.277500	5.022000
11	7.432560	7.432560
12	8.169120	8.169120
13	8.905680	8.905680
14	9.642240	9.642240
15	10.378800	10.378800
16	11.115360	12.881430
17	11.851920	14.086710
18	12.588480	15.291990
19	13.325040	16.497270
20	17.577000	19.669500
21	18.581400	21.343500
22	19.585800	23.017500
23	20.590200	24.691500
24	21.594600	26.365500
25	28.248750	28.039500
26	29.504250	29.378700
27	30.759750	30.717900
28	32.015250	32.057100
29	33.270750	33.396300
30	34.526250	34.735500
31	35.572500	35.739900
32	36.618750	36.744300
33	37.665000	37.748700
34	38.711250	38.753100
35	39.757500	39.757500
36	40.803750	40.761900
37	41.850000	41.766300
38	42.896250	42.770700
39	43.942500	43.775100
40	44.988750	44.779500
41	46.035000	45.783900
42	47.081250	46.788300
43	47.709000	47.709000
44	47.709000	47.709000
45	47.709000	47.709000

勤続期間	定年等	
	定年 勸奨 任期満了 通勤傷病 公務外死亡	
	改正前(※1)	改正後(※2)
1	0.837000	0.837000
2	1.674000	1.674000
3	2.511000	2.511000
4	3.348000	3.348000
5	4.185000	4.185000
6	5.022000	5.022000
7	5.859000	5.859000
8	6.696000	6.696000
9	7.533000	7.533000
10	8.370000	8.370000
11	9.290700	11.613375
12	10.211400	12.764250
13	11.132100	13.915125
14	12.052800	15.066000
15	12.973500	16.216875
16	13.894200	17.890875
17	14.814900	19.564875
18	15.735600	21.238875
19	16.656300	22.912875
20	21.971250	24.586875
21	23.226750	26.260875
22	24.482250	27.934875
23	25.737750	29.608875
24	26.963250	31.282875
25	33.898500	33.270750
26	35.405100	34.777350
27	36.911700	36.283950
28	38.418300	37.790550
29	39.924900	39.297150
30	41.431500	40.803750
31	42.687000	42.310350
32	43.942500	43.816950
33	45.198000	45.323550
34	46.453500	46.830150
35	47.709000	47.709000
36	47.709000	47.709000
37	47.709000	47.709000
38	47.709000	47.709000
39	47.709000	47.709000
40	47.709000	47.709000
41	47.709000	47.709000
42	47.709000	47.709000
43	47.709000	47.709000
44	47.709000	47.709000
45	47.709000	47.709000

勤続期間	公務外傷病	
	改正前(※1)	改正後(※2)
	1	0.837000
2	1.674000	1.674000
3	2.511000	2.511000
4	3.348000	3.348000
5	4.185000	4.185000
6	5.022000	5.022000
7	5.859000	5.859000
8	6.696000	6.696000
9	7.533000	7.533000
10	8.370000	8.370000
11	9.290700	9.290700
12	10.211400	10.211400
13	11.132100	11.132100
14	12.052800	12.052800
15	12.973500	12.973500
16	13.894200	14.312700
17	14.814900	15.651900
18	15.735600	16.991100
19	16.656300	18.330300
20	17.577000	19.669500
21	18.581400	21.343500
22	19.585800	23.017500
23	20.590200	24.691500
24	21.594600	26.365500
25	28.248750	28.039500
26	29.504250	29.378700
27	30.759750	30.717900
28	32.015250	32.057100
29	33.270750	33.396300
30	34.526250	34.735500
31	35.572500	35.739900
32	36.618750	36.744300
33	37.665000	37.748700
34	38.711250	38.753100
35	39.757500	39.757500
36	39.757500	40.761900
37	41.850000	41.766300
38	42.896250	42.770700
39	43.942500	43.775100
40	44.988750	44.779500
41	46.035000	45.783900
42	47.081250	46.788300
43	47.709000	47.709000
44	47.709000	47.709000
45	47.709000	47.709000

退職手当の調整額適用表

調整額		行政職 給料表		教育職 給料表		研究職 給料表		医療職 給料表 (二)		技能労務職給料表							
		H18.4.1								H18.4.1				H25.4.1以後			
		前	以後	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲	級	号給	適用範囲	級	号給	適用範囲	級	適用範囲
第1号 区分	70,400		10														
第2号 区分	65,000		11	9													
第3号 区分	59,550		10	8	4	職務段階 加算20%	5	特別 調整額 20% (2種)									
第4号 区分	54,150		9	7	4	職務段階 加算15% かつ特別 調整額 14%以上 (3種又は4種)	5	特別 調整額 16% (3種)									
第5号 区分	43,350		8	6	4 3	上記以外 の者 職務段階 加算15%	5	上記以 外の者	7 6								
第6号 区分	32,500		7	5	3 特2 2	上記以外 の者 経験年数 26年以上 職務段階 加算10% かつ※経 験年数35 年以上 (大学4卒)	4	特別 調整額 12% (5種) 以上									
第7号 区分	27,100		6	4	特2 2	上記以外 の者 職務段階 加算10% (※経験年数 26年以上 35年未満 (大学4卒))	3	上記以 外の者	5	3	9号給以上	3	33号給以上			5	
第8号 区分	21,700		5	3	2 4	職務段階 加算5% (※経験年数 9年以上 26年未満 (大学4卒)) 職務段階 加算5% (※経験年数 14年以上 (大学4卒))	2	4 3 2		3	8号給以下 7号給以下 4号給以上 6号給以下 14号給以上	2	32号給以下 53号給以上 17号給以上 52号給以下 57号給以上	2	1	4 (3)	当該号 給の在 級期間 120月 超
第9号 区分	0		3 2 1	2 1	2 1	上記以 外の者 上記以 外の者	2	上記以 外の者	2	2	4号給以上 6号給以下 3号給以下 14号給以上 13号給以下	2	上記以 外の者 17号給以上 52号給以下 16号給以下 57号給以上 56号給以下	2	1	4 (3) 2 1	上記以 外の者

※経験年数は大学4卒を基準とし、短大2卒の場合は基準の経験年数に2年加え、高校卒の場合は基準の経験年数に4年を加える。

27 退職した後の年金

問い合わせ先: 福利課(長期給付担当) TEL 024-521-7803

年金制度

組合員または組合員であった方が高齢になったとき、病気やけがにより障がいの状態になったとき、また不幸にして亡くなったときなど、就労による収入が得られなくなったときに、組合員とその家族の生活の安定を図るために現金給付により所得を保障する制度です。

昭和61年の年金制度改正により、国民年金は全国民に共通して支給する基礎年金に改められ、20歳以上60歳未満の国民は原則として国民年金の被保険者となりました。その結果、共済組合の組合員も国民年金の被保険者となり、共済年金とあわせて基礎年金も支給されることになりました。平成27年10月の被用者年金一元化後は、共済年金は厚生年金に統一されたため、「退職共済年金」は「老齢厚生年金」として裁定されます。

老齢厚生年金

高齢になったときは一定要件を満たす方に、共済組合から老齢厚生年金が、日本年金機構から国民年金の老齢基礎年金が支給されます。

老齢厚生年金は65歳からの支給ですが、特例によりそれ以前から特別支給の老齢厚生年金が支給されます。支給開始年齢は、昭和28年4月2日以後に生まれた方から生年月日に応じて61歳から64歳まで段階的に引き上げられます(81ページの図1参照)。この特別支給の老齢厚生年金は、65歳から(本来支給の)老齢厚生年金に切り替わります。

支給開始年齢～

65歳

特別支給の老齢厚生年金	(本来支給の)老齢厚生年金
	老齢基礎年金

特別支給の老齢厚生年金

支給要件

65歳未満の者が、次の(ア)～(ウ)の全てを満たしたときに支給されます。

- (ア) 支給開始年齢以上であること
- (イ) 1年以上の厚生年金被保険者期間※を有すること
- (ウ) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年以上であること。

※ 厚生年金被保険者期間とは、厚生年金被保険者(厚生年金保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済)であった期間をいい、資格を取得(就職)した月から資格を喪失(退職)した日の翌日の属する月の前月までの期間で、月数で表します。2以上の種別の被保険者期間を有する場合は、

年 金 額

合算して1年以上とします。

なお、平成27年9月以前の共済組合の組合員であった期間も含まれます。

共済組合加入期間にかかる年金額は①と②の合計です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{特別支給の老齢} \\ \hline \text{厚生年金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{① 厚生年金} \\ \hline \text{相当部分} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{② 旧職域年金} \\ \hline \text{相当部分} \\ \hline \end{array}$$

[計算式]

(昭和21年4月2日以降生まれで組合員期間が20年以上ある場合)

[総報酬制導入前(平成15年3月以前)]	
①	$\begin{array}{ c } \hline \text{厚生年金} \\ \hline \text{相当部分} \\ \hline \end{array} = \text{平均標準報酬月額} \times \frac{7,500/1,000}{(\text{給付乗率})} \times \frac{\text{組合員}}{\text{期間月数}} \times \text{従前額改定率}$
②	$\begin{array}{ c } \hline \text{旧職域年金} \\ \hline \text{相当部分} \\ \hline \end{array} = \text{平均標準報酬月額} \times \frac{1,500/1,000}{(\text{給付乗率})} \times \frac{\text{組合員}}{\text{期間月数}} \times \text{従前額改定率}$
[総報酬制導入後(平成15年4月以降)]	
①	$\begin{array}{ c } \hline \text{厚生年金} \\ \hline \text{相当部分} \\ \hline \end{array} = \text{平均標準報酬月額} \times \frac{5,769/1,000}{(\text{給付乗率})} \times \frac{\text{組合員}}{\text{期間月数}} \times \text{従前額改定率}$
②	$\begin{array}{ c } \hline \text{旧職域年金} \\ \hline \text{相当部分} \\ \hline \end{array} = \text{平均標準報酬月額} \times \frac{1,154/1,000}{(\text{給付乗率})} \times \frac{\text{組合員}}{\text{期間月数}} \times \text{従前額改定率}$

※平成27年9月30日以前の組合員期間に限ります。

在職中の決定と支給停止

支給要件を満たす方が支給開始年齢に達すれば、在職中であっても特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生し決定されます。

しかし、在職中は年金が給料との調整を受け、給料の額に応じた割合で年金の支給が停止されます。給料が一定額以上ある場合は年金は全額支給停止されることになります。

特例による満額支給

特例により3級以上の障害等級に該当する場合または組合員期間が44年以上の場合は、年金受給権発生時から、基礎年金相当額の定額部分を含む特別支給の老齢厚生年金が支給されます。(両者とも、昭和16年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれ、かつ、支給開始年齢(60歳から64歳)に達している方で退職している場合に限ります。)

定額部分の年金額は次のとおりです。

1,628円 × 改定率 × 生年月日に応じた率 × 組合員月数(480月が限度)

なお、定額部分の年金または老齢基礎年金の開始にあわせて、一定条件を満たす場合に加給年金額が支給されます。(繰上請求をしても加給年金額の加算は65歳からとなります。加算額は配偶者の生年月日によって異なります。)

配偶者 基本額224,700円 + 加算額165,800円

子 1人224,700円(3人目からは1人74,900円)

【図1】 年金の支給開始年齢引上げイメージ

生年月日	60歳	65歳
昭和16年4月2日から 昭和18年4月1日まで	特別支給の退職共済年金 (定額部分)	退職共済年金 老齢基礎年金
昭和18年4月2日から 昭和20年4月1日まで	特別支給の退職共済年金 (定額部分)	退職共済年金 老齢基礎年金
昭和20年4月2日から 昭和22年4月1日まで	特別支給の退職共済年金 (定額部分)	退職共済年金 老齢基礎年金
昭和22年4月2日から 昭和24年4月1日まで	特別支給の退職共済年金 (定額部分)	退職共済年金 老齢基礎年金
昭和24年4月2日から 昭和25年10月1日まで	特別支給の退職共済年金	退職共済年金 老齢基礎年金
昭和25年10月2日から 昭和28年4月1日まで	特別支給の退職共済年金	老齢厚生年金※ 老齢基礎年金
昭和28年4月2日から 昭和29年10月1日まで	61歳～ 特別支給の退職共済年金	老齢厚生年金※ 老齢基礎年金
昭和29年10月2日から 昭和30年4月1日まで	61歳～ 特別支給の退職厚生年金※	老齢厚生年金※ 老齢基礎年金
昭和30年4月2日から 昭和32年4月1日まで	62歳～ 特別支給の退職厚生年金※	老齢厚生年金※ 老齢基礎年金
昭和32年4月2日から 昭和34年4月1日まで	63歳～ 特別支給の老齢厚生年金※	老齢厚生年金※ 老齢基礎年金
昭和34年4月2日から 昭和36年4月1日まで	64歳～ 特別支給の老齢厚生年金※	老齢厚生年金※ 老齢基礎年金
昭和36年4月2日以降		老齢厚生年金※ 老齢基礎年金

■は共済組合が、□は日本年金機構が給付を行う年金です。

※平成27年10月の被用者年金一元化により、共済年金は厚生年金に統一されたため、「老齢厚生年金」として裁定されます。

※昭和28年4月2日以後生まれの方は、支給開始年齢前でも、60歳以上であれば、（特別支給の）老齢厚生年金を繰り上げて受給することができます。その際、年金額は繰り上げた期間に応じ減額されます。なお、この繰り上げ請求は、老齢基礎年金等の繰り上げ請求と同時にを行う必要があります。

加給年金額は、厚生年金被保険者期間が20年以上の方で、受給権の取得当時に受給権者と生計を共にしていた年収850万円未満の次の方がいるとき支給されます。

- ・65歳未満の配偶者
- ・18歳に達する日以後最初の3月31日までにある子（または障がい等級1級または2級に該当する20歳未満の子）

加給年金額は、対象者がいても対象配偶者が加入期間20年以上の老齢（または退職）年金を受給するときなど支給が停止になる場合があります。また、対象配偶者が65歳に達したときなどの一定の場合には支給されなくなります。

老齢厚生年金 支給開始年齢 の引き上げ

昭和16年4月2日以後に生まれた方の老齢厚生年金の支給開始年齢および給付内容は、生年月日に応じて、81ページの図1のとおり段階的に引き上げられます。

(本来支給の)老齢厚生年金

支給要件

特別支給の老齢厚生年金は、受給権者が65歳になると、(本来支給の)老齢厚生年金に切り替わります。

厚生年金被保険者期間を有する者が次の(ア)、(イ)を全て満たしたときに支給されます。

(ア)65歳以上であること。

(イ)保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年以上であること。

年金額の 計算

次の(a)~(d)の4部分の合計です。

◎経過的加算額は特別支給の老齢厚生年金の定額部分から老齢厚生年金を差し引いた額です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{(本来支給の)} \\ \hline \text{老 齢 厚 生} \\ \hline \text{年 金 額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{(a) 厚生年金} \\ \hline \text{相当部分} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{(b) 旧職域年金} \\ \hline \text{相当部分} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{(c) 経過的} \\ \hline \text{加算額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{(d) 加 給} \\ \hline \text{年 金 額} \\ \hline \end{array}$$

年金払い退職給付

制度について

被用者年金制度の一元化(平成27年10月1日施行)に伴い、改正前の共済年金における3階部分(職位部分)は廃止され、新たな公務員制度として「年金払い退職給付制度」が設けられました。

退職年金、公務障害年金、公務遺族年金の3種類の給付があります。

1 年金積立時

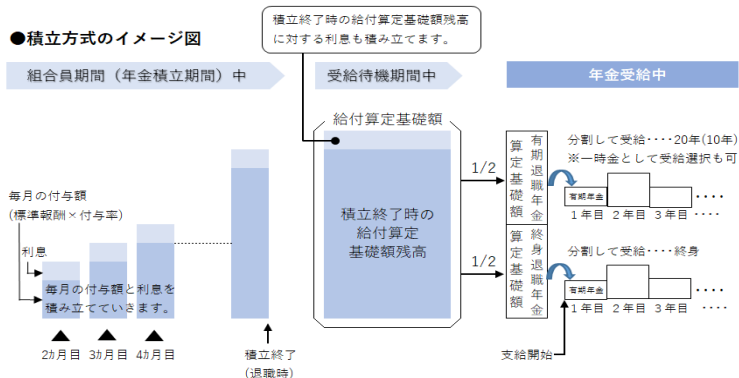
毎月の付与額と利息を退職時(積立終了時)まで積み立てます。この積み立てられた総額を「給付算定基礎額」といいます。退職後は、支給開始時まで、退職時の給付算定基礎額に対する利息も積み立てます。

2 年金受取時

給付算定基礎額を年金原価率で除して年金額を計算します。受給は原則として65歳からですが、60歳から繰上げ、または70歳まで繰り下げて受給することもできます。

積立時と受給時のイメージ

●積立方式のイメージ図



(注) 将来、年金払い退職給付を請求する際には退職所得の「源泉徴収票」が必要となる場合があります。退職時に交付される退職所得の「源泉徴収票」は大切に保管してください。

退職年金の計算について

退職年金は、1年以上引き続き組合員期間を有する方が、退職した後65歳に達したとき、または65歳に達した日以後に退職したときに、半分が有期退職年金、半分が終身退職年金として支給されます。

1 有期退職年金

有期退職年金は、有期退職年金算定基礎額 ÷ 有期年金現価率で計算されます。

有期退職年金算定基礎額は、受給権発生年度は、給付算定基礎額の2分の1の額になります(組合員期間が10年未満の方は、4分の1の額となります。)

有期退職年金の支給期間は240月(ただし、申出により120月に短縮することができます。)

有期年金現価率は、有期退職年金の支給残月数に応じて地方公務員共済組合連合会の定款で定められています。有期退職年金は、毎年10月に改定されます。

また、有期退職年金を一時金として受け取ることもできます。

2 終身退職年金

終身退職年金は、終身退職年金算定基礎額 ÷ 終身年金現価率で計算されます。

終身退職年金算定基礎額は、受給権発生年度は、給付算定基礎額の2分の1の額となります(組合員期間が10年未満の方は、4分の1の額となります。)

終身年金現価率は、受給権者の年齢に応じて地方公務員共済組合連合会の定款で定められています。終身退職年金は毎年10月に改定されます。

老齢基礎年金

65歳からは、老齢厚生年金に加えて、国民年金の老齢基礎年金が日本年金機構から支給されます。

共済組合の組合員期間以外に、他の公的年金の加入期間も老齢基礎年金の額の算定期間になることがあります。

年金額は国民年金に40年加入した場合、780,900円です。(令和3年4月から)

障がいの状態になったときの年金

組合員が在職中の病気やケガによって一定の障がいの状態になったときに障害等級に応じて共済組合から障害厚生年金が、日本年金機構から国民年金の障害基礎年金が支給されます。

詳細は46ページの「18 障がいの状態になったとき」の項目を参照してください。

組合員または組合員であった方が死亡したときの年金

組合員が在職中または退職後に死亡したときに、その遺族に共済組合から遺族厚生年金が、日本年金機構から国民年金の遺族基礎年金が支給されます。

詳細は53ページの「21 死亡したとき」の項目を参照してください。

離婚時等の年金分割

離婚等をした場合に、当事者の合意または裁判所の決定があれば、厚生年金を分割できます。(平成19年4月以降に離婚等をした場合)

また、国民年金第3号被保険者期間については、離婚等をした被扶養配偶者から請求があった場合、2分の1に分割されます。(平成20年4月以後の期間に限る。)

年金に関する手続等

年金の請求手続

老齢や死亡などの所定の給付事由が生じたときは年金受給権が発生します。ただし、年金を受給するためには、受給権者が共済組合に対して年金の請求をしなければなりません。

なお、在職中に年金の受給権が発生する方に対しては、支部(福利課)からその請求手続について連絡します。

なお、年金請求権は、給付事由の生じた日から5年で時効により消滅します。

① 年金の決定および支給

年金が決定されると受給権者に年金証書等が送付され、受給権者の指定口座に年金が送金されます。

2回目以降は、偶数月の15日に、当該月の前2か月分が定期支給されます。

在職中に決定になった老齢厚生年金は、退職時に改定請求書を提出すれば全額支給になります。

② 年金額の自動改定

年金は物価スライド制により、その額が改定されます。

年金への税

③ 年金の失権

年金は失権事由に該当したとき、受給権が消滅します、共通する失権事由は受給権者の死亡によるものですが、そのほかの失権事由は年金種別により異なります。

老齢厚生年金からは、支給期ごとに所得税が源泉徴収されます。所得税の源泉徴収は提出された扶養親族等申告書に基づき行われます。

なお、所得が公的年金だけの場合、年間収入額が108万円未満の老齢厚生年金(65歳以上で老齢基礎年金ありの場合は80万円未満、老齢基礎年金なしの場合は158万円未満)および、障害厚生年金、遺族厚生年金は所得税が非課税となります。

再就職したときの年金の一部支給停止

退職後に受給権者が再任用されたり、再就職して、厚生年金等の被保険者となった場合、基本月額と総報酬月額相当額に応じて次頁の停止額の計算方法のとおり算定されます。支給額が0円となる場合は、年金は加給年金額も含めて全額支給停止となります。

*用語説明

基本月額:老齢厚生年金の月額(加給年金額を除く。)

総報酬月額相当額:(その月の標準報酬月額)+

(直近1年間の標準賞与の合計÷12)

1人1年金の原則

年金受給権者が現在受給中の年金以外の公的年金の受給権を取得した場合は、原則としてこれらの年金のうちいずれか一方の年金を選択して受給することになります。この場合、他の年金は支給停止されます。

この年金の選択(変更)は将来に向かって何回でも行うことができます。

なお、次の場合は、例外的に、2つ以上の年金が併せて支給されます。

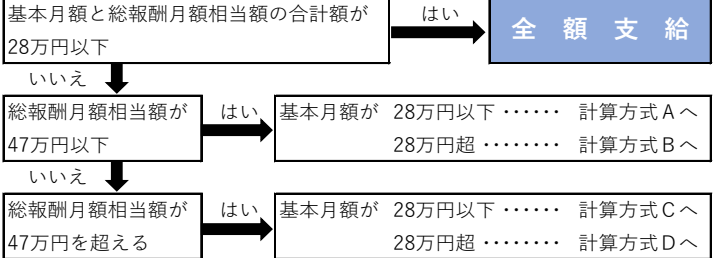
(ア)老齢厚生年金と併給される年金:退職、老齢を給付事由とする年金(老齢基礎年金等)

(イ)障害厚生年金と併給される年金:同一給付事由に基づく障害基礎年金(障害等級1級、2級に限る。)

(ウ)遺族厚生年金と併給される年金:同一給付事由に基づく遺族基礎年金、長期要件の遺族厚生年金、老齢基礎年金等

停止額の算定方法

65歳前の支給額（月額・低在老方式）



● 計算方法

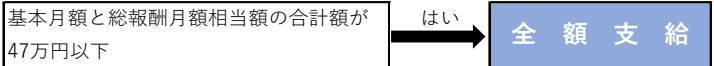
計算方式A 基本月額 - (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) ÷ 2

計算方式B 基本月額 - 総報酬月額相当額 ÷ 2

計算方式C 基本月額 - {(47万円 + 基本月額 - 28万円) ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 47万円)}

計算方式D 基本月額 - {47万円 ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 47万円)}

65歳以後の支給額（月額・高在老方式）



● 計算方法

基本月額 - (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 47万円) ÷ 2

また、65歳以上で障害基礎年金(障害等級1級、2級に限る。)の受給権がある方は、老齢厚生年金または遺族厚生年金との併給も可能です。

退職届書

退職時点で老齢厚生年金の受給権がない組合員が、必ず提出する書類です。

退職届書を提出すると、退職者は老齢厚生年金の待機者として共済組合本部に登録され、年金待機者登録番号等が届きますので大切に保管してください。

将来、年金を受給する年齢になったとき、待機者番号に基づきご自身で年金を本部に請求することになります。

公務災害・通勤災害補償制度

公務災害・通勤災害補償制度

目的特徴

地方公務員災害補償制度は、地方公務員法によって定められた制度であり、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。

この制度の大きな特徴は、公務災害について地方公共団体に過失がなくとも、被災職員に対する補償が義務づけられていることです。この点で民法上の損害賠償とは異なります。

地方公務員 災害補償基金

地方公務員災害補償基金(以下「基金」という。)は、地方公務員災害補償法により設置された法人で、職員が公務災害又は通勤災害を受けた場合に、これに対する補償の実施を被災職員の属する地方公共団体に代わって行うもので、補償に必要な財源は、地方公共団体からの負担金で賄われています。

基金福島県支部の事務局は、「福島県総務部人事総室職員業務課福利厚生室」にあります。

対象職員

基金が行う補償は、県(教育庁の職員を含む)・市町村・学校・警察・一部事務組合などの所属する団体や従事する職務に関係なく、常勤職員であれば適用されます。臨時職員(非常勤職員)であっても、以下の条件をすべて満たした場合はその条件を満たした日から適用されます。

(ア)常勤職員と同等以上の勤務時間を勤務した日が、1か月当たり18日以上ある場合

(イ)(ア)の条件による月が引き続き12月を経過した場合

なお、教育職員の場合、産休代替、育休代替、退職補充、欠員補充の教員は、原則として基金の対象職員となります。

補償の対象

この制度の補償は、職員の身体的損害に対するものに限られ、物損や精神的損害に対する慰謝料などは含まれません。具体的には、負傷・疾病・障がい・死亡を対象としています。

公務災害とは

職員が職務遂行中や出張など任命権者の支配管理下で、公務が原因(起因)で負傷したり疾病にかかった場合(災害)に、公務と相当因果関係をもって発生したと認められる災害を公務災害といいます。

職員が災害を受けた場合、それが公務災害となるためには、次の2つの要件を満たす必要があります。

- 公務遂行性……職員が公務に従事し、任命権者の支配下にあるという関係
 - 公務起因性……災害と公務との間に相当因果関係が認められること
- 公務災害の種類及び認定基準は、次のとおりです。

負傷	公務中の負傷は原則として公務災害となります。 また、通勤途中の負傷であっても、勤務時間終了後4時間以上の超過勤務を終えて帰宅する場合や勤務を要しない日に特に勤務を命じられた場合の出勤又は退勤などは、公務災害となります。 後述する通勤災害とは、補償内容に若干の相違があります。
疾病	疾病が公務災害と認められるのは、医学的判断としての公務起因性が認められる場合に限られます。 したがって、公務中に発症したとしても、それだけでは公務災害とは認定されない場合もあります。
障がい又は死亡の場合	公務上の負傷又は疾病との相当の因果関係をもって生じたことが明らかな障がい又は死亡は、公務上のものとなります。

- ※ 次のような場合は、原則として公務災害とは認められません。
- (ア)公務逸脱行為、又は私的行為によるもの
 - (イ)故意又は本人の素因によるもの
 - (ウ)天災地変によるもの(その職務に天災地変による危険性が付随している場合を除く)
 - (エ)偶発的な事故によるもの
 - (オ)私的怨恨によるもの(公務遂行に伴う怨恨を除く)

公務上の災害認定基準

	区 分	解 釈
負	職 務 遂 行 中	通常又は臨時に割り当てられた職務遂行中の場合は公務上となります。
	職 務 遂 行 中 に 伴 う 合 理 的 行 為 中	生理的必要行為、公務達成のための善意行為などの職務附随行為中は公務上となります。
	職 務 遂 行 に 必 要 な 準 備 行 為 又 は 後 始 末 行 為 中	勤務時間の始めや終りの更衣、点検、整備、格納、清掃などの行為は公務上となります。
	救 助 行 為 中	勤務場所で、負傷又は疾病にかかった職員の救助行為中は公務上となります。
	防 護 行 為 中	非常災害時において勤務場所又はその附属施設を防護する行為中は公務上となります。
	出張又は赴任の期間中	出張用務そのものを遂行中、又は合理的な経路及び方法の途中は公務上となります。私的な行為中は公務外となります。
傷	通 勤 途 上	使用者の支配管理下にある場合など特殊な事情の下にある場合には公務上となります。その他の場合は通勤災害となります。
	レクリエーション参加中	地方公務員法第42条の規定に基づき、任命権者が計画し実施したものと及び共済組合等と共催したものなどの場合は公務上となります。
	設 備 の 欠 陥 等	勤務場所及びその附属施設の不完全又は管理上の不注意による場合は公務上となります。
	職 務 遂 行 に 伴 う 怨 恨	勤務場所又は勤務時間内であるかどうかを問わず公務上となります。私的怨恨による場合は公務外となります。
疾 病	負 傷 に よ る 疾 病	公務上の負傷と相当因果関係をもって発症したことが明らかな疾病は公務上となります。
	職 業 病	認定基準に定める職業病で特に反証のない場合は公務上となります。
	そ の 他	公務に起因することが明らかな疾病は公務上となります。
(脚注)	公務上の負傷又は疾病と相当因果関係を持って生じた場合	公務上の負傷又は疾病との相当因果関係をもって生じたことが明らかな障がい又は死亡は、公務上のものとなります。

通勤災害とは

通勤災害とは、勤務のため、①住居と勤務場所との間の往復、②勤務場所から他の勤務場所への移動、③①の往復に先行又は後続する住居間の移動を、合理的な経路及び方法によって行っている途中の災害をいいます。

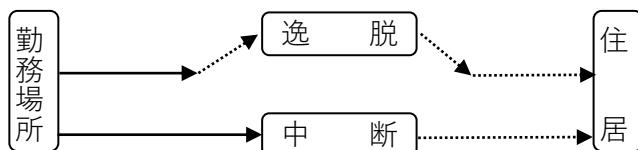
しかし、現実の通勤においては、途中で買い物をしたりお酒を飲んだり、いわゆる私用を弁ずることが多いものです。

これを逸脱(通勤と関係のない目的で経路からそれること)又は中断(通勤目的とは離れた行為を経路上で行うこと)といいますが、この場合は、その間及びその後は通勤とはなりません。

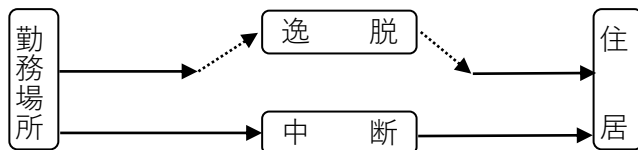
ただし、この逸脱・中断が、飲食料品や文具など日用品の購入等日常生活に必要な行為やその他これに準ずる行為による場合は、その間を除き、合理的な経路に復した後は通勤となります。

※ 合理的経路は、通勤届による経路のみとは限りません。

◎逸脱・中断が日常生活に必要な行為でない場合



◎逸脱・中断が日常生活に必要な行為である場合



——— 線部分で災害が発生した場合は、通勤災害に該当します。

..... 通勤災害には該当しません。

通勤の範囲

事 項	定 義	解 釈
勤 務 の た め	勤務につくため又は勤務を終えて帰宅するための移動	勤務終了後、長時間（２時間以上）にわたって私用を弁じた後に帰宅する場合は通勤災害に該当しません。
住 居	生活の本拠として普段住んでいる家屋のほか、勤務の都合で特に設けられた宿泊場所	交通事情等のために一時宿泊する旅館等や家族が長期間入院し看病する必要がある場合の病院や、単身赴任者が概ね月１回以上の往復行為がある家族の住居などは「住居」にあたります。地方出身者の一時的帰省先（家族と共に郷里の実家に行き、そこから出勤する場合の実家）などは、「住居」にあたりません。
勤 務 場 所	職務を遂行する場所として明示又は黙示の指定を受けた場所	通常の勤務提供の場所、レクリエーション（公務災害と認定される場所に限る。）の場所は、「勤務場所」にあたります。同僚との懇親会の会場は「勤務場所」にあたりません。
合理的な経路及び方法	社会通念上、移動に用いられる経路及び方法のうち、一般に職員が用いると認められる経路及び方法	定期券や通勤届による経路、当日の交通事情等によりやむを得ず迂回する経路、マイカー通勤者がガソリン補給のためにガソリンスタンドに立寄る経路などは「合理的な経路」にあたります。交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路は「合理的な経路」にあたりません。
逸 脱	通勤とは関係のない目的で合理的な経路から離れること	通勤途中で、娯楽等のため麻雀、ゴルフ練習、ボウリング、観劇等をすると通勤災害に該当しなくなります。
中 断	合理的な経路上で通勤目的から離れた行為を行うこと	経路上の店で、雑誌等を購入したり駅構内でソバ等を立食しても「中断」とはなりません。
日 用 品	飲食料品、衣料品、家庭用燃料など日常生活のためしばしば購入するもの	パン、米等の食料品、身回り品、文具、子供のおもちゃなどは「日用品」にあたります。宝石などのぜいたく品、テレビ、ピアノ、自動車、家具、スキー、ゴルフ用品等は「日用品」にあたりません。
その他これに準ずる日常生活上必要な行為	家庭生活上必要として日常行われ、短時間でかつ日用品の購入と同程度に評価できる行為	独身者の通勤途上での食事、理・美容院への立寄、本人又は家族のため病院に行くこと、市役所等に住民登録、戸籍抄本等を取りに行くこと投票に行くこと等をいいます。

どんな補償が受けられるか

公務上の災害又は通勤による災害と認定されると、次のような補償や福祉事業による支援を受けることができます。

補 償 補償の種類、事由、内容の概要は、次のとおりです。

補償の種類	補償事由	補償の内容
1 療 養 補 償	負傷し又は疾病にかかった場合	必要な療養を行い、又は必要な療養の費用が支給される（療養上相当と認められるものに限ります。）
2 休 業 補 償	負傷し又は疾病にかかり、療養のため勤務ができず、給与を受けない場合	※平均給与額の60%に相当する金額が、出勤できない期間支給される。
3 傷病補償年金	負傷し又は疾病にかかり、療養の開始後1年6カ月を経過しても治ゆせず、一定の傷病等級に該当する場合	第1級から第3級までの傷病の程度に応じ年金が支給される。
4 障 が い 補 償	負傷し又は疾病にかかり治ゆしたときに一定の障がいが残った場合	障がいの程度により、第1級から第7級までは年金が、第8級から第14級までは一時金が支給される。
5 介 護 補 償	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者で、次に該当する場合 ① 傷病・障がい等級第1級の者のうち常時介護を要する場合 ② 傷病・障がい等級第1級及び第2級の者のうち随時介護を要する場合	介護に要した費用により、以下の基準で支給される。 ① 左記①に該当する場合 104,960円～56,930円 ② 左記②に該当する場合 52,480円～28,470円 ※ 親族又はこれに準ずる者による介護を受けた場合①56,930円 ②28,470円
6 遺 族 補 償	死亡した場合	(ア) 遺族補償年金 配偶者・子・父母・孫・祖父母又は兄弟姉妹（妻以外の者にあつては満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、60歳以上の者又は一定の障がいの状態にある者に限る）で職員の死亡当時にその収入によって生活を維持していた者に対して、年金が支給される。 (イ) 遺族補償一時金 (ア)の要件に該当する者がいない場合、配偶者・子・父母・孫・祖父母又は兄弟姉妹に対して、一時金が支給される
7 葬 祭 補 償	死亡した場合	遺族等が葬祭を行った場合には、その者に対して支給される。

福祉事業

※ 「平均給与額」とは

被災職員について、原則として災害発生の月前3か月間におけるその職員の給料、扶養手当等経常的に支給された給与の1日あたりの平均の給与額で、療養補償を除くすべての補償の支給額や大部分の福祉事業の支給額の算定の基礎となる額です。

福祉事業とは、法的義務として行われる補償と異なり、基金が恩恵的なものとして実施するもので、被災職員又はその家族の生活の安定、福祉の維持向上などを目的として、一定の要件を備える被災職員等に対して行います。

福祉事業としては、次のものがありますが、公務災害と通勤災害では「障害特別援護金」、「遺族特別援護金」においてその取扱いが異なっています。

※ 福祉事業の種類

外科後処置、補装具の支給、リハビリテーション、アフターケア、休業援護金、在宅介護を行い介護人の派遣、奨学援護金、就労保育援護金、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金、障害差額特別給付金、長期家族介護援護金

災害が発生したら

まず、医療機関(病院)へ

所属所へ報告するとともに、医療機関に行き必要な治療を受けてください。その際、公務(通勤)災害の手続きをとる予定であることを告げ、共済組合員証を使用せず治療費(医療費)の請求を待ってもらいます。

傷病名が確定した時点において、必ず診断書1通をとってください。

次に、公務(通勤)災害認定請求の手続きを

所属の担当者に災害発生の状況を詳しく説明し、公務(通勤)災害認定請求書を作成し、診断書など必要な資料を添付して所属長及び福島県教育委員会を経由して基金に提出してください。

基金では、その災害が公務(通勤)災害に該当するか否かを認定し、その結果を認定通知書により通知することになっています。

続いて、補償費等の請求を

公務上災害又は通勤災害該当との認定を受けた場合には、その旨を医療機関に申し出るとともに、医療機関で明細を記入した療養補償請求書を所属を經由して基金に提出します。基金が指定した医療機関(指定医療機関)を受診した場合は、所属を經由しないで、指定医療機関が直接基金に提出します。

医療機関で要した医療費は、基金が支払いますが、災害の内容又は医療機関によってその取扱いが異なる場合がありますので、所属の担当者によく相談してください。

◆県立病院			
・宮下病院	Tel 0241-52-2321		
・南会津病院	Tel 0241-62-7111		
◆公立病院			
・公立藤田総合病院	Tel 024-585-2121	・いわき市立総合磐城共立病院	Tel 0246-26-3151
・公立岩瀬病院	Tel 0248-75-3111	・南相馬市立総合病院	Tel 0244-22-3181
・公立小野町地方総合病院	Tel 0247-72-3181	・公立相馬総合病院	Tel 0244-36-5101
◆公立大学法人			
・福島県立医科大学	Tel 024-547-1111	・会津医療センター	Tel 0242-75-2100
◆国立病院機構			
・福島病院	Tel 0248-75-2131	・いわき病院	Tel 0246-55-8261
◆労働者健康福祉機構			
・福島労災病院	Tel 0246-26-1111		
◆福島県厚生農業協同組合連合会			
・白河厚生総合病院	Tel 0248-22-2211	・福島厚生病院	Tel 0244-46-5125
・塙厚生病院	Tel 0247-43-1145	・福島県農協会館診療所	Tel 024-554-3488
・高田厚生病院	Tel 0242-54-2211		
・坂下厚生総合病院	Tel 0242-83-3511		
◆済生会			
・済生会福島総合病院	Tel 024-544-5171	・済生会川俣病院	Tel 024-566-2323
◆日本赤十字社			
・福島赤十字病院	Tel 024-534-6101		

治療が終わったら

傷病が治ゆしたら、「療養の終了(治ゆ)報告書」を福島県教育委員会を經由して、基金に提出します。

※ 「治ゆ」とは

傷病が完全に回復した場合はもちろんですが、症状が固定し治療を継続してもその効果が期待できず、これ以上自然回復も見込めない場合(病状固定)も含まれます。

病状固定の場合には、残存する障がいの程度により障がい補償を受けることができます。

第三者の行為(交通事故等)による災害のときは

「出張途上で交通事故に遭いケガをした」等、第三者の行為によって公務(通勤)災害が発生した場合には、被災職員は、第三者(加害者)に対し損害賠償を請求することができますと同時に、基金に対して補償を請求することができます。

しかし、一つの災害に対して二重(加害者側と基金)に損害の補填を受けることはできません。

交通事故については、特別な事情がない限り加害者からの損害賠償を先に請求することを原則としていますが、次の場合には、基金が加害者に先行して補償を実施します。

- 加害者が不明の場合
- 加害者に資力がない場合
- 同僚職員の職務上の加害行為による場合

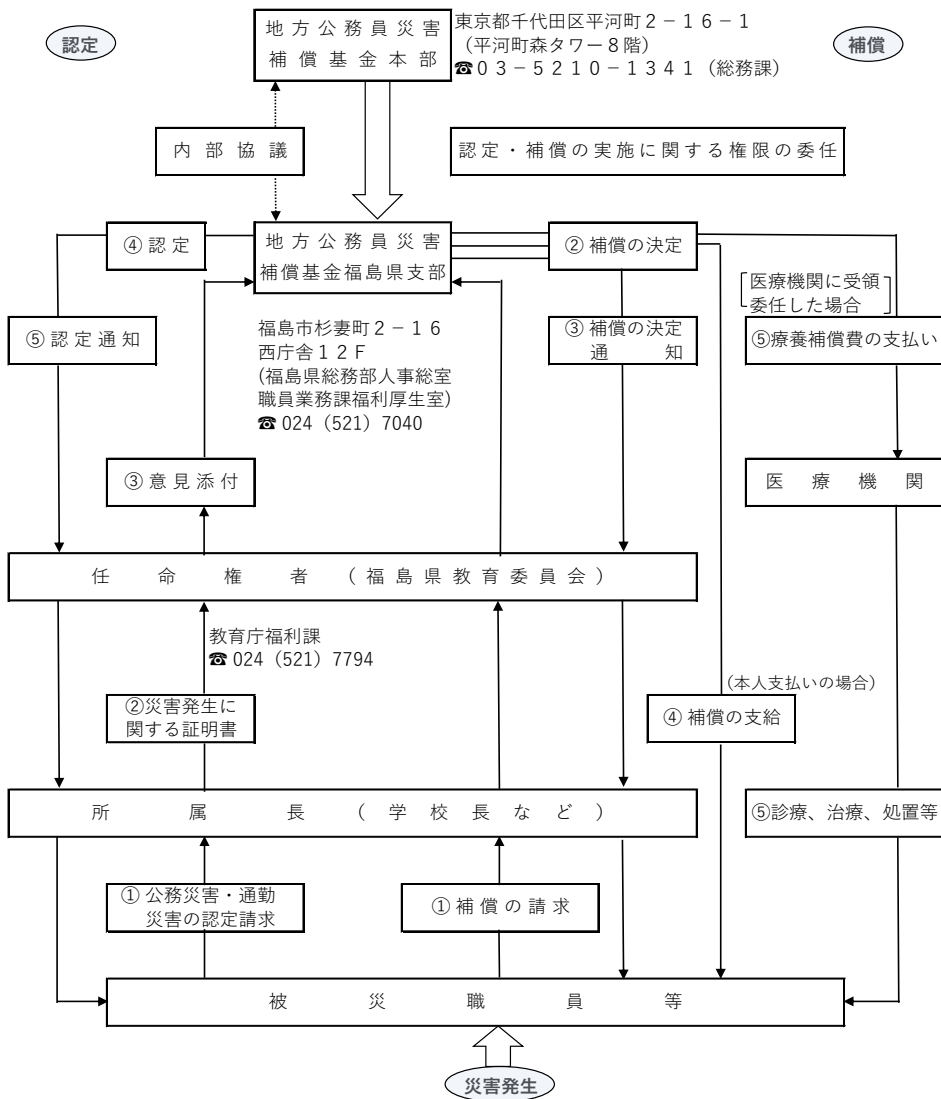
基金が補償を先行した場合には、基金が補償した限度で加害者に対する求償権を被災職員に代わって取得します。

いずれにしても、第三者の行為による公務(通勤)災害の場合には、被災職員・加害者・基金の調整が必要となりますので、

- (1) 加害者の住所・氏名などをすぐに確認する。
- (2) 示談は、基金に連絡せずに結ばない。

ことに気をつけてください。

認定請求・補償のながれ



認定などに不服の場合は

公務外の認定又は通勤災害非該当との認定や、各種補償の不支給決定などについて、被災職員又はその家族として納得できないという場合があります。

このように、基金支部長が行った公務上・外の認定や、補償に関する決定に不服がある場合には、行政不服審査法に基づき、地方公務員災害補償基金福島県支部審査会(支部審査会)に対し、書面で審査請求をすることができます。

この審査請求は、認定・決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行うことができます。

支部審査会は、学識経験を有する3人の委員により組織されており、審査のうえ裁決を行います。

支部審査会の裁決について、なお不服がある場合には、地方公務員災害補償基金審査会(本部審査会)に対して、再審査請求することができます。

これは、支部審査会の裁決があったことを知った日の翌月から起算して30日以内に行うことができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに再審査請求することができます。

さらに、この裁決に納得できない場合には、裁判所に対して訴訟による救済を求めることができます。この訴訟の提起は本部審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に行うことができます。(裁決の日付から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、再審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときなどの場合は、裁決を経ずに提起することができます。

なお、福祉事業に関する決定について不服がある場合には、基金支部長に対して不

次の事項に注意

地方公務員の災害補償制度は職員が公務災害や通勤災害によって受けた損害の一部を補填するだけのものです。

災害の発生は、本人はもとより、家族にとっても大きな負担となります。災害は未然に防がなければなりません。

もし万が一、公務災害や通勤災害があった場合、まず、次の事項に注意し、速やかに職場の上司や担当者の方と相談し、適切な処置を講じてください。

**負傷(疾病)は
安易に判断
しない**

「これくらいの痛みはすぐ治るだろう・・・」、「もう治療はいらないだろう・・・」などと自己判断すると、時間の経過とともに補償を受けることが難しくなりますので、早めに医療機関に受診し、医師の指示に従ってください。

**交通事故処
理は慎重に**

交通事故発生の際、その時点では体に異常はなくても、後日に外傷性頭頸部症候群(むちうち症)等の病状が現れることがありますので、安易に相手方と「物損事故扱い」や「示談」はせず、必ず警察署へ交通事故の届出をしてから慎重に事故処理を行ってください。

職員の加害事故で、職員本人や同乗の同僚などが負傷した場合も、この制度が適用されます。

共済組合員証 は使用しない

公務上の災害等により、初めて医療機関で受診するときは、公務（通勤）災害の手続きをとる予定であることを教えてください。

もし、共済組合員証を使用（事前に教育庁福利課へ連絡すること。）した場合には、認定後に、本人及び共済組合が負担した医療費を基金へ請求することになります。

領収書など支払った事実を証明するものは、大事に保管しておいてください。

診断書等の 補償

公務（通勤）災害認定請求書に添付するための診断書や基金が審査のために必要とする文書等の料金は、認定後に本人又は医療機関に基金から支払われます。

しかし、病気休暇願など本人が服務上必要な診断書は、補償の対象とはなりません。

はり、きゅう、 マッサージ等 による治療

これらによる治療を受ける場合には、事前に教育庁福利課を通じて基金に照会が必要です。

転医・院 するとき したとき

医者の勧めや通院の都合で、転医・院するときなどは、事前に教育庁職員課を通じて基金へ問い合わせることになります。

その他、公務災害・通勤災害などで不明な点は、各学校等の担当者、各教育事務所又は教育庁職員課にお尋ねください。

公務災害と通勤災害の違い

公務災害も通勤災害もその補償は同じ法令によって実施されており、内容についてもほとんど同一となっていますが、通勤途上にある場合は未だ使用者の支配管理下にないため、公務災害とはされず通勤災害として区分されます。

なお、福祉事業の障害特別援護金、遺族特別援護金（前述P97参照）において公務災害と通勤災害に差が設けられています。

◆各担当の電話番号◆

福利課 TEL:各担当ごとに記載しています。

- 総務担当 直通 TEL:024-521-7804 FAX:024-521-2852
 - ・財形貯蓄に関する事 内線: 5146
 - ・共済組合負担金・掛金に関する事 内線: 5146

- 福祉担当 直通 TEL:024-521-7804 FAX:024-521-2852
 - ・人間ドックに関する事 内線: 5088
 - ・特定健診に関する事 内線: 5146
 - ・各種検診に関する事 内線: 5146・5088
5099
 - ・共済組合保養施設助成 内線: 5088
 - ・保育補助に関する事 内線: 5088
 - ・各種セミナー、弔慰供花に関する事 内線: 5088
 - ・メンタルヘルスに関する事 内線: 5146
 - ・共済組合の貸付事業に関する事 内線: 5088

- 短期給付担当 直通 TEL:024-521-7802 FAX:024-521-2852
 - ・共済組合資格取得・喪失に関する事 内線: 5093・5094
 - ・被扶養者の認定・取消に関する事 内線: 5093・5094
 - ・共済組合の医療費等の給付に関する事 内線: 5094

- 長期給付担当 直通 TEL:024-521-7803 FAX:024-521-2852
 - ・退職手当に関する事 内線: 5157・5129
 - ・共済組合の年金に関する事 内線: 5129・5127
 - ・児童手当に関する事 内線: 5128

- 互助会担当 直通 TEL:024-521-7798 FAX:024-521-2852
 - ・互助会の掛金に関する事 内線: 5098
 - ・互助会の厚生事業に関する事 内線: 5098
 - ・互助会の医療費等の給付に関する事 内線: 5098

- 教職員相談室
直通 TEL:024-521-7805(FAX共通)
内線:5159 E-mail:k.counseling@pref.fukushima.lg.jp

凡 例

- 法 : 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- 施行法 : 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法
(昭和37年法律第153号)
- 施行令 : 地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)
- 施行規則 : 地方公務員等共済組合法施行規則(昭和37年自治省令第20号)
- 施行規程 : 地方公務員等共済組合法施行規程
(昭和37年総理府、文部省、自治省令第1号)
- 運用方針 : 地方公務員等共済組合法運用方針(昭和37年自治甲公第10号)
- 退職手当条例 : 福島県職員の退職手当に関する条例(昭和28年条例第35号)
- 定 款 : 公立学校共済組合定款
- 運 営 規 則 : 公立学校共済組合運営規則
- 育 児 休 業 法 : 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)
- 貸 付 規 程 : 公立学校共済組合貸付規程
- 貸 付 細 目 : 公立学校共済組合貸付規程福島支部施行細則
- 互 助 会 定 款 : 一般財団法人福島県教職員互助会定款
- 運 営 規 則 : 一般財団法人福島県教職員互助会運営規則
- 給 付 規 程 : 一般財団法人福島県教職員互助会給付規程

公立学校共済組合・互助会ホームページについて

公立学校共済組合及び互助会では、制度・手続き等を掲載したホームページを公開しています。アドレスは以下のとおりです。

- | | |
|------------|---|
| 本部ホームページ | URL https://www.kouritu.or.jp |
| 福島支部ホームページ | URL https://www.kouritu.or.jp/fukushima/ |
| 互助会ホームページ | URL http://fgojokai.com |